現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
1百日	頁	項目	頁	有無	改定理由
設計業務等共通仕様書 鹿児島県土木部 平成29年3月 目 次 第1編 共 通 編 第1章 総 則		設計業務等共通仕様書 鹿児島県土木部			
鹿児島県土木部		鹿児島県土木部 令和4年4月 目 次 第1編 共通編 第1章 総則 第1101条 適用 第1102条 用語の定義 第1103条 受発注者の責務 第1104条 業務の着手 第1105条 設計図書の支給及び点検 第1106条 調査職員		無無	
平成29年3月		令和4年4月		有	表記修正
月 次		目 次		有 無 無 無	
第1 編 共 通 編		第1編   共通編	1	無	
第1章 総則	1	第1章   総則	1		
		第1101条   適用	1	有 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第1102条   用語の定義	1	垣	目次个表記
		第1103条   受発注者の責務	3		目次へ奉記
		第1104条   業務の看手	3		目がつ季記
		第1105条 設計図書の支給及び点検	3	复	目がへ表記
		第1100余   調宜城貝  第4407名   第四十年末		有 有 有	日次へ衣記
		第110/余   官理技術者  第4400名   昭本社供表表が昭本の実施		捏	目次入李記
		第1105条 設計図書の支給及び点検 第1106条 調査職員 第1107条 管理技術者 第1108条 照査技術者及び照査の実施 第1109条 担当技術者 第1110条 提出書類 第1111条 打合せ等 第1112条 業務計画書 第1113条 資料の貸与及び返却 第1114条 関係官公庁への手続き等 第1116条 土地への立ち入り等 第1117条 成果物の提出 第1118条 関連法令及び条例の遵守 第1118条 関連法令及び条例の遵守 第1120条 修補 第1120条 修補 第1123条 履行期間の変更 第1123条 履行期間の変更 第1123条 履行期間の変更 第1123条 死注者の賠償責任 第1125条 発注者の賠償責任 第1126条 受注者の賠償責任等	4	有	日次へ 日次へ 表記 日次へ 表記 日次へ 表記 日次へ 表記 日次へ 表記 日次次へ 表記 日次次へ 表記 日次次へ 表記 日次次へ 表記 日次次へ 表記 日本次次へ 表記 日本次次へ 表記 日本次次へ 表記 日本次次へ 表記 日本次次へ 表記 日本次次へ 表記 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の
		先  109宗   2  2  女  10  2  2  2  2  2  2  2  2  2  2  2  2  2		操	日次 <u>八衣記</u>
		第1110末   灰山首照		有 有 有	月从八衣記 日次入主曰
		5   1   1   1   1   1   1   1   1   1		提	月从八衣記 日次人主記
		第1112末 未放前  門首  第4442名   姿料の貸上乃が近却		'''''''	日次人主記
		第1113末   東代の東ラ及の松却  第1114名   関係宣外庁への手結ぎ筆		捏	日次入李記 日次入李記
		第1114末   実际日本月、2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年		'''''''	日次人主記
		第1110末 地ル財献自Cの文///守   第1116名 土地への立ち入  1等		有	日次入美記 日次入美記
		第1110末 工地、の立ち八寸寸	<u>/</u>	有	日次人李記
		カリリホール末初り近日  第1118名 - 関連は今乃78名例の遵守		捏	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
			<u>/</u>	<u>                                    </u>	日次へ表記
		元	٥	'''''''''	日次へ美記
		第1121条   条件変更等	8	岩	目次へ表記 目次へ表記
		2011213   公日文文文  第1122条   契约李更	8	有	日次へ表記
		第1123条 履行期間の変更	8	岩	日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
	•••••	第1124条 一時中止	9	岩	日次へ表記
		第1125条 発注者の賠償責任	9	有	目次へ表記
	•••••	第1126条 受注者の賠償責任等 第1127条 部分使用 第1128条 再委託 第1129条 成果物の使用等 第1130条 守秘義務	9	描	目次へ表記
		第1127条 部分使用	9	有 有	目次へ表記
		第1128条 再委託	g	有	目次へ表記
		第1129条 成果物の使用等	10	有	目次へ表記
		第1130条 守秘義務	10	有	目次へ表記
		第1120宗 文件目の制度は守 第1127条 部分使用 第1128条 再委託 第1129条 成果物の使用等 第1130条 守秘義務 第1131条 個人情報の取扱い	10	有 有 有	目次へ表記
		第1132条 安全等の確保	12	有	目次へ表記
		第1131余 個人情報の取扱い 第1132条 安全等の確保 第1133条 臨機の措置 第1134条 履行報告 第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 第1136条 行政情報流出防止対策の強化 第1137条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 第1138条 保険加入の義務	12	有	日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表表記 目次へへ表表記 目次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記 目次次へへ表表記
		第1134条 履行報告	12	有	目次へ表記
		第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	12	有	目次へ表記
		第1136条 行政情報流出防止対策の強化	13	有 有	目次へ表記
		第1137条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	14	有	目次へ表記
		第1138条 保険加入の義務	14	有	目次へ表記

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	頁	有無	改定理由
		第1139条 新技術の活用について 第2章 設計業務等一般	14		目次へ表記
第2章 設計業務等一般	13	第2章 設計業務等一般	15	1000	
		第1201条 使用する技術基準等 第1202条 現地踏査 第1203条 設計業務等の種類 第1204条 調査業務の内容 第1205条 計画業務の内容 第1206条 設計業務の内容 第1207条 調査業務の条件 第1208条 計画業務の条件 第1209条 設計業務の条件	15	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第1202条 現地踏査 	15	有	目次へ表記
		第1203条  設計業務等の種類	15	<u>有</u>	目次へ表記
		第1204条 調査業務の内容	15	夏	目次へ表記
		第1205条  計画業務の内容	15		目次へ表記
		第1206条 設計業務の内容 第1207条 調査業務の条件 第1208条 計画業務の条件 第1209条 設計業務の条件 第1210条 調査業務及の条件 第1210条 調査業務及の計画業務の成果	15	<u>有</u>	日次へ表記 日次へ表記 日次へ表記 日次へ表記
		第1207余   調宜美務の余件  第4900名   共演要数の名件	16	夏	目以入本記
		第1200宗	16	复	日次へ主記 日次へ主記
		第1209末   設訂業務の赤圧  第1210条  調査業務及び計画業務の成果	16 17	星	日次へ来記 日次へ実記
			<u>! /.</u> 17	<u>月</u> 有	日次人表記
			17 18	有	日次へ表記 日次へ表記 日次へ表記 日次へ表記 日次へ表記 日次へ表記
		第1211条 設計業務の成果 第1212条 環境配慮の条件 第1213条 維持管理への配慮	18		日次へ表記 目次へ表記 新規【県独自】
		第3章 その他	19	有	新規【県独自】
		第3章 その他 第1301条 国土調査の基準点等測量標識灯の図示 第1307条 電子独見		有	新規【県独自】
		第1302条 電子納品	19	右	新申加申加申加
		第1303条 占用者との協議	19	有	が成「宗独自」 新規(県独自) 新規(県独自) 新規(県独自) 新規(県独自) 目次へ表記
		第1304条 「三者技術調整会」の開催	19	有 有 有	新規【県独自】
		第1305条 設計業務等における再委託について	19	有	新規【県独自】
		第1306条  遠隔臨場の試行	19	有	新規【県独自】
Mark - 1.14 - New 111   1.44		(参考)主要技術基準及び参考図書	20	<u> </u>	目次へ表記
第2編 河 川 編 第1章 河川環境調査 第1節 河川環境調査の種類		第2編   河川編	<u>1</u> .		
男   草 川川 坂 現 調 貧		男  草   川坂現調 <u>省</u>  第4第   江川環境調本の経験	1		
- 第 I 即 河川境児調宜の種類	28		1	墨	
第2節 環境影響評価		第3章 その他 第1301条 国土調査の基準点等測量標識灯の図示 第1302条 電子納品 第1303条 占用者との協議 第1304条 「三者技術調整会」の開催 第1306条 遠隔臨場の試行 (参考)主要技術基準及び参考図書 第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第1節 河川環境調査 第2前 環境影響評価 第2前 環境影響評価 第2102条 環境影響評価 第2103条 計画段階配慮書(案)の作成 第2103条 計画段階配慮書(案)の作成 第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 第2106条 調査	19 20 1 1 1	温	目次へ表記
为 2 即 场况影音计测		先4即   場場影音計     第2102名   環倍影響証価の区分			日次人裏記
		72102次   1227    1227    1227    1227    1227    1227    1227    1227			<u>日公 、公</u>
		第2104条   方法書(室) の作成	<u>'</u> .		日次へ表記
		第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	3	岩	目次へ表記
		第2106条 調査	4	有	目次へ表記
		第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	4	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次次へ表記 目次次へ表記 目次次へ表記 目 目次次へ表記 目 目次次へ表記 目 日 日 日 次 日 日 次 次 へ 表記 記 次 次 へ 表記 記 次 次 へ 表記 記 次 次 へ 表記 記 次 次 へ 表記 記 表記 記
		第2108条 準備書(案)の作成	5	有	目次へ表記
		第2109条 評価書(案)の作成	5	有	目次へ表記
		第2110条  評価書の補正等	6	有無	目次へ表記
第3節 河川水辺環境調査	32	第2104条 方法書(案)の作成 第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 第2108条 準備書(案)の作成 第2109条 評価書(案)の作成 第2110条 評価書の補正等 第3節 河川水辺環境調査 第2111条 河川水辺環境調査の区分 第2112条 魚類調査 第2113条 底生動物調査 第2115条 鳥類調査 第2115条 鳥類調査	6	т.	
		第2111条 河川水辺環境調査の区分	7	互	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第2112条	<u>7</u>	复	<u> 目次へ泰記</u>
		第2113条   低生動物調査	8	复	目次へ表記
		第2111末 / /// / // / // // / / / / / / / /	8	复	目次へ表記
		第2110余   馬親調宜   第3446名   末世粉ლ山粉味到 粉細木	8	复	日次へ表記
		第2116条 両生類爬虫類哺乳類調査	9	1 <u>月</u>	日バへ表記

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	頁	有無	改定理由
		第2117条 陸上昆虫類等調査	9	有	目次へ表記
		第2117条 陸上昆虫類寺調宜 第2118条 河川環境基図作成調査 第2119条 河川空間利用実態調査 第2120条 河川水辺総括資料作成調査 第4節 成果物	10	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第2119条 河川空間利用実態調査	10	有 無 無 無 有 無 有 無 有 無 有	目次へ表記
		第2120条 河川水辺総括資料作成調査	11	預	目次へ表記
第4節 成果品	35	第4節 成果物	11	↓嫐	
—————————————————————————————————————		第2121条 成果物 第2章 河川調査計画 第1節 河川調査計画の種類	11	月	目次へ表記
第2章 河川調査計画 第1節 河川調査計画の種類	37	第4年   冽川祠直計     第4節   河川河本計画の番類	13	灩	
- 另「即,門川嗣且計 <b>四以作</b> 規	<u>ي.</u>	第1即 州川嗣县前四の住規 第2201名 河川闽本計画の種類	10		目次へ表記
第2節 洪水痕跡調査	37	第2201条 河川調査計画の種類 第2節 洪水痕跡調査	13 13	<u>                                     </u>	日从、、农市
为2017六小R财 <u>明且</u>			13		目次へ表記
第3節 計画降雨検討	38	第2202条 洪水痕跡調査 第3節 計画降雨検討	14	<mark> </mark>	
20.3.80. HTH1.1131/2H3		第2203条 計画降雨検討の区分	14	有	日次へ表記
		第2203条 計画降雨検討の区分 第2204条 ティーセン法による検討	14	有	目次へ表記
		第2205名 攻击没在出境による検討	15	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第4節 基本高水計画高水流量検討	39	第4年 基本高水計画高水流量検討	16	I <del>1111</del>	
		第2206条 基本高水計画高水流量検討の区分 第2207条 貯留関数法による検討 第2208条 準線形貯留型モデルによる検討 第2209条 雨量確率手法による検討	16	有 無 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第2207条 貯留関数法による検討	16	有	目次へ表記
		第2208条 準線形貯留型モデルによる検討	17	有	目次へ表記
		第2209条 雨量確率手法による検討	18	有	目次へ表記
Note = Note   Int   1.50+  1.600.1-		男2211  余   河東唯楽于法による快記	19	査	目次へ表記
第5節 低水流出解析	42	第5節 低水流出解析	19	灩	
<u> </u>		第2211条 低水流出解析 第6節 河道計画	19	<u>  扫</u>	目次へ表記
第6節 河道計画	44	第80年7月   第10年   第10年	21		
		\$2212宋		操	目次へ表記 目次へ表記
第7節 内水処理計画		第2212条 河道計画(大規模河川) 第2213条 河道計画(中小河川) 第7節 内水処理計画	20 24	<u>                                     </u>	日从、、农市
一大人的人以外经生的一		第2214条 内水机理計画	2 <u>4</u>	一一	目次へ表記
第8節 利水計画	48	第2214条 内水処理計画 第8節 利水計画	26	<u>                                   </u>	H/X YXRU
		第2215条 利水計画検討			目次へ表記
第9節 正常流量検討	50	第2215条 利水計画検討 第9節 正常流量検討	28	無	m.v.v
		第2216条 正常流量検討(大規模河川)	28	有	目次へ表記
		第2216条 正常流量検討(大規模河川) 第2217条 正常流量検討(中小河川) 第10節 氾濫水理解析	30	有	目次へ表記 目次へ表記
第10節 氾濫水理解析	54	第10節 氾濫水理解析	32	無	
		第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	32	有	目次へ表記
第11節 総合治水対策調査	55	第11節 総合治水対策調査	34	舞	
		第2210条 数全治水材等調查	34	<u>類</u>	目次へ表記
第12節 洪水予測システム検討	61	第12節 洪水予測システム検討	41	嫐	
<u> </u>		弗2220余 洪水や測ンステム快計	41	有有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有無有	目次へ表記
第13節 成果品	64	第13節 成果物	44	型	目次へ表記
   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		\$\tau_1\t	44	1月	<b>日</b> 次八衣記
第3章 河川構造物設計 第1節 河川構造物設計の種類	CE	第3章 河川構造物設計 第1節 河川構造物設計の種類	45 45		
カーはパ川佛足物取引の推規	00	第1即 河川横垣初設計の種類 第2301条 河川構造物設計の種類	45 45	左	目次へ表記
		お4301示   門川隅足彻取削り作規	45	I.Ħ	日从二级記

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	頁	有無	改定理由
		第2節 築堤設計	45	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第2302条 築堤設計区分 第2303条 築堤予備設計 第2304条 築堤詳細設計 第3前 護岸設計	45	有	目次へ表記
		第2303条 築堤予備設計	45	有	目次へ表記
		第2304条 築堤詳細設計	47	有 無 有	目次へ表記
第2節 護岸設計	65	第3節  護岸設計    1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987   1987	49	悪	
		第2305条 護岸設計の区分	49	/互	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第2306条 護岸予備設計	49		目次へ表記
수소 > 수소 +조미미=기 =	70	第3回 護序設計   第2305条 護岸設計の区分   第2306条 護岸予備設計   第2307条 護岸詳細設計   第4節 樋門設計	52	有 有 無 有	日次へ表記
第3節 樋門設計	70	第4即	54	型	
		第2308条 樋門設計の区分 第2309条 樋門予備設計 第2310条 樋門詳細設計 第5節 承上め設計	54 54	捏	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第2309宗   徳    丁州成訂    第2240名   福田学知志主	54 56	有	日从八衣記
第4節 床止め設計	72	第2310末   徳   計削取引  第1 節    広山あ記計	50 59	有 無 有	日从、八公正
第4即 <u>休</u> 工の設計	13	第30	59 59		日次へ実記
		第2311条 床止め設計の区分 第2312条 床止め予備設計	59	'''''''	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第2313条 床止め詳細設計	61		日次へ美記
第5節 堰設計	77	ᄶᄼᄶᆛᆛᆑᅴ	63	I ###	
70.7 Mr. (24VH)		第9即   堪設計   第2314条   堰設計の区分   第2315条   堰予備設計   第2316条   堰詳細設計   第7節   水門設計	63	有 無 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第2315条 堰予備設計	63	有	目次へ表記
		第2316条 堰詳細設計	66	省	目次へ表記
第6節 水門設計	83	第7節 水門設計	69	無	
		第2317条 水門設計の区分	69	有 無 有	目次へ表記
		第2318条 水門予備設計	69	有	目次へ表記
		第 / 即   水門設計 第 2317条 水門設計の区分 第 2318条 水門予備設計 第 2319条 水門詳細設計 第 8 節 排水機場設計 第 2320条 排水機場設計の区分 第 2321条 排水機場予備設計 第 2322条 排水機場詳細設計 第 9 節 成果物 第 2323条 成果物 第 4 章 水文観測業務 第 1 節 総則	71	有	日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第7節 排水機場設計	87	第8節 排水機場設計	73	1300	
		第2320条 排水機場設計の区分	73	有 無 有	目次へ表記
		第2321条 排水機場予備設計	73	有	目次へ表記
<u></u>		第2322条  排水機場詳細設計	75	有 無 有	目次へ表記 目次へ表記
第8節 成果品	91	第9節  成果物	78	1 <del>11111</del>	
		第2323条 成果物	78	亙	目次へ表記 新規(H30国追加)
		第4章  水文観測業務	81	1 <u>有</u>	新規(H30国追加)
			81		新規(H30国追加)
		第2401条 水文観測業務の種類	81		新規(H30国追加)
		第2402余	81	捏	新規(H30国追加)
		第2401末 小久観劇素のの怪類 第2402条 対象観測所 第2403条 業務の実施基準 第2節 水文観測所保守点検	81	[]	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		先4即  小人財/別川木寸川(K)  第2004名  水立毎測所保守占株の日的	81 81		新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		第2404条 水文観測所保守点検の目的 第2405条 水文観測所保守点検の内容	81 81	有	新相(月30年)中川
		カム+い   小人	၂ ၀ I		利規(P30国追加) 新規(H30国追加)
		第2406条 観測所整備 第2407条 水文観測所保守点検の成果物	82 82		新担(H30国)庁训/ ਆないいの制信训/
		776-TV1 か、 374-TM171   16 74 15 77   15 77   17 77	82	捏	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		第2408条   流量期/四   第2408条   流量期測の日的	82	岩	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		第3節 流量観測 第2408条 流量観測の目的 第2409条 作業確認 第2410条 観測班の編成	82 82	~	新規(H30国追加)
		第2410条   観測研の編成	83		新規(H30国追加)
		イント・・・ヘン・ 中の / ジェンナント 沙回 とか		ı	

現行(平成29年版)	改定案(令和4年版)			
項目		頁	有無	改定理由
	第2411条 流量観測所整備 第2412条 流速計の検定	83	有 亲	所規(H30国追加) 所規(H30国追加)
	第2412条 流速計の検定 第2413条 現地調査	83	有 亲	f規(H30国追加)
	│	83	有 亲	f規(H30国追加)
	第2414条 低水流量観測の方法	83	有	f規(H30国追加)
	第2415条 低水流量観測の成果物	83	有業	f規(H30国追加)
	第2416条 高水流量観測の方法	83	有業	f規(H30国追加)
	第2414条 低水流量観測の方法 第2415条 低水流量観測の成果物 第2416条 高水流量観測の成果物 第2416条 高水流量観測の方法 第2417条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義	83	有	f規(H30国追加)
		84	<u> </u>	所規(H30国追加) 所規(H30国追加) 所規(H30国追加) 所規(H30国追加) 所規(H30国追加) 所規(H30国追加)
	第2419条 ADCPによる流量観測の方法 第2420条 ADCPによる流量観測成果物	84	复	听規(H30国追加) 听規(H30国追加) 听規(H30国追加)
	第2420条 ADCPによる流量観測成果物	84	复	万規(H30国追加)
	第2421条 電波式流速計による流量観測の方法	84	复	//規(H30国追加)
	第2421条 電波式流速計による流量観測の方法 第2422条 電波式流速計による流量観測成果物 第2423条 画像解析による流量観測の方法 第2424条 標定点の設置座標の測量	84 84	1月	听規(H30国追加) 听規(H30国追加) 听規(H30国追加)
	第2423余   幽塚胜灯による河里観測の万法   第2424条   横空上の河里広横の河県	85 85	1月	//祝(H3U国追加)
	第2424示   標底にの故直座標の側里   第2425条   画像解析による流量観測成果物	<u>ဝ၁</u> 85	<b>7</b> 7	15年 / 山っへ(三): 戸 カロ\
	第2420末   四涿肝州による  川里観  別队末初   第4節   水位  公具曲線作式	ວວ 85	1月 右	//祝(USO国に加) 5担/USO国に加)
	第74回 小田川里田禄田県 日本 日本 第7426条 水位流景曲線作成の日本	85		1120国追加) 5期(H30国追加)
	1 <del>72720元   小世州黒山林 F M O プロリー   172720元   小世州黒山林 F M O プロリー   172720元   1</del>	85	有業	5. 排(H30国)追加(
		85	有業	//戏(130国)是加/ //担(H30国)追加)
		85	-	7規(H30国追加)
		85	1	f規(H30国追加)
	第2425条 画像解析による流量観測成果物 第4節 水位流量曲線作成 第2426条 水位流量曲線作成の目的 第2427条 水位流量曲線作成の方法 第2428条 水位流量曲線作成の成果物 第5節 水文資料整理 第2429条 水文資料の定義 第2430条 水文資料整理の目的 第2431条 水文資料整理の方法	85	有業	が成(F30国県加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
	第2431条 水文資料整理の方法	86	有業	新規(H30国追加)
	第2431条 水文資料整理の方法 第2432条 水文資料整理の成果物	86	有業	新規(H30国追加)
第1章 海岸構造物設計 第1節 海岸構造物設計の種類	第1章 海岸構造物設計 93 第1節 海岸構造物設計の種類	1	無	
第1節 海岸構造物設計の種類	93 第1節 海岸構造物設計の種類	1	無	
	93 第 180 / 伊州県内 2010 / 伊州県	1	有 無 無 有 無	目次へ表記
第2節 堤防,護岸設計	93 第2節 堤防、護岸設計	1	無	
	第3102条 堤防、護岸設計の区分	1	有 目	3次へ表記
	第3103条 堤防、護岸予備設計	1	有	3次へ表記
	第3104条 堤防、護岸詳細設計	3	<u> </u>	次へ表記   次へ表記   次へ表記
第3節 胸壁設計	96 第3節 胸壁設計	<u>5</u>	I <del>11111</del>	
	90 第3 即 胸壁設計 第3105条 胸壁設計の区分 第3106条 胸壁予備設計 第3107条 胸壁詳細設計 99 第4 節 突堤設計	<u>5</u>	复	次へ表記  次へ表記  次へ表記
	第3106条  胸壁予備設計	5	፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟	製造の表記
<u> </u>		6	1月	3次へ表記
第4節 突堤設計	33 54 00 大坂改訂   <u>第3400名   雰担託社の区</u> 人	გ	月 有 無 有	1次人主打
	(50100大 大坂政計VICT)   第3100大	ŏ	<u> </u>	次へ表記  次へ表記  次へ表記
		<u>გ</u>	有	3.从 ^
第5節 離岸堤設計 1	33108条 突堤設計の区分 第3109条 突堤予備設計 第3110条 突堤詳細設計 02 第5 前 離岸堤設計	11	I <del>IIIII</del>	
カッツ 無子を以り 「	V4  カッド 離片性以前   第3111冬   難岸性設計の区分	<u>.!.!</u> . 11	/	ヨ次へ 裏記
	92 お 3 即   陳子族取引 第3111条   離岸堤設計の区分 第3112条   離岸堤予備設計 第3113条   離岸堤洋細設計	<u>! ! !</u> 11	右	40/00/10/10/10/10/10 3次へ実記
		<u>! ! !</u> 12	有	次へ表記  次へ表記  次へ表記
第6節 潜堤人工リーフ設計 1	第3113条 離岸堤詳細設計 04 第6節 潜堤人工リーフ設計	13	有	1.//\\?\?\!!!

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	百日	頁	有無	改定理由
		第3114条 潜堤人工リーフ設計の区分 第3115条 潜堤人工リーフ予備設計 第3116条 潜堤人工リーフ詳細設計 第7節 消波堤設計 第3117条 消波堤設計の区分 第3118条 消波堤子備設計	13	有	日次へ表記
		第3115条 潜堤人工リーフ予備設計	14	乍	目次へ表記 目次へ表記
		第3116条 潜堤人工リーフ詳細設計	15	有 無 <u>有</u>	目次へ表記
第7節 消波堤設計	107	第7節 消波堤設計	16	##	
		第3117条 消波堤設計の区分 第3118条 消波堤予備設計 第3119条 消波堤詳細設計 第6100条 清波防波堤計	16 17	<u>類</u>	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第3118条 消波堤予備設計		有	目次个表記
<u>⟨⟨⟨ ⟨ ⟨ ⟨ ⟨ ⟨ ⟨ ⟩ ⟩                   </u>		第3119条	19		目次へ表記
第8節 津波防波堤設計	109	第8即	19	有 無 有	
		第3120余	19	/基	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第3121条 津波防波堤予備設計	19	/	日次入衣記 日次入事与
第9節 砂浜設計		第3122条 津波防波堤詳細設計 第9節 砂浜設計	20 21	温	<b>月</b> 从八衣記
<b>分 5 即 10 /共政</b> 前		第3123条 砂浜設計の区分 第3124条 砂浜予備設計 第3125条 砂浜詳細設計 第10節 附帯設備設計	21 21	有 無 有	日次人主記
		第3123末 127兵政計の6月 第3124冬 砂汽子借設計	21 22	/温	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第3124末 70点 1 開放日		有	日次人美記
第10節 附帯設備設計	114	第1757 127 127 127 127 127 127 127 127 127 12	2 <u>0</u>	1 11111	
72.17 NY. 117.118 NY. 118.118.118.118.118.118.118.118.118.11		第3126条 附帯設備設計の種類	24	有 無 有	日次へ表記
		第3127条 水門及び桶門設計の区分	24	有	日次へ表記
		第3126条 附帯設備設計の種類 第3127条 水門及び樋門設計の区分 第3128条 水門及び樋門設計 第3129条 水門及び樋門詳細設計	25	有	目次へ表記
		第3129条 水門及び樋門詳細設計	26	有	目次へ表記
		第3130条 排水機場設計の区分	28	有	目次へ表記
		第3130条 排水機場設計の区分 第3131条 排水機場予備設計 第3132条 排水機場詳細設計 第3133条 陸閘設計の区分 第3134条 陸閘予備設計	28	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第3132条 排水機場詳細設計	30	有	日次 、役記 目次へ表記 目次へ表記
		第3133条 陸閘設計の区分	33	有	目次へ表記
		第3134条 陸閘予備設計	33	有	目次へ表記
		第3135条 陸閘詳細設計 第11節 成果物	34	有	日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第11節 成果品	124	第11節 成果物	36		
66 1 65 74 72 77 4 0 1 1 2 2 3 1 4 2 1 6 6 65		第3136条 成果物 第4編 砂防及び地すべり対策編 第1章 砂防環境調査 第1章 砂防環境調査の種類	36	/复	目次へ表記
第4編 砂防及び地すべり対策編		第4編 砂防及び地すべり対束編	1		
第1章 砂防環境調査 第1節 砂防環境調査の種類	406	京   早    砂川坂児嗣宜       空     小叶連接海木の番類	1		
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	120	第1即	1		口为《丰扫
第2節 自然環境調査	126	第4101余 1070 現現調直の性親 第2節 白妖理培润本		有 無 無 無 無 無 有 無	目次へ表記
为 2 即 自然极况则且	120	第4102条 白然環境調査の区分	<u>.</u> .	/	日次へ実記
		第4102元 日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	<u>¦</u>	'''''''''	日次へ表記
		第4104条 植物钼杏			<u> 日公…1公</u> 記 日次へ実記
		32.113.13.13.13.13.13.13.13.13.13.13.13.13	<del>۔۔</del>	惺	目分へ美記
		第1即 砂防環境調査の種類 第4101条 砂防環境調査の種類 第2節 自然環境調査 第4102条 自然環境調査の区分 第4103条 魚類調査 第4104条 植物調査 第4106条 両生類は虫類は乳類調査 第4107条 陸上昆虫類調査 第4108条 底生動物調査 第4108条 底生動物調査	3	岩	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第4107条 陸上昆虫類調査	3	省	目次へ表記
		第4108条 底生動物調査	3	有	目次へ表記
第3節 景観調査	128	第3節 景観調査	4	無	
			4	有	目次へ表記
第4節 渓流空間利用実態調査	129	第4節 渓流空間利用実態調査	4	無	
		第4110条 渓流空間実態利用調査	4	有	目次へ表記

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	頁	有無	改定理由
第5節 成果品及び貸与資料	129	第5節 成果物及び貸与資料	5	無	
		第4111条 成果物 第4111条 成果物 第4112条 貸与資料 第2章 砂防調査計画 第1節 砂防調査計画 第4201条 砂防調査計画の種類 第2節 砂防調査	5	有	目次へ表記 目次へ表記
		第4112条 貸与資料	5	有	目次へ表記
第2章 砂防調査計画		第2章 砂防調査計画	6	無 無 有 無 有	
第1節 砂防調査計画	131	第1節 砂防調査計画	6	無	
		第4201条  砂防調査計画の種類	6	有	目次へ表記
第2節 砂防調査	131	第2節 砂防調査	6	無	
		第4202条 砂防調査の区分 第4203条 水系砂防調査 第4204条 土石流対策調査 第4205条 流木対策調査 第4206条 火山砂防調査 第3節 砂防計画	6	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第4203条 水系砂防調查	6	有	<b>ヨ次へ表記</b>
		第4204条 土石流対策調査	8	有	ヨ次へ表記
		第4205条 流木対策調査	9		ヨ次へ表記
Auto- a fato- mail 101 de 1		第4206条 火山砂防調査	11	無	ヨ次へ表記 ニュー
第3節 砂防計画	136	第3節 砂防計画	12	111111	
		第4207 末   沙内司 画の区力	12	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第4208条 水系砂防計画 第4209条 土石流対策計画	12		<u> </u>
		1第4209余 工位流划束計画	13	复	ヨベヘ表記
		第4210条 流木対策計画 第4211条 火山砂防計画	14		ヨ次へ表記
<u>₩</u> 1₩ ₽□□		第4211余 火山砂防計画	15	<u>  <del>[</del>]</u>	ヨバへ表記
第4節 成果品	140	第4節 成果物	16		
タンス・スルワンは 14年		第4212余   成果物   第3 章   7675   第25   1875   1875   1875   1875   1875   1875   1875   1875   1875   1875   1875   1875   1875	16	月	目次へ表記
第3章 砂防構造物設計 第1節 砂防構造物設計	440	第4212条 成果物 第3章 砂防構造物設計 第1節 砂防構造物設計	20		
第1即 炒奶桶這物或計	143	第1004名  70万排失物点点 0.53名	20		
第2節 砂防えん堤及び床固工の設計	4.40	第4301条 砂防構造物設計の種類 第2節 砂防堰堤及び床固工の設計	20	有無有無無有無有無有	目次へ表記
第4即 砂防んの堤及の木画工の設計			20		
		第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分	<u></u>	捏	当从八衣記
		第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分 第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 第3節 渓流保全工の設計 第4305条 渓流保全工設計の区分	20	月	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第3節 渓流保全工の設計	146	第4304末   砂切塩塩及び休息工計組設計   第2節  深済保令工の設計	24	<u>有</u>	当从八衣記
第3即 沃加怀主工 <b>少</b> 放削	140	第3即   沃州  休主工公蔵前   第4305冬  浮流保全工調計の区分	24 24	/	日次へ実記
		第4305条 渓流保全工設計の区分 第4306条 渓流保全工予備設計	24	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第4307条   沃加休主工丁桶取引  第4307条  溪流保全工詳細設計	25	岩	3. <u>人、入れ</u> 3.ケヘ 美記
第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計	149	第4307条 渓流保全工詳細設計 第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計	27	111111	
<u> </u>		72 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13 - 1	<u>21</u> 27	<u>有</u> 無 有	日次へ表記
		第4300条   土百州(7)  朱工久(7)	27	有	コ <u>グ、代記</u> ヨ次へ表記
		第4310条	29	//	コグーンスト ヨケヘ表記
		第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分 第4309条 土石流対策工予備設計 第4310条 土石流対策工詳細設計 第4311条 流木対策工学備設計	31	岩	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第4312条 流木対策工詳細設計	32		月次へ実記
第5節 護岸工の設計	156	第5節 護岸工の設計	34	<u>有</u> 無	T.(()
TATE THE HEALT HORL		  第4313条   護岸工設計の区分	34	岩	<b>目次へ表記</b>
		第4313条 護岸工設計の区分 第4314条 護岸工予備設計	34	<b>岩</b>	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第4315条 護岸工詳細設計	36	省	<b>冒次へ表記</b>
第6節 山腹工の設計	158	第6節 山腹工の設計	37	<u>有</u> 無	
THE STATE OF THE S		第4316条 山腹工設計の区分	37	有	<b>目次へ表記</b>
		第4317条 山腹工予備設計		有	目次へ表記 目次へ表記

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	有	無 改定理由
		第4318条 山腹工詳細設計		目次へ表記
第7節 成果品	161	第7節 成果物	39 有 40 無 40 有 53 無 53 有 53 有 53 有	
		第4319条 成果物 第4章 地すべり対策調査計画設計	40 有	目次へ表記
第4章 地すべり対策調査計画設計 第1節 地すべり対策調査計画設計		第4章  地すべり対策調査計画設計	53 無	
第1節 地すべり対策調査計画設計	168	第1節 地すべり対策調査計画設計	53 無	
		第4401条 地すべり対策調査計画設計の種類 第2節 地すべり調査	53 有	目次へ表記
第2節 地すべり調査	168	第2節  地すべり調査	53 無	
		第4402条  地すべり調査の区分		- 目次へ表記
		第4402条 地すべり調査の区分 第4403条 地すべり予備調査 第4404条 地すべり概査	53 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第4404条   地 すべり概宜	54 有	- 目びへ表記
<u> </u>		第4405条 地すべり機構解析 第3節 地すべり対策計画	55 有 56 無 56 有 56 無 57 有	目次へ表記
第3節 地すべり対策計画	1/1	第3即 地 9 ヘリ刈束計画	20   悪	目次へ表記
第78年末で175上午記記		第4406条 地すべり対策計画 第4節 地すべり防止施設設計	56 有	<b>一月</b> 次个衣記
第4節 地すべり防止施設設計	1/2		201 無	口为《丰缸
		第4407  デールタイプ  加工配政政司の区グ  第4408  実施する17時上施設  実施設計	57 有	
		第4407条 地すべり防止施設設計の区分 第4408条 地すべり防止施設予備設計 第4409条 地すべり防止施設詳細設計	57 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第5節 成果品	17/	第5節 成果物	シ/   月 50   無	月从八代記
カリが水田	174	第 1	201左	目次へ表記
第5章 鱼桶斜地分等調查計画設計		第4410条 成果物 第5章 急傾斜地対策調査計画設計	30 H	
第5章 急傾斜地対策調査計画設計 第1節 急傾斜地対策調査計画設計	177	第160 条件 经基本 表现 计	30   <del></del>	
		第4501条  急傾斜地対策調査計画設計の種類	331右	目次へ表記
第2節 急傾斜地調査	177	第4501条 急傾斜地対策調査計画設計の種類 第2節 急傾斜地調査の区グ	57 有 57 有 59 無 60 有 60 無 63 無 63 無	
24 86- 20(1781) - OH3		第4502条 急傾斜地調査の区分 第4503条 急傾斜地予備調査 第4504条 急傾斜地概査 第4505条 急傾斜地機構解析 第3節 急傾斜地機構解析	63 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第4503条 急傾斜地予備調査	63 有 63 有	目次へ表記
		第4504条 急傾斜地概查	641有	目次へ表記
		第4505条 急傾斜地機構解析	65 有 67 無 67 有 68 無 68 有	目次へ表記
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	181	第3節 急傾斜地崩壊対策計画	67 無	
		第4506条 急傾斜地崩壊対策計画 第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計 第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	67 有	目次へ表記
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	182	第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	88 無	
		第4507条  急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	68 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		124508全 单伸科切用埋防压触铃节悔铃	າXI4⊟	目次へ表記
		第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 第5節 成果物	70 有	目次へ表記
第5節 成果品	184	第5節   成果物	71 悪	
Art - Lin Di Lin		第4510条 成果物 第5編 ダム編 第1章 ダム環境調査	/1 有	目次へ表記
男 5 編 グ ム 編 一		第 2 編 グム編		
第5編 ダム編 第1章 ダム環境調査 第1節 ダム環境調査の種類	407	年   早 グム 現 規 削 直		
	187	第1節 ダム環境調査の種類 第5101条 ダム環境調査の種類	70 有 71 無 71 無 1 無 1 無	口为《丰气
第7節 理接影鄉河/西	407	第5101条 ダム環境調査の種類 第2節 環境影響評価	1 有	目次へ表記
第2節 環境影響評価	187	5.400名   理接影響が使み区グ		目次へ表記
		第5102条  環境影響評価の区分   第5102条  計画段階码度乗/安/の作成	[월	
		第5103条 計画段階配慮書(案)の作成 第5104条 方法書(案)の作成		目次へ表記
		第5104宗 万広音(条)のTF放 第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	4月	目次へ表記 目次へ表記
		知3103末 境界が普計   の項目型のに調査、パ別及の計   の土法の選及	의견	

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目 第5106条 調査 第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 第5108条 準備書(案)の作成 第5109条 評価書(案)の作成 第5110条 評価書の補正等 第3節 ダム湖環境調査 第5111条 ダム湖環境調査の区分 第5112条 魚類調査 第5113条 底生動物調査 第5114条 動植物ブランクトン調査 第5116条 鳥類調査	頁	有無	改定理由
		第5106条 調査	4	有	日次へ表記
		第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	4	有	日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5108条 準備書(案)の作成	5	有	目次へ表記
		第5109条 評価書(案)の作成	5	有	目次へ表記
		第5110条  評価書の補正等	6	<u>有</u> 無	目次へ表記
第3節 ダム湖環境調査	192	第3節  ダム湖環境調査	6	I <del>IIII</del>	
		第5111条 ダム湖環境調査の区分	6	有	目次へ表記 目次へ表記
		第5112条 魚類調査   ************************************	<u>7</u>	<u> </u>	目次へ表記
		第5113条   底生動物調査	8		日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5114条   <u>動植物ファンクトン調査</u>	8		目次へ表記
		第5115条	9		目次へ表記
		第5116余   馬親調宜     第5447名   第4   新國山   新國本	9	月	日次へ表記
		第511/余	9	真	目次 <u>个</u> 套配
		第3118宗  隆上花出親寺嗣直   第5440名  ゲル知知中中能知木	10	有	日次入农记 日次入丰妇
第4節 成果品	106	第3119宗 クム <u>州利用夫忠嗣且</u>  第4節  武田柳	10	1月	月从八衣記
5 · 即 以未吅	190	第5110宗 植物嗣具 第5116条 鳥類調査 第5117条 両生類爬虫類哺乳類調査 第5118条 陸上昆虫類等調査 第5119条 ダム湖利用実態調査 第4節 成果物	11		目次へ表記
第7音 ダム治水利水計画		第5120条 成果物 第2章 ダム治水利水計画 第1節 ダム治水利水計画の種類		 無	<b>月从八</b> 八八
第2章 ダム治水利水計画 第1節 ダム治水利水計画の種類	107	光4早  ブムロッツッコ      第1節  ダムシ水利水計画の種類	<u>!4</u>	 無	
カーの ノムロハヤハ 田 1071年紀	131		12	岩	目次へ表記
第2節 治水計画	197	笠っ笠 ムル <del>山</del> 面	12	<mark>                                    </mark>	H.M. \1X8U
7.2 N. /H./N.H.H.	107		12	有 無 無 無 有 無 有	目次へ表記
		第5202条 治水計画の区分 第5203条 洪水調節計画 第5204条 正常流量確保計画 第3節 利水計画 第5205条 利水計画の区分 第5206条 低水流出解析 第5207条 利水計画 第6000条 は即物	12	有	日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5204条 正常流量確保計画		省	目次へ表記
第3節 利水計画	199	第3節 利水計画	15	I 4000	
		第5205条 利水計画の区分	15	有 無 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5206条 低水流出解析	15	有	目次へ表記
		第5207条 利水計画	16	有	目次へ表記
第4節 成果品	201	第4節 成果物	17	無	
		第5208条 成果物	17	有	目次へ表記
第3章 ダム地質調査 第1節 地質調査の種類		第5208条 成果物 第3章 ダム地質調査 第1節 地質調査の種類	18	無	
第1節 地質調査の種類	202	第1節  地質調査の種類	18	無	
bets a lefe 111 m / 1m -t-		第5301条 地質調査の種類 第2節 地形調査	18	<u> </u>	目次へ表記
第2節 地形調査	202	第2節  地形調査	18		H-((L-))-12-12-1
ᄷᇬᄷᄼᆣᆛᇻᄝᅕ		第5302条 地形調査 第3節 広域調査	18	月	目次へ表記
第3節 広域調査	203	男3即    仏球調宜  第5000名   広球調本	19	型	
数 / 数 排手排除除术		第5303条 広域調査 第4条 地東地震略本	19	有無無有無有無有無有無有無	目次へ表記
第4節 地表地質踏查	204	第4節 地表地質踏査	20 20		口次人主扫
		第5304条 地表地質踏査の基本的事項 第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査(1/5,000) 第5306条 ダムサイト地表地質概査(1/2,500)	20 20	月	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第0000末 プムソイド医開地医ル地衣地具版具(1/0,000)   第506名 ガルサイト地手地唇脚本(1/2,500)		''	日次人李記 日次人李記
		第5300余 ダムサイト地表地質概算(1/2,300) 第5307条 ダムサイト地表地質調査(1/500)	21 23	有	日次人李記 日次人李記
		第5307年 プムグイト地表地員調査(1/500) 第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査(1/5,000)	∠ა 2/	星	ヨグンベル 日次へ美記
		第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概查(1/2,500)	24 25	'''''''''''	ヨルニング記 日次へ実記
		プランシング: ・	20		<b>月//\``\</b> 1Xfb

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	百日	頁	有無	改定理由
· · · ·		現日 第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査(1/1,000) 第5311条 貯水池周辺地表地質概査(1/2,500) 第5312条 貯水池周辺地表地質調査(1/1,000) 第5節 物理探査	26	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5311条 貯水池周辺地表地質概查(1/2,500)	27	有	目次へ表記
		第5312条 貯水池周辺地表地質調査(1/1,000)	28	有	目次へ表記
第5節 物理探査	212	第5節物理探査	29	無	
		第5313条 物理探査の基本的事項 第5314条 物理探査 第6節 透水試験 第5315条 ルジオンテストの基本的事項 第5316条 ルジオンテストおよび考察 第7節 横坑調査	29	有	目次へ表記 目次へ表記
		第5314条 物理探査	29	有	目次へ表記
第6節 透水試験	213	第6節   透水試験	30	無	
		第5315条 ルジオンテストの基本的事項	30	/互	目次へ表記 目次へ表記
66 - 66 14 12 40 <del>4</del>		第5316条  ルジオンテストおよび考察	30	菹	目次へ表記
第7節 横坑調査	214	第/節  横坑調査	31	灩	
			31		目次へ表記 目次へ表記
<u> </u>		第5318条 横坑観察 第8節 岩盤試験	31	1	日次へ衣記
第8節 岩盤試験	215	先&即  石鑑訊歌   第5340名  吳雲子野の甘木的東西	32	有 無 有	口为《丰扫
		第5319条 岩盤試験の基本的事項 第5320条 岩盤直接せん断試験	<u>32</u>	<u> </u>	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第3320末 石盤且女と70別試験   第5224名 学般本形学段	32 33	温	日次入主記 日次入主記
第9節 孔内観察	216	第5321条 岩盤变形試験 第9節 孔内観察	34	無	日从:、1次此
カブは 10円 既宗		光	34 34	描	目次へ表記
第10節 地質解析	217	第5322条 孔内観察 第10節 地質解析	35	I 4 <del>1111</del>	
		第5323条 地質解析の其本的事項	35	茶	日次へ表記 目目次へ表表記 日月次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次
		第5323条 地質解析の基本的事項 第5324条 ダムサイト地質比較検討(1/5,000) 第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000)	36	有	日次へ表記
		第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000)	37	''	日次へ表記
		第5326条 ダムサイト地質解析(1/2.500)	38	有	目次へ表記
		第5327条 ダムサイト地質解析(1/500)	39	有	目次へ表記
		第5328条 堤体材料採取候補地地質解析(1/2,500)	40	有	目次へ表記
		第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000)   第5326条 ダムサイト地質解析(1/2,500)   第5327条 ダムサイト地質解析(1/500)   第5328条 堤体材料採取候補地地質解析(1/2,500)   第5339条 堤体材料採取候補地地質解析(1/1,000)   第5330条 地質考察の基本的事項   第5331条 ダムサイト地質考察   第5332条 堤体材料採取候補地地質考察   第5333条 貯水池周辺地質考察   第5333条 貯水池周辺地質考察   第5333条 ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500)	41	有	目次へ表記
		第5330条 地質考察の基本的事項	42	有	目次へ表記
		第5331条 ダムサイト地質考察	42	有	目次へ表記
		第5332条 堤体材料採取候補地地質考察	42	有	目次へ表記
		第5333条  貯水池周辺地質考察	43	有	目次へ表記
		第5334条  ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500)	44	有	目次へ表記
		第5335条 ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1/500)	45	10000000000000000000000000000000000000	目次へ表記
Arts a Arts and a straight to the		第5336条  堤体材料採取候補地地質総合解析(1/1,000)	46	有 無 有	目次へ表記
第11節 岩盤掘削面スケッチ	229	第11節  岩盤班削面スケッチ	48	灩	
		第5330宗 アムリイト収員総合解析(未施設計長階)(1/300) 第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析(1/1,000) 第11節 岩盤掘削面スケッチ 第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種) 第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価	48	基	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5338条   堤体材料採取地掘削時材料評価  第5339条   堤体材料採取地掘削面スケッチ	49	基	目の人工記
第42篇 第四纪斯局祖本		第5339余   堤体材料採取地掘削皿スケッチ  第12節  第四紀断層調査	49 50	<u>有</u> 無	<b>日</b> 次八衣記
第12節 第四紀断層調査	231	第14即 - 第240名 第四名附属闽本の甘木的東西	50 50	霽	日次人主曰
		第5340条 第四紀断層調査の基本的事項 第5341条 第四紀断層調査(一次調査その1) 第13節 成果物	50 50	操	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		カッサス	50 52	星	日次入美記
		カロリール本刊  第5242冬 - 成里物		有	日次入美記
第4章 ダム本体設計		<del>アッシュと示   以本1/2 </del>  第4音 ダム木体設計	52 50	<u>有</u> 無 無	日八、八八郎
- 第1章 ブム本体設計の種類	228	第4章 ダム本体設計 第1節 ダム本体設計の種類	50 50	   無	
カーロン・イン・アスローツルまた	230	カーロ・ノムか作品目 ツバまな	30	1755	

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	頁	有無	改定理由
		第5401条 ダム本体設計の種類 第2節 重力式コンクリートダム本体設計	58	有	目次へ表記
第2節 重力式コンクリートダム本体設計	238	第2節  重力式コンクリートダム本体設計	58	無	
		第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分	58	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5403条  計画設計	58	/复	目次へ表記
		第5404条 概略設計 第5405条 実施設計	60	复	目次へ表記
		第5405条   実施設計	62	有 無 有	日次へ表記
第3節 ゾーン型フィルダム本体設計	244	第3節 ゾーン型フィルダム本体設計 第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分	65	↓型	
		第5400条 ソープ望ブイルダム本体設計の区方	00 65	操	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5407条 計画設計 第5408条 概略設計 第5409条 実施設計 第4節 成果物 第5410条 成果物	00 67	有	日次八衣記 日次人主記
		第5400条 保持设计	67 69	温	日次人美記
		第3403末 美胞放射 第4節 战里物	72	有  右	日次へ表記
		第7章 以来70 第5410冬 成里物	72 72	有  右	日かへ表記
第5音 ダム付帯施設設計		第5章 ダム付帯施設設計	78		H/A \1XIU
第5章 ダム付帯施設設計 第1節 ダム付帯施設設計の種類	257	第1節 ダム付帯施設設計の種類	78	有無無有無有	
73.100.7. — 13.10.00000000 11. V21±05	<u>201</u>	第5501条 ダム付帯施設設計の種類	78	岩	目次へ表記
第2節 ダム管理用発電設計	257	第2節  ダム管理用発雷設計	78		
		第5502条 ダム管理用発電設計の区分 第5503条 可能性調査 第5504条 実施設計	78	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5503条 可能性調査	78	有	目次へ表記
		第5504条 実施設計	79	有	目次へ表記
第3節 付帯施設設計	259	第3節 付帯施設設計	80	##	
		第5505条 付帯施設設計の区分 第5506条 概略設計 第5507条 実施設計	80	有 有 無 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5506条 概略設計	80	有	目次へ表記
		第5507条 実施設計 第4節 成果物		有	目次へ表記
第4節 成果品	260	第4節 成果物	82	無	
		第5508条 成果物	82	有	目次へ表記
第6章 施工計画及び施工設備設計 第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類		第6章 施工計画及び施工設備設計 第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類 第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類 第2節 コンクリー・ダム施工計画及び施工設備設計 第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	83	有 無 無 無 無 無 有	
第1節 タム本体施上計画及び施上設備設計の種類	262	第1節 タム本体施上計画及び施上設備設計の種類	83	灩	——————————————————————————————————————
<u> </u>		第5601条  ダム本体他上計画及ひ他上設備設計の種類	83	揾	目次へ表記
第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	262	第2即  コンクリートダム施工計画及び施工設備設計  第5602条  コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	83	型	
		第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	გა	[基	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第3003宋 「阪門政司」 第5604名 - 宝体記卦	<u>ია</u> 85	操	日次人主記
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	 267	<u>第5604条 実施設計</u> 第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	00 00	111111	
お 3 関 フ 1 7 V フ ム 旭 工 市 1 四 / X O 7 旭 工 取 情 i X i 1	201	第38   フ1777	88		日次へ美記
		第5605条 施工計画仮設備設計の区分 第5606条 概略設計	80	岩	<u> 日外へ</u> 表記
		第5607条 実施設計	91	惺~~~	日次へ表記
		第4前 成果物	94	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 日次へ表記
		第4節 成果物 第5608条 成果物	94	若	目次へ表記
第7章 ダム点検		第7章 ダム点検	98	無	
第7章 ダム点検 第1節 ダム点検	277	第7章 ダム点検 第1節 ダム点検	98	無	
		第5701条 ダム総合点検	98	有	目次へ表記
第8章 その他		第8章 その他	100	有 無 有 無 無	
第1節 背水計算	279	第1節 背水計算	100	無	

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	頁	有無	改定理由
		第5801条 背水計算	100	有	目次へ表記
第2節 水理模型実験	279	第5801条 背水計算 第2節 水理模型実験	100	##	
		第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件 第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験 第5805条 放流管抽出水理模型実験	100	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	101	有	目次へ表記
		第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験	102	有	目次へ表記
		第5805条 放流管抽出水理模型実験 第3節 骨材破砕試験解析	101 102 103 104 104	有	目次へ表記
第3節 骨材破砕試験解析	283	空 ~ 空 <del>  1 + + 7 n 7 n = +   E</del>	104	1 <del>11111</del>	
		第5806条 骨材破砕試験解析の種類	104	有	目次へ表記
		第5807条 骨材破砕試験解析	104 105	<u>有</u> 無	目次へ表記 目次へ表記
第4節 コンクリート配合試験解析	283	第5806条 骨材破砕試験解析の種類 第5807条 骨材破砕試験解析 第4節 コンクリート配合試験解析	105	無	
			105	复	目次へ表記 目次へ表記
ケケ - ゲケ - ビー ユー・シュ レジャルエス クワルビ		第5809条 コンクリート配合試験解析 第5節 グラウチング試験解析	105 106		目次へ表記
第5節 グラウチング試験解析	284	第5即  クラワチンク試験解析	106		
一一一		第5810条 グラウチング試験解析 第6節 グラウチングデータ整理解析 第5811条 グラウチングデータ整理解析	106	<u>有</u>	目次へ表記
第6節 グラウチングデータ整理解析	285	第 6 即 グラリナングナータ登埕將州	107		
		第36日宗 グブリナノグナーダ金珪胜例	107	望	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第7節 成果物 第5812条 成果物	108 108	望	日次〈主記 日次〈主記
		第3012末 以末初	100	<u>月</u>	日从"水心
为 0 棚 . 层 . 炉 . 棚		分º	<u>!</u> .	<b>二二二</b>	
第6編 道 路 編 第1章 道路環境調査 第1節 環境影響評価	287	7   1   1   1   1   1   1   1   1   1	<u>.</u> .	有 無 無 無 有	
	201		<u>'</u> 1	~~~~~	日次へ表記
		第6102条 計画段階配審書(案)の作成	<u>:</u> .	右	目次へ表記 目次へ表記
		第6103条 方法書(案)の作成	<u>:</u> 2	~~~~~	日次へ表記
		第6104条 環境影響評価の項目並びに調査 予測及び評価の手法の選定	<u>-</u> .	右	日次へ表記
		第5812条 成果物 第6編 道路編 第1章 道路環境調査 第1節 環境影響評価 第6101条 環境影響評価の区分 第6102条 計画段階配慮書(案)の作成 第6103条 方法書(案)の作成 第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 第6105条 調査 第6105条 調査 第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 第6107条 準備書(案)の作成 第6108条 評価書(案)の作成 第6108条 評価書の補正等 第2節 成果物 第6109条 成果物 第6109条 成果物	3	有	
		第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	4	有	目次へ表記
		第6107条 準備書(案)の作成	5	有	目次へ表記
		第6108条 評価書(案)の作成	5	有	目次へ表記
		第6109条 評価書の補正等	6	有	日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第2節 成果品	291	第2節 成果物	6	無	
		第6109条 成果物 第2章 交通現況調査 第1節 交通現況調査	6	有	目次へ表記
第2章 交通現況調査 第1節 交通現況調査		第2章 交通現況調査 	<u>7</u>		
第1節 交通現況調査	202		<u>7</u> .		
//		第6201条 交通現況調査の種類 第2節 交通量調査	<u>7</u> .	<u> </u>	目次へ表記
第2節 交通量調査	292	第4即  父祖軍調宜   第6000名  大澤島調本の区グ	<u>7</u> .	無有無有無有無有	
		第6202条 交通量調査の区分 第6203条 単路部交通量調査 第6204条 交差点部交通量調査 第3節 速度調査	<u>/</u>	复	目次へ表記 目次へ表記
		第0200末   早龄部父週里嗣直   第6904名   六美占如六海皇海本	/	有	自次 <u>个</u> 套記
第3節 速度調査	202	第0204末   火左从即火迎里响且   第 2 節   油皮细本	 ი	有 無 有	目次へ表記
<b>あ</b> 3即 体反神具	∠93	売30   本友明月  第606名   油度調本の区分	 ბ		日次人圭訂
		第6205条 速度調査の区分 第6206条 走行速度調査 第6206条 走行速度調査	0	<u>月</u>	日次入主記
		第6200宗 在1]	<u>ი</u>	月 右	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第4節 起終点調査	201	第8207末 MK1 医皮制量 第4節 起終点調査	უ ი	<u>有</u> 無	日从: 1公記
가 및 따 지 때 보		大學   八字   八字   八字   八字   八字   八字   八字   八	9	l##	

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	[	<b>与無</b>	改定理由
		第6208条 起終点調査の種類	9 有		次へ表記   次へ表記   次へ表記
		第6209条 路側OD調査	10 有	Ī	ョ次へ表記
		第6210条 オーナーインタビュー O D 調査	10	Ī	ョ次へ表記
第5節 交通渋滞調査	295	第5節 交通渋滞調査	10 有 11 無 11 有 12 無 12 有	<del>Į</del>	
		第6211条 交通渋滞調査 第6節 駐車場調査 第6212条 駐車場調査の区分 第6213条 駐車場施設実態調査 第6214条 駐車原単位調査 第7節 成果物	11 有		目次へ表記
第6節 駐車場調査	296	第6節  駐車場調査	12 無	<del>Ĭ</del>	
		第6212条 駐車場調査の区分	12   存	Ī <u> </u>	■次へ表記 ■次へ表記 ■次へ表記
		第6213余   駐車場施設美態調宜	12   作	]F	ョ次へ表記
		第6214条  駐車原単位調査	13 蕉	<u> </u>	ョ次へ表記
第7節 成果品	297	第7節 成果物	14 洪	<del>!</del> .> <u>.</u>	
		第6215条 成果物 第3章 道路網路線計画 第1節 道路網路線計画の種類	14 / 蕉	<u></u>	目次へ表記
第3章 道路網路線計画 第1節 道路網路線計画の種類		第3草  追路網路線計画	15 洪	<u> </u>	
第1節 追路網路線計画の種類	299	第1節  追路網路線計画の種類	15 共	<u> </u>	
		第6301条 道路網路線計画の種類 第2節 現況調査	113	<u></u>	目次へ表記
第2節 現況調査	299	東京 現代調査	15   典	<u>+</u>	7\4
		第6302余 現沈調宜   数2.55	15 1	<u></u>	目次へ表記
第3節 交通量推計調査	299	第3節 交通量推計調查	16   共	<u> </u>	コンカ <b>、 士</b> ÷ コ
		第6303条   交通量推計調査   第4節   道路網路線計画	16 7	<u> </u>	目次へ表記
第4節 道路網路線計画	300	第4即   連路網路線計画   第6004名   第8個的相談	17  英	<u></u>	目次へ表記
第5節 成果品		第6304条 道路網路線計画 第5節 成果物 (14)	1/ 1	<u></u>	1八八衣記
第2即 以未而	301	第 )即   成未初	18 洪	<u></u>	目次へ表記
一次 / 辛 送吃红土		第6305条  成果物   第4章   常4章   常4章	10 1 <del>1.</del>	i	1八八衣記
第4章 道路設計 第1節 道路設計の種類	202	第4章 道路設計 第1節 道路設計の種類	19   洪	<u></u>	
另一即 追ഥ政制の性規	303	第一郎   温崎政司公律規  第6401条 道路設計の種類	19   洪	F	目次へ表記
第2節 道路設計	303	第6401条 道路設計の種類  第2節 道路設計	19   <del> </del> 10  #	]F	1八八八八百
7·10 是归以1		第6402条 道路設計の区分 第6403条 道路概略設計 第6404条 道路予備設計(A) 第6405条 道路予備修正設計(A) 第6406条 道路予備設計(B)	10 左	īE	一次へ表記
		201027   烏山以口	19 有		次へ表記   次へ表記   次へ表記   次へ表記   次へ表記   次へ表記   次へ表記
		2000000	21 を		4/人 3/次へ表記
	•••••	第6405条 道路予備修正設計(A)	22 有	·	ョ次へ表記
		第6406条 道路予備設計(B)	22   在	······································	ョ次へ表記 ヨ次へ表記
		第6407条 道路予備修正設計(B)	22 有 24 有	i	ョ次5.記 ヨ次へ表記
		第6408条 道路詳細設計	24   桂	i E	ョ次へ表記 ョ次へ表記
第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)	310	第6408条 道路詳細設計  第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)	24 有 27 無 27 有		
		第6409条 歩道設計の区分	27 有	ī [	目次へ表記 目次へ表記
		第6410条 步道詳細設計	27 有		ョ次へ表記
第4節 平面交差点設計	311	第4節 平面交差点設計	27 有 28 無 28 有	Ŧ	
			28 有	ī F	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6412条 平面交差点予備設計	28 有	ī .	]次へ表記
		第6413条 平面交差点詳細設計	30 有	ī F	]次へ表記
第5節 立体交差設計	314	第5節 立体交差設計	30 有 31 無	±	
		第6414条  立体交差設計の区分	31 看	ī Ē	]次へ表記
		第6415条 ダイヤモンド型!(予備設計	31   有		■次へ表記 ■次へ表記 ■次へ表記
		第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計	33	ī Ē	3次へ表記

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	頁	有無	改定理由
		第6417条 トランペットクローバー型[C予備設計	34	有	目次へ表記 目次へ表記
		第6418条 トランペットクローバー型IC詳細設計 第6前 道路休憩施設設計	35	有	目次へ表記
第6節 道路休憩施設設計	319	第6節  道路休憩施設設計 <u> </u>	36	無	
		第6419条 道路休憩施設設計の区分	36	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6420条 道路休憩施設予備設計	36	<u> </u>	目次へ表記
ケケ ¬ ケケ — カロ 1 サンナ 4 トロ 1		第6421条 道路休憩施設詳細設計 第7節 一般構造物設計	38	[复	目次へ表記
第7節 一般構造物設計	321	第7節 一般構造物設計 第6422条 一般構造物設計の区分 第6423条 一般構造物予備設計 第6424条 一般構造物詳細設計 第6425条 落石防護柵詳細設計 第6426条 一般構造物基礎工詳細設計 第8節 盛土切土設計 第6427条 盛土切土設計の区分	39		
		第6422余 一般傾垣物設計の区分	39	复	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第0423宗 一放悟运初了佣成計  第6404名	40	有	自从八衣配
		第0424末	41 43	月	日次へ来記 日次へ主記
		第0423末  洛川別張    計綱取削  第6426名		有	日次入李記 日次入李記
第8節 盛土切土設計	326	第0420末	44		
		2010   二十切上以り    第6427冬   成十切十設計の区分	44	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6427条 盛土切土設計の区分 第6428条 盛土切土予備設計	45	右	日次、後記 日次へ表記
		第6429条 盛土切土詳細設計	46	岩	日次へ表記
第9節 調整池設計	329	第6429条 盛土切土詳細設計 第9節 調整池設計	47	I##	
A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O		第6430条 調整池設計の区分	47	有 無 有	目次へ表記
		第6430条 調整池設計の区分 第6431条 調整池予備設計			目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		1第6432余 调整心許細設計	49	有	目次へ表記
第10節 成果品	332	第10節 成果物	50	無	
		第6433条 成果物	50	有	目次へ表記
第5章 地下構造物設計 第1節 地下構造物設計の種類		第6433条 成果物 第5章 地下構造物設計 第1節 地下構造物設計の種類 第6501条 地下構造物設計の種類	55	有無有無無有無有無有	
第1節 地下構造物設計の種類	337	第1節  地下構造物設計の種類	55	無	
/s/s = 6.6s   1.0. → 1.1+ blc   1- \\		第6501条 地下構造物設計の種類 第2節 地下横断歩道等設計	<u>55</u>	[五	目次へ表記
第2節 地下横断歩道等設計	337	12/10 70人桶床;19去设计	55		
		第6502余 地下横断步坦寺設計の区分		复	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第80003宗 - 地下供断少進守奉平計    第8504名 - 地下供帐上送学文供约+1	55 57	有	自从入农配 日次入主包
		第6506名 地下摆附生活空锉如约针	58	月	日次へ表記 日次人主記
第3節 共同溝設計	3/12	第6502条 地下横断歩道等設計の区分 第6503条 地下横断歩道等基本計画 第6504条 地下横断歩道等予備設計 第6505条 地下横断歩道等詳細設計 第3節 共同溝設計	61		
为2017(四年以刊		第506冬   共同選訟計の区分	61	右	日次へ裏記
		第6507条 共同溝基本検討	61	看	日公 、2000 日次へ表記
		第6508条 関削共同溝予備設計	63		日次へ表記
		第6509条 開削共同溝詳細設計	65	省	目次へ表記
		第6506条 共同溝設計の区分 第6507条 共同溝基本検討 第6508条 開削共同溝予備設計 第6509条 開削共同溝詳細設計 第6510条 シールド共同溝予備設計	68	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6511条 シールド共同溝立坑予備設計		有	目次へ表記
		第6512条  シールド共同藩詳細設計	70 71	有	目次へ表記
		第6513条  シールド共同溝立坑詳細設計		有	目次へ表記
第4節 電線共同溝設計	357	1第4節 電線共同溝設計	77	<u>有</u> 無 有	
		第6514条  電線共同溝設計の区分	77	有	目次へ表記
		700   0   7   电脉大凹角   1   伸叹	77	1年 -	目次へ表記
		I第6516条 電線共同溝詳細設計	79 81	<u>有</u>	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第5節 成果品	361	第5節 成果物	81	無	

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	1百日	頁	有無	改定理由
		第6517条 成果物 第6章 地下駐車場計画設計 第1節 地下駐車場計画設計の種類 第6601条 地下駐車場計画設計の種類			目次へ表記
第6章 地下駐車場計画設計 第1節 地下駐車場計画設計の種類		第6章 地下駐車場計画設計	89	有 無 無 有 無 有	
第1節 地下駐車場計画設計の種類	368	第1節 地下駐車場計画設計の種類	89	無	
		第6601条  地下駐車場計画設計の種類	89	有	目次へ表記
第2節 地下駐車場基本計画	368	第2節 地下駐車場基本計画	89	悪	
		第6602条  地ト駐車場基本計画の区分	89		目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6603条   基本調査	89		.目次へ表記
─────────────────────────────────────		<del>第0004余   奉本計画                                      </del>	90	12	月次八衣記
第3節 地下駐車場予備設計	370	第2郎 地ト駐車場基本計画 第6602条 地下駐車場基本計画の区分 第6603条 基本調査 第6604条 基本計画 第3節 地下駐車場予備設計 第6605条 地下駐車場予備設計の区分 第6606条 地下駐車場本体予備設計	72	有 無 有	日次人圭訂
		第6000 末 - 15   15   15   15   15   15   15   15	92 92	屋	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6607冬   地下駐車場設備予備設計	94	有	日次へ表記
第4節 地下駐車場詳細設計	373	第4節 地下駐車場詳細設計	95		.H/X 1280
73.1AV.50.1.94.1.58HT//HBXH1		第6607条 地下駐車場設備予備設計 第4節 地下駐車場詳細設計 第6608条 地下駐車場詳細設計の区分 第6609条 地下駐車場本体詳細設計	95	有 無 有	目次へ表記
		第6609条 地下駐車場本体詳細設計	95	有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		免0010末 地下駐阜场政備計綱政制	97	有	目次へ表記
第5節 成果品	377	第5節 成果物	98	無	
		第5節 成果物 第6611条 成果物 第7章 トンネル設計 第1節 トンネル設計の種類 第6701条 トンネル設計の種類	98	有	目次へ表記
第7章 トンネル設計 第1節 トンネル設計の種類		第7章 トンネル設計	101	無	
第1節トンネル設計の種類	379	第1節 トンネル設計の種類	101	無	
Note a false 1 a 1 a 1 a 1 a 1		第6701条 トンネル設計の種類 第2節 トンネル設計	101	<u> </u>	目次へ表記
第2節トンネル設計	379	第2節 トンネル設計	95 97 98 98 101 101 101 101		
		第6702条 山岳トンネル設計の区分	101	臭	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6703余   山岳トンイル 予備設計	101 103	复	日次へ表記
第3節 シールドトンネル設計		第6702条 山岳トンネル設計の区分 第6703条 山岳トンネル予備設計 第6704条 山岳トンネル詳細設計 第3節 シールドンネル詳細設計	103	<u>有</u>	
<b>第3即 クールドフネル設訂</b>	304	第3回 クールドライル協制 第6705条 シールドトンネル設計の区分	106 106		日次人丰記
		第0700元  フールドトンネルの成別の位別  第6706冬  シールドトンネル予備設計	107	岩	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6706条 シールドトンネル予備設計 第6707条 シールドトンネル詳細設計 第6708条 立坑予備設計 第6709条 立坑詳細設計	109	暑	日次へ表記
		第6708条 立坑予備設計	109 112	省	目次へ表記
		第6709条 立坑詳細設計	113	有	目次へ表記
第4節 開削トンネル設計	393	第6709条 立坑詳細設計 第4節 開削トンネル設計	116	##	
		筆6710冬 - 閉削トンネル設計の区分	116	有	目次へ表記
		第6711条 開削トンネル予備設計	116	有	目次へ表記
		第6711条 開削トンネル予備設計 第6712条 開削トンネル詳細設計 第5節 トンネル設備設計	118	有 無 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
第5節トンネル設備設計	397	第5節 トンネル設備設計	121	I <del>11111</del>	
		第6713条 トンネル設備設計の区分	121 121	/复	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6714条 トンネル設備予備設計.	121	复	目がへ表記
<b>第6条 代用口</b>	400	第6715条 トンネル設備詳細設計 第6節 成果物	123	1月	日八八表記
第6節 成果品	402	朱 0 即   以未初	127	型	目次へ表記
<b>笠 0 辛 呑</b> 沙払針		第6716条  成果物  第0音  横游紅針	127	<u>月</u>	. 自从\\农記
第8章 橋梁設計 第1節 橋梁設計の種類	<i>1</i> 10	第8章 橋梁設計 第1節 橋梁設計の種類 第6801条 橋梁設計の種類	123 127 127 132 132 132		
カーは   同本以口 ソ1主な	410		132	描	目次へ表記

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
	頁		頁	有無	改定理由
第2節 橋梁設計	410	第2節 橋梁設計	132	無	
		第2節 橋梁設計 第6802条 橋梁設計の区分 第6803条 橋梁予備設計 第6804条 橋梁詳細設計 第3節 橋梁拡幅設計 第6805条 橋梁拡幅設計の区分	132	有 有	目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6803条 橋梁予備設計	132	有	目次へ表記
		第6804条 橋梁詳細設計	134	有	目次へ表記
第3節 橋梁拡幅設計	413	第3節 橋梁拡幅設計 第6805条 橋梁拡幅設計の区分	136	無	日次へ表記 目次へ表記 目次へ表記 目次へ表記
		第6805条 橋梁拡幅設計の区分	136	有	目次へ表記
		第6806条 橋梁拡幅予備設計	136	亙	目次へ表記
for , for 12.33 44-1/40 41		第6807条   橋梁払唱評細設計	138		目次へ表記
第4節 橋梁補強設計	417	第4節  橋梁補強設計  第6808条  橋梁補強設計の区分	140	<b>类</b>	目次へ表記
		第6808余   情采相独設計の区分	140	算	日次个表記
		第6809余   情采相独立角設計   第6940名   接添建設設備記記	140	基	目次へ表記 目次へ表記
	400	第6810条 橋梁補強詳細設計 第5節 成果物 第6811条 成果物	141		日从八衣記
	420	第3 即	143		目次へ表記
		第0011末   以未物  第0音   道攻体記占检	143 147	<u>月</u>	自从八衣記
第7年 月頃旭は尽快   第1節 道路施設占給の種類	121	先7早  県府ル政県代  第1節  道攻施設占権の種類	147	<b>然</b> 無	
カーの 足山地以流1大り1主規	747	ガー即   毎月   放流1大り1生規   筆6001冬   道路施設占権の種類	147	杰 右	日次へ裏記
	410	<del>7,000   7,000   1</del>	147	. <mark>月</mark> 毎	
		第6902条 道路防災カルテ点権	147	右	日次へ表記
	413	第5節 成果物 第6811条 成果物 第9章 道路施設点検 第1節 道路施設点検の種類 第6901条 道路施設点検の種類 第2節 道路防災カルテ点検 第6902条 道路防災カルテ点検 第3節 橋梁定期点検 第6003条 橋梁定期点検	147	 無	H.(/.)
- CIT-LONG HORELT COMMANDA		第6903条	147	有	目次へ表記
第4節 成果品	426	第4節 成果物	149	無	m.v.vклнж
***************************************		第6904条 成果物	149	有	目次へ表記

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
第1編	共通編	第1編	共通編	無無	
第1101条	適用	第1101条	適用		
	3. 特記仕様書, 図面, 共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合,		3.特記仕様書,図面,共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合,	有	表記修正(国準拠)
	又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂 行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合,受注者は調査		又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂 行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合,受注者は調査		
	職員に確認して指示を受けなければならない。		職員に確認して指示を受けなければならない。		
	4.施工管理業務等,測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務につい		4.発注者支援業務,測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務につい	有	表記修正(国準拠)
	ては、別に定める各共通仕様書によるものとする。		ては、別に定める各共通仕様書によるものとする。	ļ.,	
第1102条	用語の定義 5.本仕様で規定されている調査員とは,一般調査業務を担当し,主に,受注者	第1102条	用語の定義 5.本仕様で規定されている調査員とは,一般調査業務を担当し,主に,受注者	舞	表記修正(国準拠)
	3. 本仏像で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、土に、安注省に対する指示、承諾または協議(重要なものを除く)の処理、業務の進捗状況の		3. 本に稼じ規定されている調査員とは,一放調査業務を担当し,主に,受注省 に対する指示,承諾または協議 <mark>で軽易なもの</mark> の処理,業務の進捗状況の確認,	19	衣記修正(国华拠)
	確認,設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査		設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査(重要		
	(重要なものを除く)を行う者をいう。また,設計図書の変更,一時中止または契		なものを除()を行う者をいう。また,設計図書の変更,一時中止または契約の		
	約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うととも		解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、		
	に,一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 6.「検査職員」とは,設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたっ		一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 6.「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたっ	有	表記修正(R2国改
	て、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。		で、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。		
	13. 「設計図書」とは,仕様書,図面,現場説明書及び質問回答書をいう。		13. 「設計図書」とは,仕様書,図面,数量総括表,現場説明書及び質問回答書	有	定) 表記修正【県独自】
			をいう。	<u></u>	Teta persenta
			17.「数量総括表」とは,設計業務等に関する工種,設計数量および規格を示した書類をいう。	有	新規(国準拠)
	21.「請求」とは,発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して		- <u>に言親をいう。</u> 22. 「請求」とは,発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して	有	表記修正(国準拠)
	相手方に書面をもって行為を求めることをいう。		相手方に書面をもって行為,あるいは同意を求めることをいう。	Р	化的砂亚(百千)处
	24. 「申し出」とは,受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し,発注者に対		25.「申出」とは,受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し,発注者に対し	有	表記修正(国準拠)
	して書面をもって同意を求めることをいう。		て書面をもって同意を求めることをいう。	<u></u>	<b>丰</b> □ 极工/同准+m\
	28. 「協議」とは,書面により契約図書の記載事項について,発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。		29. 「協議」とは,書面により契約図書の <mark>協議事項</mark> について,発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	有	表記修正(国準拠)
	臭し文/エ目ルカラウル物で日成することという。		32.「連絡」とは,調査職員と受注者の間で,契約書第18条に該当しない事項ま	有	新規(R3国追加)
			たは緊急で伝達すべき事項について,口頭,ファクシミリ,電子メールなどにより		3( 3 <u>—</u> ,1 <u>—</u> ,1,
			互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とす		
			<u>。。</u> 33.「電子納品」とは,電子成果品を納品することをいう。	<u></u>	新規(R3国追加)
			33. 電子網面には、電子成本面を網面することを行う。 34. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交		新規(R3国追加)
			換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお,本シ	,,,	37770(110)
			ステムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提		
	31.「書面」とは,手書き,印刷等の伝達物をいい,発行年月日を記録し,署名又		出しないものとする。 35.「書面」とは,発行年月日を記録し,記名(署名または押印を含む)したもの	 <del>'≠</del>	押印等の見直しに
	31. 音面」とは、子音さ、印刷寺の伝達物をいい、光行中月日を記録し、著名文は捺印したものを有効とする。 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メー		35. 音面」とは,第1年月日を記録し,記名(著名よだは押印を含む)したものを有効とする。ただし,情報共有システムを用いて作成し,指示,請求,通知,報		押印寺の見直しに 伴う(R3国改定)
	ルにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。電		告,申出,承諾,質問,回答,協議,提出,提示する場合は,記名がなくても有効		
	子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。		とする。	ļ <u>.</u>	
	35.「修補」とは,発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべきによって		39.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良	有	表記修正(国準拠)
第1105条	見した場合に受注者が行うべき訂正,補足その他の措置をいう。 設計図書の支給及び点検	 第1105条	箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正,補足その他の措置をいう。 設計図書の支給及び点検	 	
N31100VZ	- 成前自員の支間及り無法 1.受注者からの請求があった場合で,調査職員が必要と認めたときは,受注	N21100VZ		有	表記修正(国準拠)
	者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし,共通仕様書,各種基		者に図面の原図若し〈は電子データを貸与する。ただし,共通仕様書,各種基		
	準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備える		準,参考図書等市販されているものについては,受注者の負担において備える		
l	ものとする。	l	ものとする。	I	

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
第1106条	調査職員 4.調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、 緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受けるはその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った	第1106条	調査職員 4.調査職員がその権限を行使するときは,書面により行うものとする。ただし, 緊急を要する場合,調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合に は,受注者はこの上頭による指示等を行った場合には,受注者はこの上面による指示等を行った場合に	無	表記修正(H28国改 定)
第1108条	後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。 照査技術者及び照査の実施 (6) 照査技術者は,特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査 報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ,照査技術者 の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。	第1108条	口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。 照査技術者及び照査の実施 (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査 報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者 の責において記名(署名または押印を含む)のうえ管理技術者に提出するもの とする。	無 有 有	押印等の見直しに 伴う(R3国改定)
			(7)以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領(鹿児島県土木部制定)」に基づき実施するものとする。 樋門・樋管詳細設計 排水機場詳細設計 築堤護岸詳細設計 - - - - - - - - - -	有有有	新規(H29国追加) [県独自] 新規(H29国追加) 新規(H29国追加) 新規(H29国追加) 新規(H29国追加) 新規(H29国追加) 新規(H29国追加) 新規(H29国追加)
第1110条	提出書類 3.受注者は,契約時又は変更時において,契約金額が100万円以上の業務について,業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき,受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し,受注時は契約締結後,15日(休日等を除く)以内に,登録内容の変更時は変更があった日から,15日(休日等を)以内に,完了時は業務完了後,15日(休日等を除く)以内に,書面により調査職員の確認を受けたうえで,登録機関に登録申請しなければならない。なお,登録できる技術者は,業務計画書に示した技術者とする	第1110条	共同溝詳細設計 仮設構造物詳細設計 提出書類 3.受注者は,契約時又は変更時において,契約金額が100万円以上の業務について,業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき,受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し,調査職員の確認を受けた上で,受注時は契約締結後,15日(休日等を除く)以内に,登録内容の変更時は変更があった日から,15日(休日等を除く)以内に,完了時は業務完了後,15日(休日等を除く)以内に,訂正時は適宜,登録機関に登録申請しなければならない。なお,登	有無無	新規(H29国追加) 新規(H29国追加) 表記修正(H31国改 定) [県独自]3名(国8 名)
	(担当技術者の登録は3名までとする)。 また,登録機関に登録後,テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし,直 ちに調査職員に提出しなければならない。なお,変更時と完了時の間が,15日		録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は3 また、受注者は、契約時において、予定価格が1、000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをしたうえて、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメー		新規(国準拠) 表記修正(H31国改
第1111条	間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに 発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより 「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。 打合せ等	第1111条	ル送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 打合せ等	有無無	定) 表記修正(H31国改 定)
第1112条	業務計画書	第1112条	4.打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。 5.調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」 に努める。 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 業務計画書	有有無無	新規(国準拠) 新規(H28国追加) 新規(H28国追加)

設計業務共通仕様書 第1編 2/8

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	 改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
***************************************	1.受注者は,契約締結後14日以内に業務計画書を作成し,調査職員に提出し		1.受注者は,契約締結後,14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し,		表記修正(国準拠)
	なければならない。 (6)成果品の品質を確保するための計画		調査職員に提出しなければならない。 (6) <mark>成果物</mark> の品質を確保するための計画		主句核正/団維伽)
			(0)成末初の印真を唯体するための計画 (7)成果物の内容,部数	 右	衣记修正(国年观) 表記修正(国準拠)
	4.調査職員が指示した事項については,受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。		4.調査職員が指示した事項については,受注者は <mark>更に</mark> 詳細な業務計画に係る 資料を提出しなければならない。	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
第1113条	資料の貸与及び返却	第1113条	資料の貸与及び返却	無	
	1.調査職員は,設計図書に定める図書及びその他関係資料を,受注者に貸与		1.調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与	有	表記修正(H31国改
	するものとする。		するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則		定)
	11. — 99 / 4. 1. 3. 4. 14 / 66		とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議す	ļ.,	
第1115条	地元関係者との交渉等	第1115条	地元関係者との交渉等	灩	<b>丰</b> □修工/100円76
	3.受注者は,設計図書の定め,あるいは調査職員の指示により受注者が行う べき地元関係者への説明,交渉等を行う場合には,交渉等の内容を書面で随		3.受注者は,設計図書の定め,あるいは調査職員の指示により受注者が行う べき地元関係者への説明,交渉等を行う場合には,交渉等の内容を随時,調査	月	表記修正(H28国改定)
	・		では「大学の内容を見られる」という。 ・ では、大学の内容を見られる。		Æ)
第1116条	土地への立入り等	第1116条	- 地域に、	有	表記修正(国準拠)
23	1.受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有	120	1.受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有		表記修正(国準拠)
	地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十		地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と		(
	分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。な		十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。		
	お、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただち		なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、		
	に調査職員に報告し指示を受けなければならない。		<u>直ちに</u> 調査職員に報告し指示を受けなければならない。		
	2.受注者は,設計業務等実施のため植物伐採,かき,さ〈等の除去又は土地も		2.受注者は,設計業務等実施のため植物伐採,垣,柵等の除去又は土地もし	有	表記修正(国準拠)
	しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報		〈は工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告		
	告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。		を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。	ļ. <u></u>	去与修士/ <b>同</b> 法协议
	なお,第三者の土地への立入りについて,当該土地占有者の許可は,発注者 が得るものとするが,調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなけ		なお,第三者の土地への <mark>立ち入り</mark> について,当該土地占有者の許可は,発注者 が得るものとするが,調査職員の指示がある場合は,受注者はこれに協力しな	有	表記修正(国準拠)
			- か待るものとするか,調査職員の指示がある場合は,受注省はこれに励力しな 3.受注者は,前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担に	有	表記修正(国準拠)
	ついては、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。		ついては、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。	; <del>1</del>	农心修工(图学观)
	4.受注者は,第三者の土地への立入りに当たっては,あらかじめ身分証明書		4.受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明	有	表記修正(国準拠)
	交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、こ		書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際して	13	KIOISE(ETIX)
	れを常に携帯しなければならない。		は、これを常に携帯しなければならない。		
	なお,受注者は,立入り作業完了後10日以内(休日等を除く)に身分証明書を発		なお,受注者は,立ち入り作業完了後10日以内(休日等を除く)に身分証明書を	有	表記修正(国準拠)
	注者に返却しなければならない。		発注者に返却しなければならない。		
第1117条	成果物の提出	第1117条		悪	表記修正(国準拠)
	1.受注者は,設計業務等が完了したときは,設計図書に示す成果品(設計図書の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の		1.受注者は,設計業務等が完了したときは,設計図書に示す成果物(設計図書表現の大学を表したる。	有	表記修止(国凖拠)
	書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し,検査を受けるものとする。		書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し,検査を受けるものとする。		
	- 1 報言書とともに提出し,快算を受けるものとする。 2 .受注者は,設計図書に定めがある場合,又は調査職員の指示する場合で,		- J 牧台青とともに提出し,快宜を受けるものとする。 - 2.受注者は,設計図書に定めがある場合,又は調査職員の指示する場合で,	有	表記修正(国準拠)
	2. 支圧省は、設計図音に足のかめる場合、大は調査職員の指示する場合と、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものと		2. 支圧する, 改計図音に足めがめる場合, 文は嗣且職員の指示する場合で, 同意した場合は履行期間途中においても, <mark>成果物</mark> の部分引き渡しを行うものと	Ħ	农心修工(图午)处)
	3.受注者は,成果品において使用する計量単位は,国際単位系(Si)とする。	·	3.受注者は, <mark>成果物において使用する計量単位は,国際単位系(SI)とする。</mark>	有	表記修正(国準拠)
	4.請負者は,設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には,「鹿児	†	4.受注者は、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」に基づいて作成した電子	有	表記修正(国準拠)
	島県電子納品ガイドライン(案)」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で		データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品レベル及び成果物の	'	【県独自】
	提出しなければならない。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲につい		電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。		
	ては,事前協議を行い決定するものとする。	<u> </u>		<u> </u>	
	請負者は,電子納品に際して,「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い,		なお,受注者は,電子納品に際して,「電子納品チェックソフト」によるチェックを	有	【県独自】
	エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出し		行い,エラーがないことを確認した後,ウィルス対策を実施した上で電子媒体を		
<u> </u>	なければならない。 ************************************	<u> </u>	提出しなければならない。	 	
第1119条	検査	第1119条	検査	l.拱	

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
	1.受注者は,契約書第31条第1項の規定に基づき,業務完了報告書を発注者に提出する際には,契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し,調査職員に提出していなければならない。 (1)設計業務等成果品の検査		1.受注者は,契約書第32条第1項の規定に基づき,業務完了報告書を発注者に提出する際には,契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了 し,調査職員に提出していなければならない。 (1)設計業務等成果物の検査		表記修正(R2国改定) 定) 表記修正(国準拠)
第1120条	修補 4.検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には,発注者は,	第1120条	修補 4.検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には,発注者は,	無 有	表記修正(R2国改
	契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。 条件変更等	第1121条	契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとす         る。         条件変更等	無	定)
	1.契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは,契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか,発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。		1.契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項(現地調査等がある場合のみ)に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。		表記修正(R2国改 定)
第1122条	契約変更 (4)契約書の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	第1122条	契約変更 (4) <mark>契約書第31条</mark> の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を 行った場合		表記修正(R2国改 定)
	履行期間の変更 3.受注者は,契約書第22条の規定に基づき,履行期間の延長が必要と判断した場合には,履行期間の延長理由,必要とする延長日数の算定根拠,変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	第1123条	履行期間の変更 3.受注者は, <mark>契約書第23条</mark> の規定に基づき,履行期間の延長が必要と判断し た場合には,履行期間の延長理由,必要とする延長日数の算定根拠,変更工 程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	無 有	表記修正(R2国改 定)
	4.契約書第23条に基づき,発注者の請求により履行期限を短縮した場合に は,受注者は,速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	第1124条	4 . <mark>契約書第24条</mark> に基づき,発注者の請求により履行期限を短縮した場合に は,受注者は,速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。 一時中止		表記修正(R2国改 定)
	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければなら(1)第三者の土地への立入り許可が得られない場合	135.112.735	なお,暴風,豪雨,洪水,高潮,地震,地すべり,落盤,火災,騒乱,暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については,第1133条臨機の措置により、受注者は,適切に対応しなければなら(1)第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合		誤記修正(国準拠)
	(6)前各号に掲げるものの他,発注者が必要と認めた場合		(6)前各号に掲げるものの <mark>ほか</mark> ,発注者が必要と認めた場合	有	表記修正(R2国改
	発注者の賠償責任 (1)契約書第27条に規定する一般的損害,契約書第28条に規定する第三者に 及ぼした損害について,発注者の責に帰すべき損害とされた場合	第1125条	発注者の賠償責任 (1) <mark>契約書第28条</mark> に規定する一般的損害, <mark>契約書第29条</mark> に規定する第三者に 及ぼした損害について,発注者の責に帰すべき損害とされた場合		表記修正(R2国改 定)
第1126条	受注者の賠償責任 (1)契約書第27条に規定する一般的損害,契約書第28条に規定する第三者に 及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2)契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害	第1126条	受注者の賠償責任等 (1)契約書第28条に規定する一般的損害,契約書第29条に規定する第三者に 及ぼした損害について,受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2)契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合	有	定) 表記修正(R2国改 表記修正(R2国改 定) 表記修正(R2国改
第1127条	16.1 天前	第1127条	1. (大会)	無 有	表記修正(R2国改定)
第1129条	で、文は自に対して部の使用を開水することができるものとする。 成果物の使用等 1. 受注者は,契約書第6条第5項の定めに従い,発注者の承諾を得て単独で 又は他の者と共同で,成果品を発表することができる。	第1129条	成果物の使用等 1.受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で	無	表記修正(国準拠)
第1130条	、大は他の有と共同で、放業品を発表することができる。 守秘義務 2.受注者は,当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を他人に閲覧させ,複写させ,又は譲渡してはならない。ただし,あらかじめ 発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。	第1130条	又は他の者と共同で,成果物を発表することができる。 守秘義務 2.受注者は,当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧させ,複写させ,又は譲渡してはならない。ただし,あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。	無 有 有	表記修正(国準拠)
	4.受注者は,当該業務に関して発注者から貸与された情報,その他知り得た 情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。		4.受注者は,当該業務に関して発注者から貸与された情報,その他知り得た 情報を当該業務の終了後においても <mark>第三者に</mark> 漏らしてはならない。	有	表記修正(国準拠)

設計業務共通仕様書

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
第1132条	安全等の確保 (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法 令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければな らない。	第1132条	安全等の確保 (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を <mark>野焼きしてはならない。な お,処分する場合</mark> は関係法令を遵守するとともに,関係官公署の指導に従い, 必要な措置を講じなければならない。	無有	表記修正(R2国改 定)
		第1139条	新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。	有有	新規(H29国追加) 新規(H29国追加)
第1205条	計画業務の内容	第1205条	計画業務の内容	無	
第1206条	計画業務とは,第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析,検討を行い,各種計画の立案を行うことをいう。設計業務の内容 1.設計業務とは,第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて,原則として基本計画,概略設計,予備設計又は詳細設計を行うことをいう。	第1206条	計画業務とは,第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める <mark>技術基準等</mark> 及び設計図書等を用いて解析,検討を行い,各種計画の立案を行うことをいう。 設計業務の内容 1.設計業務とは,第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基 準等及び設計図書等を用いて, <mark>原則として概略設計</mark> ,予備設計又は詳細設計を 行うことをいう。	無有	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
	3.予備設計とは,空中写真図又は実測図,地質資料,現地踏査結果,文献, 概略設計等の成果品及び設計条件に基づき,目的構造物の比較案について技 術的,社会的,経済的な側面からの評価,検討を加え,最適案を選定した上で, 平面図,縦横断面図,構造物等の一般図,計画概要書,概略数量計算書,概算 工事費等を作成するものをいう。		3.予備設計とは,空中写真図又は実測図,地質資料,現地踏査結果,文献, 概略設計等の <mark>成果物</mark> 及び設計条件に基づき,目的構造物の比較案について技 術的,社会的,経済的な側面からの評価,検討を加え,最適案を選定した上で, 平面図,縦横断面図,構造物等の一般図,計画概要書,概略数量計算書,概算 工事費等を作成するものをいう。		表記修正(国準拠)
	4.詳細設計とは,実測平面図(空中写真図を含む),縦横断面図,予備設計等の成果品,地質資料,現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図,縦横断面図,構造物等の詳細設計図,設計計算書,工種別数量計算書,施工計画書等を作成するものをいう。		4.詳細設計とは,実測平面図(空中写真図を含む),縦横断面図,予備設計等 の <mark>成果物</mark> ,地質資料,現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要 な平面図,縦横断面図,構造物等の詳細設計図,設計計算書,工種別数量計 算書,施工計画書等を作成するものをいう。	有	表記修正(国準拠)
第1207条	調査業務の条件 1.受注者は,業務の着手にあたり,第1113条に定める貸与資料,第1201条に 定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は,これら の図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は,事前に調 査職員の指示または承諾を受けなければならない。	第1207条	調査業務の条件 1.受注者は,業務の着手にあたり,第1113条に定める貸与資料,第1201条に 定める <mark>技術基準</mark> 等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は,これら の図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は,事前に調 査職員の指示または承諾を受けなければならない。	無 有	表記修正(国準拠)
第1208条	計画業務の条件 1.受注者は,業務の着手にあたり,第1113条に定める貸与資料,第1201条に 定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は,これら の図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は,事前に調 査職員の指示または承諾を受けなければならない。	第1208条	計画業務の条件 1.受注者は,業務の着手にあたり,第1113条に定める貸与資料,第1201条に 定める <mark>技術基準</mark> 等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は,これら の図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は,事前に調 査職員の指示または承諾を受けなければならない。	無	表記修正(国準拠)
第1209条	設計業務の条件 1.受注者は,業務の着手にあたり,第1113条に定める貸与資料,第1201条に 定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し,調査職員の承諾を 得るものとする。また,受注者は,これらの図書等に示されていない設計条件を 設定する必要がある場合は,事前に調査職員の指示または承諾を受けなけれ	第1209条	設計業務の条件 1.受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に 定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を 得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を 設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなけれ	無	表記修正(国準拠)
	4.受注者は,設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に,使用する理論,公式等について,その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。		4.受注者は,設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に,使用する理論,公式等について,その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	有	表記修正(国準拠)
	7.設計において,土木構造物標準設計図集(建設省(国土交通省))に収録されている構造物については,発注者は,採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し,受注者はこれを遵守するものとする。なお,これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。		7.設計において,土木構造物標準設計図集(建設省(国土交通省))に集録されている構造物については,発注者は,採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し,受注者はこれを遵守するものとする。なお,これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。	有   	表記修正(H29国改定)

設計業務共通仕様書 第1編 5/8

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
	11.受注者は,概略設計又は予備設計を行った結果,後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は,最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より,形状,構造,使用材料,施工方法等について,後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。		11.受注者は,概略設計又は予備設計を行った結果,後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は,最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より,形状,構造,使用材料,施工方法等について,後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。		表記修正(H29国改定)
	この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について,後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり,本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。		この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等)について,後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり,本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。	有	表記修正(H29国改 定)
	12.受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略 設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新 工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。		12.受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。	有	表記修正(H29国改 定)
	また,受注者は,詳細設計における工法等の選定においては,新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し,「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い,調査職員と協議のうえ,採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。		また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術(NETIS) <mark>5掲載期間終了技術を含む)に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を</mark> 利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職 員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	有	表記修正(H29国改 定)
	13.受注者は、「循環型社会形成推進基本法(平成12年6月法律第110号)」に 基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発 生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるもの			有	第1212条へ移動
	14.受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年5月法律第100号)」に基づき毎年策定される「鹿児島県環境物品等調達方針」により、物品使用の検討にあたって環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。			有	第1212条へ移動
	70日 (1975年) 100			有	第1212条へ移動
	16.受注者は、「鹿児島県公共事業景観形成基準(平成20年5月)」に基づき, 景観や環境に配慮した設計を行うものとする。			有	第1212条へ移動
第1210条	調査業務及び計画業務の成果 5.受注者は,成果品の作成にあたって,成果品一覧表又は特記仕様書による ものとする。	第1210条	調査業務及び計画業務の成果 5.受注者は, <mark>成果物</mark> の作成にあたって, <mark>成果物</mark> 一覧表又は特記仕様書による ものとする。	無有	表記修正(国準拠)
第1211条	設計業務の成果 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した 概略数量をもとに算定するものとする。	第1211条	設計業務の成果 受注者は、概算工事費を算定する場合には、調査職員と協議した単価と、前号 ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。	無 有	表記修正(H31国改 定)
		第1212条	環境配慮の条件 1.受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。	1.5	定) 新規(国準拠) 新規(国準拠) 第1209条より

設計業務共通仕様書 第1編 6/8

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
			2.受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法により、毎年策定される「鹿児島県環境物品等調達方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。		新規(国準拠) 第1209条より 【県独自】
			3.受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。		新規(国準拠) 第1209条より
			4.受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の 趣旨に配慮した設計を行うものとする。 5.受注者は、「鹿児島県公共事業景観形成基準(平成20年5月)」に基づき、景		新規(国準拠)
			3. 受活省は、「能児島県公共事業京観形成基準(平成20年3月)」に基づさ、京観や環境に配慮した設計を行うものとする。		第1209条上IJ
第1212条 維持管理/	∖の配慮	第1213条	維持管理への配慮	有	【県独自】 表記修正 新規【県独自】
		第3章 第1301条	その他 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	复	新規【県独自】
		第1301条	国土調査の基準点等測量標識等の図示 国土調査の基準点等測量標識等については「鹿児島県公共測量作業規程」付	إ	新規【県独自】 新規【県独自】
			- 録4、大縮尺地形図図式第37条に基づき平面図に図示するとともに、その一覧	173	机况(乐独日)
		第1302条	表を提出すること。 電子納品	有	新規【県独自】
			1. 鹿児島県土木部が発注する業務は,電子納品対象業務とする。電子納品とは,「調査,設計,工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは,「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(令和2年3月):(以下,「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。	有	新規[県独自]
			ガイドラインは鹿児島県ホームページから取得できる。		新規【県独自】
			2.ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は,電子媒体で正本1部,副本 1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲について は,事前協議を行い決定する。		新規【県独自】
			(平面線形・縦断線形の両方あるいはいずれかを設計・変更する道路設計業務の場合は以下の「3」も適用する。)	l	新規【県独自】
			3.道路中心線形データは、「道路中心線形データ交換標準(案)基本道路中心 線形編(平成25年1月)」に基づいて作成し、電子データで提出する。電子納品の 運用は、「道路中心線形データ交換標準に係わる電子納品運用ガイドライン(平 成28年3月)」によるものとする。	有	新規【県独自】
		第1303条	がなりまったからのでする。 占用者との協議	有	新規【県独自】
			1.設計にあたっては、占用物調査を行うこと。 2.占用物調査の結果、移転が生じる場合は、占用者と協議を行い占用物の内容、位置等の協議を行い、結果を報告すること。	有	新規【県独自】 新規【県独自】
			容 , 位置等の協議を行い , 結果を報告すること。   3 . 占用物調査の結果 , 移転を生じない場合でも施工中の事故防止のため既設   占用物の位置を設計図に記入すること。	有	新規【県独自】
		第1304条	日用物の位置で設計図に記入すること。   「三者技術調整会」の開催	有	新規【県独自】

設計業務共通仕様書 第1編 7/8

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
			受注者は,業務委託の成果による工事を実施するにあたり公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として,当該工事の施工者,設計者,発注者の三者による「三者技術調整会」を開催することがあるため,発注者からの参加依頼があった場合は協力すること。		新規【県独自】
			があった場合は協力すること。 なお、「三者技術調整会」への参加費用については、当該工事の発注者が負担 する。	有	新規【県独自】
		第1305条	設計業務等における再委託について	有	新規【県独自】
			に必要事項を記載し、発注者に提出し事前に承諾を得ること。	有	新規【県独自】
		第1305条	遠隔臨場の試行	有	新規【県独自】
			県土木部では、遠隔臨場か受発注者の働き方改革に寄与するとともに新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にも繋がることから試行を推進しているので、 積極的に遠隔臨場に取り組むこと。	有	新規【県独自】 新規【県独自】
			遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。 ただし、遠隔臨場にかかる費用は設計変更の対象としない。	有有	新規【県独自】

設計業務共通仕様書 第1編 8/8

	現行(平)	成29年版)			改定案(<		有無	改定理由	
主要	技術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書				
7.11	<u>  名称                                 </u>	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月	無	
[1] 7	<del>₹</del> 週  土木工事安全施工技術指針 - 平成21	T	1	[1]		T			主句核正(D)园址字(
5	年改訂版 -	全日本建設技術協会	H22.4	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R3.3	有	表記修正(R2国改定)
6	土木工事安全施工技術指針の解説 - 平成13年改訂版 -	全日本建設技術協会	H13.12					有	削除(R2国削除)
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解 説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2	6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解 説(土木工事編)	国土交通省	R元.9	有	表記修正(R2国改定)
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械施工協会	H12.3	9	移動式クレーン,杭打機等の支持地盤 養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3	有	表記統一
12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16.6	11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定)
14	地質·土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20.12	13	地質·土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
				15	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2.3	有	新規 諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
16	公共測量作業規程の準則 解説と運用	日本測量協会	H21.2					有	削除(H30国削除)
17	公共測量作業規程の準則 解説と運用 (平成25年改正追補版)	日本測量協会	H26.7					有	削除(H30国削除)
				16	公共測量 作業規程の準則 基準点測 量記載要領	日本測量協会	H29.4	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定) 新規(H30国追加)
				17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3 月31日改正版) 解説と運用 基準点測 量応用測量編	日本測量協会	H28.3	有	新規(H30国追加) 諸基準の改定に伴う(R2 国改定) 新規(H30国追加)
				18	公共測量 作業規程の準則(平成28年3 月31日改正版) 解説と運用 地形測量 及び写真測量編	日本測量協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
18	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H28.3	19	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30.3	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
				23	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R2,3	有	新規
				24	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R2,3		新規
				25	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3	有	新規
22	鹿児島県電子納品ガイドライン(案)	鹿児島県	H25.3	26	鹿児島県電子納品ガイドライン(案)	鹿児島県	最新版	有	【県独自】
23	2012年制定コンクリート標準示方書[設計編]	土木学会	H25.3	27	2017年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定) 諸基準の改定に伴う
24	2007年制定舗装標準示方書	土木学会	H19.3	28	2014年制定舗装標準示方書	土木学会	H27.10	有	(H29国改定)
26	2013年制定コンクリート標準示方書(規準編)[土木学会基準および関連基準] + [JIS規格集]	土木学会	H25.11	30	2013年制定コンクリート標準示方書 【土木学会規準および関連規準】+ 【JIS規格集】	土木学会	H30.10	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定)
27	2013年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25.10	31	2018年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定)
28	2012年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25.3	32	2017年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定)
30	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H28.3	34	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2.3	有	

	現行(平)	成29年版)			改定案(令		有血	改定理由	
士亜:	技術基準及び参考図書				技術基準及び参考図書			<del>                                       </del>	汉足珪田
	名称  名称	編集又は発行所名	発行年月	1 2	名称	編集又は発行所名	発行年月	無	
31	C A D製図基準	国土交通省	H28.3	35	CAD製図基準	国土交通省	H29.3	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
32	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省大臣官房技術調査 課	H28.3	36	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
33	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28.3	37	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2.3	有	
34	ホーリング 柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)	建設大臣官房技術調査課 建設省土木研究所	H11.5	38	ボーリング柱状図作成及び ボーリング コア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
36	2006年制定トンネル標準示方書山岳工法・同解説	  土木学会 	H18.7	40	2016年制定トンネル標準示方書 (共通編)・同解説 / 〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
37	2006年制定トンネル標準示方書シールド 工法・同解説	土木学会	H18.7	41	2016年制定トンネル標準示方書 [共通編]・同解説 / [シールド工法編]・同解説 説	土木学会	H28.8	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
38	2006年制定トンネル標準示方書開削工法・同解説	土木学会	H18.7	42	2016年制定トンネル標準示方書(共通編)・同解説 / 〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
39	地中送電線用深部立杭,洞道の調査・ 設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	43	地中送電用深部立坑,洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	有	表記統一
40	地中構造物の建設に伴う近接施工指 針	日本トンネル技術協会	H11.2	44	地中構造物の建設に伴う近接施工指 針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	有	表記統一
41	日本下水道協会(JSWAS)シールドエ 事用標準セグメント(A - 3,4)	日本下水道協会	H13.7	45	日本下水道協会規格(JSWAS)シールド工事用標準セグメント(A - 3,4)	日本下水道協会	H13.7	有	
44	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	48	グラウンドアンカー設計・施工基準,同解 説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	有	表記統一
45	グラウンドアンカー施工のための手引書		H15.5	49	グラウンドアンカー施工のための手引  書	日本アンカー協会	H15.5	有	表記統一
46	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	50	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	<b>↓</b> 复	表記統一
47	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会 先端建設技術センター	H23.9	51	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	-	表記統一
48	大深度土留め設計・施工指針(案)  土木研究所資料大規模地下構造物の		H6.10	52	大深度土留め設計・施工指針(案)  土木研究所資料 大規模地下構造物の	先端建設技術センター 	H6.10	<u> 有</u>  有	表記統一 表記統一
49	耐震設計法がイドライン	建設省土木研究所	H4.3	53	耐震設計法,ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	1	12011/0
52	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	56	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	有	誤記修正
53	近接基礎設計·施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	57	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	有	表記統一 誤記修正
54	煙·熱感知器連動機構·装置等の設置 及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	58	煙·熱感知連動機構·装置等の設置及 び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	有	
58	日本建設機械要覧2013版	日本建設機械施工協会	H25.3	62	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
59	建設工事に伴う騒音振動対策バンドブック (第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2	63	建設工事に伴う騒音振動対策ハンド ブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2	有	表記統一
61	建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進 会議	H14.11	65	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱 の解説	建設副産物リサイクル広報推進 会議	H14.11	有	表記統一
64	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)「数値地形図編」	国土地理院	H21.10	68	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26.4	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
65	地すべり観測便覧	地すべり対策技術協議会	H24.5	69	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5	有	表記統一
67	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタ カ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7	71	「猛禽類保護の進め方(改訂版) - 特にイヌワシ,クマタカ,オオタカー」	環境省	H24.12	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)

	現行(平月	成29年版)			改定案(<		有無	改定理由	
	支術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書			1	IXXC-TH
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月		±±7 <i>/</i> +
68		環境省	H22.3	72	環境大気常時監視マニュアル第6版	環境省 水·大気環境局	H22.3	月	表記統一
69	騒音に関わる環境基準の評価マニュアル . 基本評価編	環境省	H11.6	73	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル .基本評価編	環境庁	H11.6	有	誤記修正
70	騒音に関わる環境基準の評価マニュア ル . 地域評価編(道路に関する地域)	環境省	H12.4	74	騒音に係わる環境基準の評価マニュア ル . 地域評価編 (道路に面する地域)	環境庁	H12.4	有	誤記修正
71	面的評価支援システム捜査マニュアル (本編)Ver.3.0	環境省	H23.10	75	面的評価支援システム操作マニュアル (本編)Ver.4.1	環境省 水·大気環境局	H30.3	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定) (H30国改定)
72	改訂·解説·工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	76	改訂解説 : 工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11		表記統一
73	地理空間データ製品仕様書作成マニュ アル	国土地理院	H26.4	77	地理空間データ製品仕様書作成マニュ アル	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
74	基準点測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	78	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定) (H30国改定)
75	水準測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	79	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
76		国土地理院	H26.4	80	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定) 諸基準の改定に伴う(R2
77	撮影(標定点の設置,撮影,同時調整)製 品仕様書(案)	国土地理院	H26.4	81	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置,撮影,同時調整)	国土地理院	R元.11	有	国改定)
78	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	82	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
79	航空レーザー測量製品仕様書等サンプ ル	国土地理院	H26.4	83	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測  量	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
80	応用測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	84	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定) 新規(H30国追加)
				85	製品仕様書等サンプル 三次元点群  データ作成	国土地理院	H29.10	有	
84	ווו	国土地理院	H27.7	89	GNSS測量による標高の測量マニュア ル	国土地理院	H29.2	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
86	マルチGNSS測量マニュアル(案)近代化 GPS,Galileo等の活用	国土地理院	H27.7	91	マルチGNSS測量マニュアル(案)近代化 GPS,Galileo等の活用	国土地理院	R2.6	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
				97	土木工事に関するプレキャストコンク リート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3	有	新規(H29国追加)
				98	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイド  ライン	機械式鉄筋定着工法技術検討 委員会	H28.7	有	, ,
				99	現場打ちコンクリート構造物に適用する 機械式鉄筋継手工法ガイドライン	委員会	H29.3	有	新規(H30国追加)
				100	流動性を高めた現場打ちコンクリートの 活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活 用検討委員会	H29.3	有	新規(H30国追加)
				101	建設工事における自然由来重金属等 含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫 定版)	建設工事における自然由来重金 属等含有土砂への対応マニュア ル検討委員会	H22.3	有	新規(H31国追加)
				102	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マ ニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対 応技術検討委員会	H24.4	有	新規(H31国追加)

	現行(平)	成29年版)			改定案(		有無		
主要	技術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書			1	
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月	]無	新規(H31国追加)
				103	建設工事で遭遇する ダイオキシン類汚  染土壌対策マニュアル[暫定版]	工不研究所(編集)	H17.12	有	
				104	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対  応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究セン  ター(編集)	H21.10	有	新規(H31国追加)
				105	コンクリート構造物における埋設型枠・ プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6		新規(H31国追加)
				106	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドラ イン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6	有	新規(H31国追加)
				107	プレキャストコンクリート構造物に適用 する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工 技術委員会ガイドライン検討小 委員会	H31.1		新規(H31国追加)
				108	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29.3	有	新規(R2国追加)
				109	地上レーザスキャナを用いた公共測量 マニュアル(案)	国土地理院	H30.3	有	新規(R2国追加) 新規(R2国追加)
				110	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公 共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3	有	新規(R2国追加)
				111	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(案)	国土地理院	H31.3	有	新規(R2国追加)
				112	航空レーザ測深機を用いた公共測量マ ニュアル(案)	国土地理院	H31.3	有	新規(R2国追加)
				113	車載写真レーザ測量システムを用いた 三次元点群測量マニュアル(案)	国土地理院	R元.12		新規(R2国追加)
【2】泸	可川·海岸·砂防·ダム関係			[2]	河川・海岸・砂防・ダム関係	1		無	
				1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3		新規(R2国追加)
1	建設省所管外 4事業環境影響評価技術 指針		S60.9	2	建設省所管ダム事業環境影響評価技 術指針	建設省	S60.9	1	表記統一
2	力	ダム水源地環境整備センター	H12.12	3	ダム事業における環境影響評価の考え 方	ダム水源地環境整備センター	H12.12		表記統一
3	放水路事業における環境影響評価の 考え方	リバーフロント整備センター	H13.6	4	放水路事業における環境影響評価の 考え方	リバーフロント整備センター	H13.6	有	表記統一
4	改訂河川計画業務がイドライン	日本河川協会	H2.4	5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4	<b>↓</b> 复	表記統一 諸基準の改定に伴う
	河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H26.4	6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30.3	有	(H31国改定) (H29国改定)
7	改訂新版建設省河川砂防技術基準 (案)設計編 ·	日本河川協会	H9.10	8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編	建設省	H9.5	有	表記統一
				11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3	有	新規(H29国追加)
10	改訂 解説河川管理施設等構造令	国土技術研究センター	H12.1	12	改訂 解説 · 河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	有	表記統一
	流域貯留施設等技術指針(案) - 増補 改訂版 -	日本河川協会	H19.4	14	流域貯留施設等技術指針(案) - 増補 改訂版 -	雨水貯留浸透技術協会	H19.4	有	表記統一
13	  港湾の施設の技術上の基準・同解説 	日本港湾協会	H19.9	15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定) (H30国改定)

	現行(平月	成29年版)			改定案(名		有無	改定理由	
主要	技術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書				
	名称	編集又は発行所名	発行年月			編集又は発行所名	発行年月	無	
14	数字で見る港湾2014	日本港湾協会	H26.7	16	数字でみる港湾	日本港湾協会	最新版	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定) (R2国改定)(H31国改 定)(H30国改定)
15	水門鉄管技術基準·第5回改訂版(水門 扉編)-付解説-	電力土木技術調査協会	H19.9	17	水門鉄管技術基準·第5回改訂版(水門) 門扉編)-付解説-·第5回改訂版(水圧鉄管·鉄鋼構造物,溶接·接合編)-付解説-·FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 H22.4	有	表記統一 集約 <sup>1</sup> 15 <sup>1</sup> 16 <sup>1</sup> 7
16	"·第5回改訂版(水圧鉄管·鉄鋼構造物編,溶接·接合編)-付解説-	電力土木技術調査協会	H19.6		HA			有	削除
17	<b>"・FRP(M)水圧管編</b>	電力土木技術調査協会	H22.4					有	削除
18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.11	18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	有	削除 表記統一
19	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H21.4	19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4	有	表記統一
20	ダム·堰施設技術基準(案)	国土交通省	H25.7	20	ダム·堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
21	ダム·堰施設技術基準(案)(基準解説 編·マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H26.9	21	ダム·堰施設技術基準(案) (基準解説 編·マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	タム・堰施設技術協会	H13.12	22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	有	表記統一
23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	有	表記統一
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8	24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8	有	表記統一
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6	25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6	有	表記統一
26	揚排水ポンプ設備技術基準(案)	国土交通省	H26.3	26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3	有	表記統一
27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2	27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2	有	表記統一
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説		H16.6	28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム協会	S53.8	30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	有	表記統一
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土開発技術研究センター	H13.5	32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	有	表記統一表記統一
33	堤防余盛基準	建設省治水課	S44.1	33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	/复	表記統一
34 37	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.4 毎年発行	34 37	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議 日本河川協会	S51.3 毎年発行	1	表記統一
	河川改修事業関係例規集 平成28年度版河川水辺の国勢調査基	日本河川協会 国土交通省水管理·国土保全局			河川事業関係例規集   平成28年度版河川水辺の国勢調査基	<u>日本河川協会</u>   国土交通省水管理·国土保全局		<u>月</u>  有	表記統一表記統一
38	本調査マニュアル(案)河川版	河川環境課	H28.1	38	本調査マニュアル【河川版】	河川環境課	H28.1	Ħ	
39	平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(案)ダム湖版	冲川塚現詸	H28.1	39	本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理·国土保全局 河川環境課	H28.1	有	表記統一
41	護岸の力学設計法 改訂	(財)国土技術研究センター	H19.11	41	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11	有	表記統一
43	漁港·漁場の施設の設計の手引2003年版(上·下巻)	全国漁港漁場協会	H15.10	43	漁港·漁場の施設の設計参考図書2015 年版	全国漁港漁場協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行	45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
47	河川における樹木管理の手引き	リパーフロント整備センター	H11.9	47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	有	表記統一
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画 編)	国土開発技術研究センター	H5.6	48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画  編)	国土開発技術研究センター	H5.6	有	表記統一
49	河川構造物設計業務がイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	49	河川構造物設計業務ガイドライン (護岸 設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	有	表記統一

	現行(平月	成29年版)			改定案(冬		有無	改定理由	
士亜:	技術基準及び参考図書			丰亜	技術基準及び参考図書			<del>  ***</del>	以足垤田
<u> 132</u> 3	名称	編集又は発行所名	発行年月	1 4		編集又は発行所名	発行年月	無	
50	河川構造物設計業務がイドライン(樋門・ 樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	50	河川構造物設計業務ガイドライン (樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	有	表記統一
51	河川構造物設計業務がイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	51	河川構造物設計業務ガイドライン (堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	有	表記統一
52	土木構造物設計マニュアル(案) - 樋門編  -	全日本建設技術協会	H14.1	52	土木構造物設計マニュアル(案) - 樋門 編 -	全日本建設技術協会	H14.1	有	表記統一
53	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	有	表記統一
55	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H18.1	55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1	有	表記統一
56	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16.3	56	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の 一部改訂	全国海岸協会	H29.6	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局治水課	H17.4	57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4	有	表記統一
58	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62.6					有	削除(H31国削除)
59	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル		H3.3	58	面的な海岸防護方式の計画・設計マ  ニュアル	日本港湾協会	H3.3	有	表記統一
60	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)		H17.10	59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10	有	表記統一
61	港湾環境整備施設技術マニュアル		H3.3	60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3	一有	表記統一
62	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1	61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1	有	表記統一 表記統一
63	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11	62	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11		
64	漁港海岸事業設計の手引き平成8年度 版	全国漁港協会	H8.9	63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	H25.11	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
65	水と緑の渓流づくり調査	建設省砂防局砂防部	H3.8	64	水と緑の渓流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8	_有	誤記修正
66	渓流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H6.9	65	渓流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9	有	表記統一
67	砂防における自然環境調査マニュアル (案)		НЗ	66	砂防における自然環境調査マニュアル (案)	建設省河川局砂防部	H3.1		誤記修正
68	改訂版砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10					有	削除(R2国削除)
69	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理·国土保全局 河川環境課	H27.3	67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理·国土保全局 河川環境課	H27.3	有	表記統一
70	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H15.7	68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7	有	表記統一
71	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年 版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9	69	新編·鋼製砂防構造物設計便覧(令和3 年版)	砂防・地すべり技術センター	R3.10	有	諸基準の改定に伴う
72	土石流危険渓流および危険区域調査 要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4	70	土石流危険渓流および土石流危険区 域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4		表記統一
74	新·斜面崩壊防止工事の設計と実例- 急傾斜地崩壊防止工事技術指針-		H19.9	72	新·斜面崩壊防止工事の設計と実例- 急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	R元.5	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
75	タ ム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4	73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4		表記統一
<b>76</b>	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	有	表記統一
77	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6		表記統一
78	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	有	表記統一
79	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H18.7	77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7		表記統一
81	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	有	表記統一
82	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	一有	表記統一
85	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	83	河川定期縦横断データ作成ガイドライ   ン	国土交通省河川局	H20.5	有	表記統一
88	砂防関係事業における景観形成が介える	国土交通省砂防部	H19.2	86	砂防関係事業における景観形成ガイド ライン	国土交通省砂防部	H19.2	有	表記統一

	現行(平月	成29年版)			改定案(名		有無	改定理由	
主要	技術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書				ихсти
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月	無	
89	海岸景観形成がイドライン	編集	H18.1	87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局·港湾局,農林 水産省農村振興局,水産庁	H18.1	有	表記統一
90	美しい 1山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3	88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30.6	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
92	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3	90	川仝间利用夫思调且編)	国土交通省	H30.12	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
93	ダム湖利用実態調査調査マニュアル (案)	建設省河川局	-	91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)	建設省河川局	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
101	浸水想定区域図作成マニュアル(改訂 版)	国土交通省	H26.3	99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル (第4版)	国土交通省	H27.7	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
102	浸水想定区域図データ電子化ガイドラ イン	国土交通省	H26.1	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第3版)	国土交通省	R元.9	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
				101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4		新規(H29国追加)
103	砂防基本計画策定指針(土石流·流木 対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19.3	102	砂防基本計画策定指針(土石流·流木 対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
104	土石流·流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19.3	103	土石流·流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
106	洪水ハザードマップ作成の手引き(改定 版)	国土交通省	H25.3					有	削除(H29国削除)
108	中小河川浸水想定区域図作成の手引 き	国土交通省	H17.6	106	中小河川浸水想定区域図作成の手引 き	国土交通省	H28.3	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
112	海岸事業の費用便益分析指針【改訂 版】	農林水産省農村振興局·農林水 産省水産庁·国土交通省河川 局·国土交通省港湾局	H16.6	110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂 版】	農林水産省農村振興局·農林水 産省水産庁·国土交通省河川 局·国土交通省港湾局	R2.4	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
113	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00	国土交通省水管理·国土保全局海岸室,国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10	111	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.10	国土交通省水管理·国土保全局海岸室,国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H31.4	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
115	津波・高潮対策における水門・陸閘等 管理システムガイドライン(Ver2.0)	農林水産省農村振興局·農林水 産省水産庁·国土交通省河川 局·国土交通省港湾局	H25.4	113	津波・高潮対策における水門・陸閘等 管理システムガイドライン(Ver3.1)	農林水産省農村振興局·農林水 産省水産庁·国土交通省河川 局·国土交通省港湾局	H28.4	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
118	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課, 農林水産省水産庁防災漁村課, 国土交通省水管理·国土保全局 海岸室,国土交通省港湾局海岸· 防災課	H26.3	116		農林水産省農村振興局防災課, 農林水産省水産庁防災漁村課, 国土交通省水管理·国土保全局 海岸室,国土交通省港湾局海岸· 防災課	R2.6	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
119	砂防事業の費用便益分析マニュアル (案)	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	H24.3	117	砂防事業の費用便益分析マニュアル (案)	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	R3.1	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
120	土石流対策事業の費用便益分析マ ニュアル(案)	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	H24.3	118	ニュアル(案)	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	R3.1	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
121	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	H24.3	119	ニュアル(案)	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	R3.1	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
122	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分 析マニュアル(案)H24.3	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	H24.3	120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分 析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3.1	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
123	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	H26.6	121		国土交通省水管理·国土保全局 砂防部	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)

	現行(平)	成29年版)			改定案(令		有無	改定理由	
主要	支術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書				
	<u>名称</u>	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月	]無	
124	都道府県と気象庁が共同して土砂災害 警戒情報を作成・発表するための手引 き	国土交通省河川局砂防部,気象 庁予報部	H17.6	122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害  警戒情報を作成・発表するための手引  き	国土交通省水管理·国土保全局 砂防部,気象庁予報部	H27.2	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
127	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4	125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
139	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H23.10	137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
				143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H31.3		諸基準の改定に伴う(R2 国改定) 新規(H29国追加)
				149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3	1	新規(H29国追加)
				150	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3	<u> 有</u>	新規(H30国追加)
				151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理·国土保全 局	H29.3		新規(H30国追加)
				152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理·国土保全 局	H26.3		新規(H30国追加)
				153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理·国土保全 局	H26.3		新規(H30国追加)
				154	水文観測	全日本建設技術協会	H14		新規(H30国追加)
				155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9	<b>→</b> 夏	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
				156	流量観測の高度化マニュアル(高水流 量観測編)	土木研究所	H28.6		
				157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル (案)	寒地土木研究所	H24.3		新規(H30国追加)
				158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理·国土保全局 治水課	H28.3		新規(H30国追加)
				159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12.3		新規(H30国追加)
				160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18.10		新規(R2国追加)
				161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境 課·治水課·防災課	H22.8		新規(R2国追加)
				162	大河川における多自然川づくり - Q&A形式で理解を深める - 実践的な河川環境の評価・改善の手引	国土交通省 水管理·国土保全局河川環境課	H31.3		新規(R2国追加) 新規(R2国追加)
				163	き(案)	(財)リバーフロント研究所 国土交通省水管理・国土保全局	H31.3		新規(R2国追加) 新規(R2国追加)
				164	ダム貯水池水質改善の手引き	河川環境課	H30.3		, , , , ,
				165	高潮浸水想定区域図作成の手引き (Ver.2.00)	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6		新規(R2国追加) (R3国改定)
				166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引 き	国土交通省	R2.6	有	新規(R3国追加)

	現行(平)	成29年版)			改定案(名		有無	改定理由	
主要技	技術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書			7	以之生田
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月	無	
				167	ダム事業における環境影響評価配慮  書作成の手引き(案)	国土交通省 水管理·国土保全局 河川環境課	R2.6	有	新規(R3国追加)
				168	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態 解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合 研究所	H27.11		新規(R3国追加)
				169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫 対策に関する砂防施設配置検討の手 引き(案)	国土交通省国土技術政策総合 研究所	H30.11		新規(R3国追加)
				170		国土交通省国土技術政策総合 研究所	R2.6	有	新規(R3国追加)
【3】道	<b>直</b> 路関係			[3]i	直路関係			1	
	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2	3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3.3	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
	林道規程 - 運用と解説 -	日本林道協会	H23.9	5	林道規程 - 運用と解説 -	日本林道協会	H23.8		誤記修正(H30国改定)
6	全国道路交通情勢調査実施要綱一般 交通量調査(調査編)	建設省道路局	-						削除(H28国削除)
				9	自転車利用環境整備のためのキーポ  イント	日本道路協会	H25.6	有	新規(H27以前国追加)
11	クロソイト ホ ケットフ ック(改訂版)	日本道路協会	S49.8	11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8	有	表記統一
15	改訂 平面交差の計画と設計·基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7	15	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7	有	表記統一
16	平面交差の計画と設計・応用編2007	交通工学研究会	H19.10	16	平面交差の計画と設計 - 応用編 - 2007	交通工学研究会	H19.10	有	
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路 の計画と設計	交通工学研究会	S63.2	18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路 の計画と設計	交通工学研究会	S63.12	有	誤記修正(H29国改定)
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23.12	19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.6	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マ ニュアル 第3版	土木研究センター	H26.8	28	多数アンカー式補強土壁工法設計·施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H26.8	有	表記統一
29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル第3回改訂版	土木研究センター	H26.8	29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施 エマニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26.8		表記統一
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル改訂版	土木研究センター	H25.12	30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25.12	有	表記統一
31	アデムウォール(補強土壁)工法設計・ 施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	31	アデムウォール(補強土壁)工法設計・ 施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	有	表記統一
32	ブレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・ブレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23.3	32	プレキャストボックスカルバート設計・施 エマニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30.4	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	国土開発技術研究センター	H11.3	33	下水道用強化プラスチック複合管道路 埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3	有	表記統一
34	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックバイプ工業組合	H11.3	34	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3	有	表記統一
35	下水道用硬質塩化ピニル管道路埋設指 針	塩化ピニル管継手協会	H11.3	35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設 指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	有	表記統一
36	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルパート製品協会	H3.10	36	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品 協会	H24.3	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
38	道路橋示方書·同解説( 共通編· 鋼 橋編)	日本道路協会	H24.3	38	道路橋示方書·同解説( 共通編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)

	現行(平)	成29年版)			改定案(名		  有  無 改定理由		
主要:	支術基準及び参考図書			十要	技術基準及び参考図書			7	以足生田
	名称	編集又は発行所名	発行年月			編集又は発行所名	発行年月	無	
				39	道路橋示方書·同解説( 鋼橋·鋼部材 編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
39	道路橋示方書・同解説(共通編・コンクリート橋編)	日本道路協会	H24.3	40	道路橋示方書・同解説( コンクリート   橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29.11		諸基準の改定に伴う (H30国改定)
40	道路橋示方書·同解説( 共通編· 下部構造編)	日本道路協会	H24.3	41	道路橋示方書·同解説(下部構造編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
41	道路橋示方書·同解説( 耐震設計編)	日本道路協会	H24.3	42	道路橋示方書·同解説( 耐震設計編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
42	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3	43	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定) (R2国改定)
43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8	44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定) (R2国改定)
44	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H27.4	45	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
46	杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4	47	杭基礎設計便覧	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定) (H30国改定)
47	杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4	48	杭基礎施工便覧		R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定) (H30国改定)
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.11	50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4	有	誤記修正(H30国改定)
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2	52	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9	有 	諸基準の改定に伴う(R3 <u>国改定</u> )
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1	53	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1	▲ 痘	表記統一
53	プレキャストプロック工法によるプレキャストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10					<u> </u>	削除(R3国削除)
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4					有	削除(R3国削除)
<u>55</u> 58	道路橋支承標準設計(すべり支承編) 鋼道路橋防食便覧	日本道路協会 日本道路協会	H5.5 H26.5	56		 日本道路協会	H26.3	有	削除(R3国削除)
59	調度時間的良度見 鋼道路橋塗装便覧別冊資料 - 塗膜劣  化程度標準写真帳 -	日本道路協会	H2.6	30	到足的作为良度是	口平足陷励云	H20.3	有	誤記修正(H30国改定) 削除(R3国削除)
60	10年及場子司兵収 -  鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5	+				有	削除(R3国削除)
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7					有	削除(R3国削除)
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2					有	削除(R3国削除)
67	鋼構造架設設計施工指針[2001年版]	土木学会	H14.4	60	鋼構造架設設計施工指針[2012年版]	土木学会	H24.6	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
68	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3	61	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3	有	表記統一
69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7	62	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7	<b>↓</b> 夏	表記統一
70	橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.6 S56.6 H4.5	63	橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5		表記統一
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	64	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	1	表記統一
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	65	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	有	表記統一

	現行(平)	成29年版)			改定案(<		有無	改定理由	
	支術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書				W.C.17
	名称	編集又は発行所名	発行年月			編集又は発行所名	発行年月	無	
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解 説	日本道路協会	H13.10	66	道路トンネル非常用施設設置基準·同解説	日本道路協会	R元.9	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定) 諸基準の改定に伴う(R3
74	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】 (改訂版)	日本道路協会	H27.6	67	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】  (令和2年版)	日本道路協会	R2.8		国改定)
				68	道路トンネル維持管理便覧【付属施設  編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11		新規(H29国追加)
75	道路トンネル観察・計測指針平成21年改 訂版	日本道路協会	H21.2	69	道路トンネル観察・計測指針 平成21年  改訂版	日本道路協会	H21.2	有	表記統一
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	70	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	有	表記統一
80	排水性舗装技術指針(案)		H8.11					<b>↓</b> 复	削除(H30国削除)
	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2.11	<del> </del>			110.40		削除(H30国削除)
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	77	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	- ⊉	表記統一
86 97	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.12 S59.9	78 79	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11 S59.9	-	誤記修正 表記統一 表記統一
87	砂利道の瀝青路面処理指針 フルデフス・アスファルト舗装設計施工指針	日本アスファルト協会		+	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会		夏	
88	(案)		S61.9	80	フルデプス·アスファルト舗装設計施工 指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	有 	
89	高炉スラグ路盤設計施工指針 製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施	鐵鋼スラグ協会	S57.6	+	  製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設		+	-	削除(H30国削除)
90	実調なプグを用いたパメノゲルド舗表設計加   工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7	81	影響スプグを用いたアスプアルト舗表設 計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7	<u> </u>	表記統一
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60.9	82	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集:鉄鋼スラグ路盤設計施工 指針作成委員会 発行:土木研究センター	H27.3	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
92	インターロッキングプロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3	83	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装 技術協会	H29.3	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定) 諸基準の改定に伴う
	設計要領第一集舗装編	NEXCO	H24.7	84	設計要領第一集 舗装保全編·舗装建 設編	NEXCO	H29.7	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37	86	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5	有	表記統一
				87	舗装性能評価法 - 必須および主要な 性能指標の評価法編 -	日本道路協会	H25.4		新規(H30国追加)
				88	舗装性能評価法 別冊 - 必要に応じ定 める性能指標の評価法編 -	日本道路協会	H20.3	有	新規(H30国追加)
96	路上再生路盤工法技術指針(案)		S62.1						削除(H30国削除)
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11					<u> </u>	削除(H30国削除)
99	舗装調査·試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.1	90	舗装調査·試験法便覧(平成31年度 版)(全4分冊)	日本道路協会	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
102	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1	93	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R元.7	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定)
103	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12.6	94	落石対策便覧	日本道路協会	H29.12	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定)
	道路緑化技術基準·同解説	日本道路協会	H27.3	95	道路緑化技術基準·同解説	日本道路協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
105	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3	1					削除(R3国削除)
L				96	道路土工構造物技術基準·同解説	日本道路協会	H29.3		新規(H31国追加)
108	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	99	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	有	表記統一
109	土木研究所資料共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	100	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	有	表記統一

	現行(平)	成29年版)			改定案(令		有無	改定理由	
	技術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書				WC-IH
	名称	編集又は発行所名	発行年月	+		編集又は発行所名	発行年月	無	表記統一
110	キャプシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	101	キャプシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	有	
111	  防護柵の設置基準・同解説 	日本道路協会	H28.3	102	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	R3.3	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定) (H29国改定)
113	道路標識設置基準·同解説	日本道路協会	H27.3	104	道路標識設置基準·同解説	日本道路協会	R2.6	有	諸基準の改定に伴う(R3 国改定)
				105	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2.6	有	新規(R3国追加)
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H28.3	108	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31.3	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定)
119	視覚障害者誘導用ブロック設置設計・ 同解説	日本道路協会	S60.9	111	視覚障害者誘導用ブロック設置指針· 同解説	日本道路協会	S60.9	有	表記統一
120	道路標識ハントブック(2012年度版)	全国道路標識表示業協会	H25.2	112	道路標識ハンドブック (2012年度版)	全国道路標識·標示業協会編	H25.2	有	表記統一
121	路面標示ハントブック	全国道路標識表示業協会	H25	113	路面標示ハンドブック	全国道路標識·標示業協会編	H25	有	表記統一
124	道路のデザイン道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17.7	116	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン 指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29.11	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
				117	景観に配慮した道路附属物等ガイドラ イン	日本みち研究所	H29.11	有	新規(H30国追加)
132	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道·防災課	H26.6	125	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道·技術課	H31.3	有	諸基準の改定による (H31国改定)
				126	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検 要領	国道課長	H14.5	有	新規(R3国追加)
				127	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長,国道課長,有料道路課長	H15.3	有	新規(R3国追加)
				128	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	H15.1	有	新規(R3国追加)
133	橋梁における第三者被害予防措置要 領(案)	国土交通省道路局国道·防災課	H16.3	129	橋梁における第三者被害予防措置要 領(案)	国土交通省道路局国道·防災課 長	H28.12	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
				130	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国土交通省道路局国道·防災課 長	H16.3		新規(R3国追加)
				131	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道·技術課	H30.6	有	新規(R2国追加)
				132	舗装点検要領	国土交通省道路局国道·防災課	H29.3	有	新規(H31国追加)
				133	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道·技術課	H31.3	有	新規(H31国追加)
				134	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道·技術課	H31.3	有	新規(H31国追加)
				135	步道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道·技術課	H31.3	有	新規(R3国追加)
				136	附属物(標識,照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道·技術課	H31.3		新規(R3国追加)
				137	舗装点検要領に基づ〈舗装マネジメント 指針	日本道路協会	H30.9		新規(H31国追加)
				138	舗装性能評価法 -必須および主要な性 能指標編-(平成25 年版)	日本道路協会	H25.4	有	新規(R3国追加)

	現行(平)	成29年版)			改定案(	令和4年版)		有無	改定理由
主要	支術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書				
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月	無	新規(R3国追加)
				139	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性 能指標の評価法編-	日本道路協会	H20.3	月	
				143	凸部,狭窄部及び屈曲部の設置に関す   る技術基準	国土交通省都市局·道路局	H28.3	有	新規(H29国追加)
				144	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4	有	新規(H29国追加)
				145	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28.7	有	新規(H29国追加)
【4】冒	」 『気·機械·設備等	<u> </u>		[4] T	」「ジイン 電気・機械・設備等	言宗门义进问	<u> </u>	1	
1	日本電機工業会標準(JEM)規格	日本電機工業会	-	1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	-	有	表記統一
2	解説電気技術の技術基準最終改正	経済産業省原子力安全保安院	H25.10	2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全·保安院	H28.9	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
3	内線規程JEAC8001-2011	日本電気協会	H24.2	3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会	H28.10	有	諸基準の改定に伴う
4	電気通信設備工事共通仕様書平成27年版	国土交通省	H27.3	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省	R元.6	有	(H30国改定) 諸基準の改定に伴う(R2 国改定) (H31国改定)(H30国改定)(H29国改定)
5	電気通信設備施工管理の手引き平成 25年版	国土交通省	H25.11	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成 30年版	建設電気技術協会	H30.9	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定) 諸基準の改定に伴う
6	建築設備設計基準平成27年版	国土交通省	H27.3	6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省	H30.3		(H31国改定)
7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編]平成28年版	国土交通省	H28.3					有	削除(H31国削除)
				7	公共建築工事標準仕樣書 [電気設備 工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	有	新規(H31国追加)
				8	公共建築工事標準仕様書 [機械設備 工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	有	新規(H31国追加)
8	公共建築設備工事標準図[電気設備工事編]平成28年版	国土交通省	H28.3	9	公共建築設備工事標準図 [電気設備 工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定)
9	公共建築設備工事標準図[機械設備工事編]平成28年版	国土交通省	H28.3	10	公共建築設備工事標準図 [機械設備 工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	有	諸基準の改定に伴う (H31国改定)
10	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H25	11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10	有	諸基準の改定に伴う (H29国改定)
11	電気通信設備工事費積算のための工 事数量とりまとめ要領	国土交通省	H12.3	12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3	有	表記修正(H29国改定)
12	通信鉄塔設計要領・同解説	国土交通省	H25.3	13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3		表記修正(H29国改定)
13	通信鉄塔·局舎耐震診断基準(案)·同解説	国土交通省	H25.3	14	通信鉄塔·局舎耐震診断基準(案)·同解説	建設電気技術協会	H25.3	有	
15	電気通信施設設計要領·同解説(電気編)	建設電気技術協会	H26.3	16	電気通信施設設計要領·同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29.9	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
16	電気通信施設設計要領·同解説(通信編)	建設電気技術協会	H26.3	17	電気通信施設設計要領·同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
17	電気通信施設設計要領・同解説(情報 通信システム編)	建設電気技術協会	H26.3	18	電気通信施設設計要領·同解説(情報 通信システム編)	建設電気技術協会	H30.1	有	諸基準の改定に伴う (H30国改定)
18	雷害対策設計施工要領(案)·同解説	国土交通省	H18.11	19	雷害対策設計施工要領(案)·同解説	建設電気技術協会	H31.4	有	諸基準の改定に伴う(R2 国改定) 表記修正(H29国改定)

	現行(平成29年版)				改定案(令	有無	改定理由		
主要	技術基準及び参考図書			主要	技術基準及び参考図書				
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月	無	表記修正(H29国改定)
19	電気通信施設劣化診断要領·同解説 (電力設備編)	国土交通省	H18.11	20	電気通信施設劣化診断要領·同解説 (電力設備編)	建設電気技術協会	H18.11	有	
				22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29.3	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
				23	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29.3	有	新規(H30国追加)
				24	河川用ゲート設備点検·整備·更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3	有	
				25	河川ポンプ設備点検·整備·更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3	有	新規(H30国追加)
				26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)		H30.3	有	新規(H30国追加)
				27	道路機械設備点検・整備・更新マニュア ル(案)	国土交通省	H28.3	有	新規(H30国追加)

現行(平成29年版)	1	改定案(令和4年版)	有	 改定理由
編章節条 条文	   編章節条	及之来(マガロナー)成 <i>)</i> 条文	無	IXXL/EIG
第2編 河川編	第2編	河川編	無	
第2節 環境影響評価	第2編 第2節	環境影響評価	無無	
本調査は,「堰,湖沼水位調節施設,放水路事業に係る環境影響評価の項目並		本調査は,「 <mark>堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査,</mark>	有	表記修正(国準拠)
びに当該項目に係る調査,予測及び評価を合理的に行うための手法を選定す		予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針,環境の保全		
るための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(以		のための措置に関する指針等を定める省令」((平成27年6月1日国土交通省令		
下、「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。		第4号)、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目		
		に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、		
		環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成27年6月1日国土 大京海火会等なり) みずばかれぬ東巻に係る環境影響で使み落けます。		
		土交通省令第43号)及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査,予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための		
		指針,環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成27年6月1		
		日国土交通省令第43号)(以下この節において「技術指針省令」という)に準拠し		
		て実施するものとする。		
第2102条 環境影響評価の区分	第2102条	環境影響評価の区分	無	
		(1)計画段階配慮書(案)の作成	有	新規(国準拠) 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正
(1)方法書(案)の作成		(2)方法書(案)の作成	有	表記修正
(2)環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法の選定		(3)環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法の選定	有	表記修正
(3)調査		(4)調査	有	表記修正
(4)予測及び評価並びに環境保全措置の検討	ļ	(5)予測及び評価並びに環境保全措置の検討	复	表記修止
(5) 準備書(案)の作成 (6) 評価書(案)の作成	<b></b>	(6)準備書(案)の作成 (7)評価書(案)の作成	月	衣記修止 主句核正
(0) 計画音(糸) のFDX	<b></b>	(1)計画音(条)のTFM (8)評価書の補正等	19	衣配修止 丰包修正
	第2103条	(の) ボルララン 地上 せんしょう また (名) の作成 また (名) の作成	有	公心诊止 新担(国準拠)
	7321007	1.業務目的	有	新規(国準拠)
		本業務は,計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべ	有	新規(国準拠)
		き事項についてとりまとめ,法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資		,
		する配慮書(案),要約書(案)を作成することを目的とする。		
		2.業務内容 (1)計画準備	有	新規(国準拠) 新規(国準拠) 新規(国準拠)
		(1)計画準備 	有	新規(国準拠)
		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第4440名業務も一番書籍のでは、第4440名業務を表現して、第4440名を表現して、第4440名を表現して、第4440名を表現して、第4440名業務を表現るませんで、第4440名業務を表現して、第4440名業務を表現して、第4440名業務を表現して、第4440名業務を表現して、第4440名業務を表現して、第4440名業務を表現して、第4440名業務を表現して、第4440名業務を表現して、第4440名業務を表現るませんでは、ませんでは、第4440名業務を表現るませんでは、ま	1月	新規(国凖拠)
		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調 査職員に提出するものとする。		
	<b></b>	(2)対象事業内容(事業特性)の把握	右	新規(国準拠)
	<b>†</b>		右	新規(国準拠)
		(以下この節において「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料	2	3/1/76(H-1~)
		より当該対象事業の内容を把握するものとする。		
		(3)現地踏査	有	新規(国準拠)
		受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区	有	新規(国準拠)
	ļ	域の当該事項の状況について把握するものとする。	<u></u>	<b>かご +日 / 〒7 3年 14m \</b>
		(4)対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握	有	新規(国準拠)
	<b> </b>	受注者は,入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより,技術指	右	新規(国準拠)
		受注する, 八子可能な取制の文献での他の資料を収集することにより, 技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて, 対象事業実施区域	H :	かんた(当干)だ)
		及びその周囲の自然的社会的状況(以下この節において「地域特性」という)を		
		把握するものとする。		
	<b></b>	(5)計画段階配慮事項の選定	有	新規(国準拠)
		受注者は,把握した事業特性及び地域特性を踏まえ,技術指針省令第五条に	有	新規(国準拠)
		従い,当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。		

設計業務共通仕様書 第 2 編 1/31

(4-7-65-6	現行(平成29年版)	(+	改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条		無	新規(国準拠)
		<b></b>	(の)調査, ア剤及び評価の子法の選定 受注者は, 把握した事業特性および地域特性を踏まえ, 当該事業の計画段階		新規(国学拠)
			ででは、元程のに事業行任のより地域行任を唱るた、当成事業の計画段間 配慮事項について、技術指針省令第六~十条に従い、調査、予測及び評価の	Ή	机况(四年)处)
			手法の選定を行うものとする。		
			(7)配慮書(案)の作成	有	新規(国準拠)
			受注者は,前(2)~(6)を基に,配慮書(案)を作成するものとする。また,配慮	有	新規(国準拠)
			書(案)を要約した要約書(案)を作成するものとする。	ļ	
			(8)位置等に関する複数案の設定	有	新規(国準拠)
			受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施さ	有	新規(国準拠)
			れるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。		
			(9)照査	有	新規(国準拠)
			受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	有	新規(国準拠)
			のとする。	ļ	
			(10)報告書作成		新規(国準拠)
			受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じ	有	新規(国準拠)
<b>公2402</b> を	方法書(案)の作成	第2104条	て報告書を作成するものとする。 方法書(案)の作成	<u></u>	
第2103宗		第2104录		無無	
					表記修正(国準拠)
	事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、		き事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、		代的多正(日十)处
	公告および縦覧に供される方法書(案)を作成することを目的とする。		公告および縦覧に供される方法書(案)を作成することを目的とする。		
				<u></u>	
	2.業務内容		2.業務内容		
	(2)対象事業内容(事業特性)の把握 受注者は,技術指針省令第五条第1項第一号に規定された対象事業の内容		(2)対象事業内容(事業特性)の把握 受注者は,技術指針 <mark>省令第二十条</mark> 第1項第一号に規定された対象事業の内容		表記修正(国準拠)
	文注省は,技術指針首マ第五宗第「頃第一号に規定された対象事業の内容 (以下,「事業特性」という。)に関して,設計図書に示される資料より当該対象事		文注省は,技術指針首マ第二十六第十項第一号に規定された対象事業の内容 (以下この節において「事業特性」という。)に関して,設計図書に示される資料	Ή	衣記修正(国年拠)
	(スペー・事業付出)という。 アに関して、欧田図画に示される負行なり当成なる事業の内容を把握するものとする。		より当該対象事業の内容を把握するものとする。		
	(4)対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握	<b></b>	(4)対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握	<b>#</b>	
	受注者は,入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより,技術指		受注者は,入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより,技術指	有	表記修正(国準拠)
	針省令第五条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて,対象事業実施区域		針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて,対象事業実施区		
	及びその周囲の自然的社会的状況(以下,「地域特性」という)を把握するものと		域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この節において「地域特性」という)		
	する。		を把握するものとする。	4117	
	(5)環境影響評価の項目の選定 受注者は,把握した事業特性及び地域特性を踏まえ,技術指針省令第六条に	<b></b>	(5)環境影響評価の項目の選定 受注者は,把握した事業特性及び地域特性を踏まえ,技術指針省令第二十一		表記修正(国準拠)
	文注省は、北渡した事業特性及び地域特性を踏また、技術指針首マ第八条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。		文注省は、指揮した事業付住及び地域付任を踏また、技術指針首マ第二十一 条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。	Ħ	衣記修正(国华娅)
		·····		無	
	受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目	<b>†</b>	受注者は,把握した事業特性および地域特性を踏まえ,当該事業の選定項目	省	表記修正(国準拠)
	について,技術指針省令第七~十二条に従い,調査,予測及び評価の手法の		について,技術指針省令第二十二~二十七条に従い,調査,予測及び評価の	١.٠	(-1.2.)
	選定を行うものとする。		手法の選定を行うものとする。	<u> </u>	
	(7)方法書(案)の作成		(7)方法書(案)の作成	無	
	受注者は,前(2)~(6)を基に,技術指針省令第二条に掲げる事項の区分に従		受注者は,前(2)~(6)を基に,技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に	有	表記修正(国準拠)
	い,方法書(案)を作成するものとする。また,方法書(案)を要約した概要版を作		従い、方法書(案)を作成するものとする。また、方法書(案)を要約した概要版を		
	成するものとする。	ļ	作成するものとする。	  無	
L	(8)環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定	L	(8)環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定	Ⅰ無	

設計業務共通仕様書 第 2 編 2/31

現行(平成29年版)	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	有無	改定理由
受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項 目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとす る。		受注者は,技術指針 <mark>省令第十八条</mark> に規定された主旨に従い,当該事業の選定 項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとす る。	有	表記修正(国準拠)
		(9) 照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも のとする。		新規(国準拠) 新規(国準拠)
(9)報告書作成 第2104条 環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法の選定	第2105条	<mark>(10)</mark> 報告書作成 環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法の選定	無	表記修正
1.業務目的 本業務は,対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって,技術指針 省令第五条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し,方法 書に記載された環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法に検討		1.業務目的 本業務は,対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって,技術指針 <mark>省令第二十条</mark> に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し,方 法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法に検	無 有	表記修正(国準拠)
音に記載された環境影響評価の項目並びに調査, 予測及び評価の手法に検討を加えることにより, 適切に環境影響評価の項目並びに調査, 予測及び評価の手法を選定することを目的とする。  2.業務内容		法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査, 予測及び評価の手法に検討を加えることにより, 適切に環境影響評価の項目並びに調査, 予測及び評価の手法を選定することを目的とする。  2.業務内容		
(2)事業特性の把握 受注者は,技術指針省令第五条第1項第一号の規定に従い,方法書に記載さ		(2)事業特性の把握 受注者は,技術指針 <mark>省令第二十条</mark> 第1項第一号の規定に従い,方法書に記載	無 無 有	表記修正(国準拠)
れた事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。		された事業特性について,環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の 手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。	<u></u>	
(3)地域特性の把握 受注者は、技術指針省令第五条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。		(3)地域特性の把握 受注者は,技術指針 <mark>省令第二十条</mark> 第1項第二号の規定に従い,方法書に記載 された地域特性について,環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の 手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。	無 <u></u> 有	表記修正(国準拠)
(4)環境影響評価の項目の選定 受注者は,把握した事業特性及び地域特性を踏まえ,技術指針省令第六条に 従い,必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行う ものとする。		(4)環境影響評価の項目の選定 受注者は,把握した事業特性及び地域特性を踏まえ,技術指針 <mark>省令第二十一</mark> 条に従い,必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を 行うものとする。	無有	表記修正(国準拠)
(5)調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目に ついて、技術指針省令第七~十二条に従い、調査、予測及び評価の手法を選 定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測		(5)調査,予測及び評価の手法の選定 受注者は,把握した事業特性及び地域特性を踏まえ,当該事業の選定項目に ついて,技術指針 <mark>省令第二十二~二十七条</mark> に従い,調査,予測及び評価の手 法を選定するものとする。なお,必要に応じ当該事業の選定項目について,調	無	表記修正(国準拠)
の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。		査,予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。 (6)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	有 有	新規(国準拠) 新規(国準拠)
(6)報告書作成 第2105条 調査	第2106条	<u>のとする。</u> (7)報告書作成 調査	有無無無	表記修正
1.業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第九条 に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的と		1.業務目的 本業務は,対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ,技術指針省令第二十 四条に基づいて,選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目 的とする。	<u></u> 無 有	表記修正(国準拠)
する。 2.業務内容		- 町と9.5g。 2.業務内容 (4)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	無有	新規(国準拠) 新規(国準拠)
(4)報告書作成		のとする。 (5)報告書作成		表記修正

(1	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	<u>条文</u> ・測及び評価並びに環境保全措置の検討	編章節条	<u>条文</u> 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	無	
	/測及ひ計11   业ひに環境休主指直の快記 . 業務目的	第2107条	- ア測及び計画型がに環境体主指直の快調 1.業務目的	無無	
<del> </del>	: 素切自じ: :業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第十条、十一条に		- 1	右	表記修正(国準拠)
	づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第十		六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針 省	17	化的多亚(四十元)
=	条に基づき,必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うこと		令第二十八条に基づき,必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討		
	目的とする。		を行うことを目的とする。		
	業務内容		2.業務内容	無無	
(	2) 予測 ) 受注者は,技術指針省令第十条の主旨に従い,当該事業の方法書に記載さ		(2)予測 1)受注者は,技術指針 <mark>省令第二十五条</mark> の主旨に従い,当該事業の方法書に		表記修正(国準拠)
h	)支注省は,技術指針自令第十宗の主旨に使い,当該事業の方法書に記載さ た選定項目の予測の手法に基づき,予測の基本的な手法,予測地域,予測		1) 受注有は,技術指針 <b>自</b> マ第二十五宗の主首に使い,自該事業の万法音に 記載された選定項目の予測の手法に基づき,予測の基本的な手法,予測地	19	衣記修止(国华拠)
th:	た 医足頃日の 7 周の子仏に盛りさ, 7 周の墨本的な子仏, 7 周心域, 7 周 2点, 予測対象時期等を具体に明記した予測の計画を作成するものとする。		域,予測地点,予測対象時期等を具体に明記した予測の計画を作成するものと		
	3)環境保全措置の検討		<u>する。</u> (3)環境保全措置の検討	無	
	注者は,技術指針省令第十四条~第十六条の主旨に従い必要に応じ適切に		受注者は,技術指針省令第二十九~三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に	有	表記修正(国準拠)
	境保全措置の検討を行うものとする。		環境保全措置の検討を行うものとする。		
( 4	4)事後調査の検討 35-35-3-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		(4)事後調査の検討 受注者は,技術指針 <mark>省令第三十二条</mark> の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目		<b>生生/6</b> 工/日准期/
	注者は,技術指針省令第十七条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及 手法について適切に検討を行うものとする。		受注者は,技術指針 <mark>省令第二十二余</mark> の主旨に使い必要に応し事後調査の項目 及び手法について適切に検討を行うものとする。	月	表記修止(国準拠)
	・子/太に フいて週 切に快前 を11つものと 9 る。 5 ) 評価		- <u>火ひ子太について適切に快<u>設を11</u>つものとする。 (5)評価</u>	  ##	
	プァ症  ਘ 注者は、技術指針省令第十一条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに			右	表記修正(国準拠)
	境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。		に環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。	13	CHOISE (ETTIC)
	5)総合評価		(6)総合評価	無	
	注者は,技術指針省令第十八条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び		受注者は、技術指針省令第三十三条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及	有	表記修正(国準拠)
	i述の(2)~(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成す		び前述の(2)~(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成		
<u>s</u>	ものとする。		するものとする。 (7)照査	 ≠	新規(国準拠)
					新規(国準拠)
( )	7)報告書作成		<u>のとする。</u> (8)報告書作成		表記修正
	備書(案)の作成	第2108条	準備書(案)の作成	無無	
	. 業務目的		1.業務目的 	無	
	業務は、技術指針省令第十八条に規定された準備書に記載すべき事項につ		本業務は,技術指針 <mark>省令第三十三条</mark> に規定された準備書に記載すべき事項に ついてとりまとめ,法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付,公告及	月	表記修正(国準拠)
(1) (分)	でとりまとめ,法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付,公告及び 『覧に供される準備書(案),要約書(案)を作成することを目的とする。		び縦覧に供される準備書(案),要約書(案)を作成することを目的とする。		
MIM.	・見に穴でする千備百(米),女が百(米)で下成することでロリこする。		び減見に広で103千角首(米),女割首(米)をIFIX9でにたけばらる。		
2	. 業務内容	<b></b>	2.業務内容	無	
( 2	2)準備書(案)の作成		(2)準備書(案)の作成	無無	
	注者は,技術指針省令第十八条の主旨に従い,準備書に記載すべき事項に		受注者は,技術指針省令第三十三条の主旨に従い,準備書に記載すべき事項	有	表記修正(国準拠)
	いてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。	<b></b>	についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。	ļ <u>.,</u>	如用(甲維加)
		<b></b>	(5)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも		新規(国準拠) 新規(国準拠)
			受法有は、第100宗照直技術有及び照直の美施に基づさ、照直を美施するものとする。	Ħ	和戏(当年)处)
( !	5)報告書作成	<u> </u>	<u> </u>	有	表記修正
第2108条 評	価書(案)の作成	第2109条	評価書(案)の作成	無	
1	. 業務目的	<u> </u>	1.業務目的	無無無	

設計業務共通仕様書

現行(平成29年版)	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	有無	改定理由
本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第十九条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。		本業務は,準備書についての意見を踏まえ,技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ,法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。		表記修正(国準拠)
2.業務内容 (2)評価書(案)の作成 受注者は,技術指針省令第十九条の主旨に従い,評価書に記載すべき事項に ついてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。		2.業務内容 (2)評価書(案)の作成 受注者は,技術指針 <mark>省令第三十四条</mark> の主旨に従い,評価書に記載すべき事項 についてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。 (4)照査	有	表記修正(国準拠)
(4)報告書作成 第2109条 評価書の補正等	第2110条	受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するものとする。 (5)報告書作成 評価書の補正等 (4)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	有 無 有	新規(国準拠)表記修正新規(国準拠)新規(国準拠)新規(国準拠)
(4)報告書作成 第3節 河川水辺環境調査 本調査は,河川水辺の国勢調査マニュアル及び河川水辺総括資料作成調査の 手引き(案)に準拠して,実施するものとする。	第3節	のとする。 (5)報告書作成 河川水辺環境調査	有無無	表記修正(国準拠)
第2110条 河川水辺環境調査の区分 第2111条 魚類調査 2 業務内容 (2)事前調査	第2111条 第2112条	河川水辺環境調査の区分 魚類調査 2.業務内容 (2)事前調査	無無無無無	
受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。		受注者は,現地調査を行う前に,設計図書に基づき,文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお,文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては,「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版](国土交通省・平成28年1月)」に基づき,学識	無無有	表記修正(国準拠)
(3)現地調査計画策定 受注者は,全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ,調査区域を設定 した上で現地踏査し,調査計画を検討,策定し,調査職員の承諾を得るものとする。		経験者の助言を得るようにする。 (3)現地調査計画策定 受注者は,全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ,調査区域を設定 した上で現地踏査し,調査計画を検討,策定し,調査職員の承諾を得るものとす る。	無無	
なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学 識経験者の助言を得るようにする。 (5)調査成果のとりまとめ		なお,計画策定にあたっては,「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版](国土交通省・平成28年1月)」に基づき,学識経験者の助言を得るようにする。 (5)調査成果のとりまとめ	有無	表記修正(国準拠)
1)考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学 識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。		1)考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【河川 版】(国土交通省・平成28年1月)」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価を とりまとめ、考察を行う。	無	表記修正(国準拠)
2)データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査(河川版)基本調査編 - データ入出力システム - (財)リバーフロント整備センター」に基づき調査データの入力を行う。		2)データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】(Ver3.90)(リパーフロント整備センター・平成27年度版)」に基づき調査データの入力を行う。		表記修正(国準拠) 新規(国準拠)

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
			受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するも	有	新規(国準拠)
			のとする。		
	(6)報告書作成		(7)報告書作成	無無	表記修正
第2112条	底生動物調査	第2113条	底生動物調査	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(5)室内分析		(5)室内分析	無	
	受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティング		受注者は,現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り,ソーティング	有	表記修正(国準拠)
	を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定		を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定		
	量採集においては、サンブルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査マ		量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査基		
	ニュアル」にもとづき標本を作製するものとする。		本調査マニュアル【河川版】(国土交通省・平成28年1月)」にもとづき標本を作製		
			するものとする。 (1) 1875	. <u></u>	かに 十日 (1三) 2年 1/11)
			(7)昭査 (7)昭査 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)		新規(国準拠)
				月	新規(国準拠)
		<b></b>	<u>のとする。</u> (8)報告書作成	<del></del>	表記修正
第2113条	(7)報告書作成	<b>学0111</b> 夕	(8) 報告責任从 植物調査	<u> </u>	衣記修止
<u> 第2113宗</u>	植物調査 2.業務内容	第2114条		無無	
	2.未伤内台	<b></b>	∠.未伤内台 (6)昭杳		新規(国準拠)
		<b></b>		 岩	新規(国準拠)
				Ħ	机况(当年)处)
	(6)報告書作成		<u>のとする。</u> (7)報告書作成	有	表記修正
第2114条		第2115条	<u></u>	 ##	1200
33211735	2.業務内容	351107	2.業務内容	無無	
	-:- <u>**3013.11</u>		(6)照査	右	新規(国準拠)
		·····	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するも	岩	新規(国準拠) 新規(国準拠)
					31170(11130)
	(6)報告書作成 両生類·爬虫類·哺乳類調査		<u>のとする。</u> (7)報告書作成	有	表記修正
第2115条	両生類·爬虫類·哺乳類調査	第2116条	両生類·爬虫類·哺乳類調査	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無無	
			(6)照査	有	新規(国準拠)
			受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	有	新規(国準拠)
			のとする。		
	(6)報告書作成	<u> </u>	(7)報告書作成	有	表記修正
第2116条	陸上昆虫類等調査	第2117条	陸上昆虫類等調査	有 無 無 有	
	2. 業務内容	ļ	2.業務内容	.無	
	(5)室内分析	ļ	(5)室内分析 受注者は,現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り,調査地		丰气极于/京海狮
	受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地			乍	表記修正(国準拠)
	区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査マニュアル」にもとづき標		区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【河		
	本を作製するものとする。	1	川版」(国土交通省・平成28年1月)」にもとづき標本を作製するものとする。		
		<b></b>	(7)照杳	<del>/</del> =	新規(国準拠)
		<del> </del>	(/) 照真 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	月	·利风(国华拠) 新規(国準拠)
			文注音は、第100余点直及附音及び点直の実施に基づき、点直を実施するものとする。	Ħ	かんた(出干)だ)
	(7)報告書作成	<u> </u>	<u>のとする。</u> (8)報告書作成	有	表記修正
第2117条		第2118条	河川環境基図作成調査	無	・トンHCISエエ
235	7.7712870年台1026時基	7321107	(5)照査	 有	新規(国準拠)
		t	受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも		新規(国準拠)
		1	のとする。		2111 AD (1-1)/C)
L		4			

設計業務共通仕様書

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	· 条文 ´	編章節条	条文	無	
	(5)報告書作成		(6)報告書作成		表記修正
第2118条	河川空間利用実態調査	第2119条	河川空間利用実態調査	.無	
ļ	2.業務内容 (2)河川空間利用実態調査		2.業務内容 (2)河川空間利用実態調査	無無無	
	14.7/2/川本間や四条窓側は   受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態			.然 有	表記修正(国準拠)
	として有料施設区域の調査,定点観測,区間観測等を行い,集計を行うものとす		(国土交通省・平成16年3月)」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設		
	రే,		区域の調査,定点観測,区間観測等を行い,集計を行うものとする。		
			(5)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	复	新規(国準拠) 新規(国準拠)
			受注省は、第1108余照直技術省及び照直の美施に基づき、照直を美施するものとする。	19	新規(国年拠)
	(5)報告書作成		(6)報告書作成	有	表記修正
第2119条	河川水辺総括資料作成調査	第2120条	河川水辺総括資料作成調査	無無	
	2. 業務内容		2.業務内容	.無	
	(2)資料調査 受注者は,設計図書および「河川水辺の国勢調査総括資料作成調査の手引き		(2)資料調査 受注者は,設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)(リバー	無	表記修正(国準拠)
	(案)」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討		フロント整備センター・平成13年8月)」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を	Ħ	衣記修正(国华拠)
	を行うものとする。		収集・整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。		
			(4) 照査	有	新規(国準拠)
			受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するも	有	新規(国準拠)
	(4)報告書作成		<u>のとする。</u> (5)報告書作成	<del></del>	主訂修工
第4節	<u> </u>	第4節	成果物	 有	表記修正表記修正(国準拠)
	成果品	第2121条	成果物 成果物	有	表記修正(国準拠)
	1. 環境影響評価		1.環境影響評価	無	
	受注者は,表2.1.1に示す成果品を作成し,第1116条成果物の提出に従い,		受注者は,表2.1.1に示す <mark>成果物</mark> を作成し,第1117条成果物の提出に従い,2 部納品するものとする。	有	表記修正(国準拠)
美2 1 1	2部納品するものとする。 成果品一覧表	表2.1.1	が果物一覧表	有	表記修正(国準拠)
148.5	2.河川水辺環境調査	1282	2.河川水辺環境調査	無…	大心心正(自干)之
	受注者は、報告書を成果品として発注者に提出するものとする。このほか、設計		受注者は,報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか,設計	有	表記修正(国準拠)
	図書の指示により、標本を提出するものとする。	***	図書の指示により,標本を提出するものとする。		
第2節 第2202条		第2節 第2202条	洪水痕跡調査 洪水痕跡調査		
为2202示	/////////////////////////////////////	为2202示		無無無無	
	(6)点検整理		(6)照査	有	表記修正(国準拠)
			受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事	有	新規(国準拠)
	マンスは、原味測量についてのは第上校 <u></u>		項を標準として照査を実施するものとする。 1)痕跡測量についての計算点検,作図点検,作業実施報告書,社内点検,校		丰气极工/豆油++\
	受注者は,痕跡測量についての計算点検,作図点検,作業実施報告書,社内 点検,校正直し等を行うものとする。		1) 浪跡測量についての計算点検,作図点検,作業実施報告書,在内点検,校正直し等を行うものとする。	19	表記修正(国準拠)
第3節	計画降雨検討	第3節	計画降雨検討	<b>無</b>	
	ティーセン法による検討		ティーセン法による検討	無無無無	
	2. 業務内容		2.業務内容	無	
	(2)資料収集整理		(2)資料収集·整理	有	表記修正(国準拠)
L	(3)統計解析	l	(3)統計解析		

設計業務共通仕様書 第 2 編 7/31

	現行(平成29年版)	1	改定案(令和4年版)	有	 改定理由
編章節条	近1 J (十 ル25 <del>1 h以)</del> 条文	   編章節条	条文	無	以足垤田
	受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティ・セン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、デ・タ登録を行うものとする。また、河川の水理水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティ・セン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量(日・時間等)一覧表、ティ・セン分割図及びティ・セン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量(日・時間等)から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。		受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティ・セン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い(ただし欠損観測所を除く)、デ・タ登録を行うものとする。また、河川の水理水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティ・セン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量(日・時間等)一覧表、ティ・セン分割図及びティ・セン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量(日・時間等)から、確率分布モデルにより計画規模に対する確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。		表記修正(国準拠)
	受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選 定し、主要地点上流域の対象降雨群の作成を行うものとする。		受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点上流域 の対象降雨の波形作成を行うものとする。	有	表記修正
			(6)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	有有	新規(国準拠) 新規(国準拠)
第2205条	<u>(6) 報告書作成</u> 降雨強度曲線による検討	第2205条	<u>のとする。</u> (7) 報告書作成 降雨強度曲線による検討	有無	表記修正
3722003K	2 業務内容	3922003K	2.業務内容	無無	
	(2)資料収集整理 2)雨量資料の収集・整理		(2)資料 <mark>収集・整理</mark> 2)雨量資料の収集・整理	有	表記修正(国準拠)
	受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読取り最大値を算出し、日雨量デ・タ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、デ・タ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。		受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認 受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認 を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日 雨量資料などを収集・整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえ で自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読 取り最大値を算出し、日雨量デ・タ等との比較などからチェックするものとする。 これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、デ・タ整理状況、異 常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最 大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。	有	表記修正(国準拠)
	(5)対象降雨の作成 受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書 に示す計画規模に基づき、対象降雨群の波形を作成するものとする。		(5)対象降雨の作成 受注者は,継続時間,降雨特性,流域の規模,到達時間等を考慮し,設計図書 に示す計画規模に基づき, <mark>対象降雨の</mark> 波形を作成するものとする。	無有	表記修正(国準拠)
			(6)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	有 有	新規(国準拠) 新規(国準拠)
	(6)報告書作成		<u>のとする。</u> (7)報告書作成		表記修正
第2207条	貯留関数法による検討 2.業務内容	第2207条	貯留関数法による検討 2.業務内容	<u>有</u> 無 無	
	(3)現地調査		(3)現地調査	無	
	1)行程計画及びとりまとめ		1)行程計画 (6)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するものとする。	<u> </u>	表記修正(国準拠) 新規(国準拠) 新規(国準拠)
第2208条	(6)報告書作成 準線形貯留型モデルによる検討	第2208条	<mark>(7)</mark> 報告書作成 準線形貯留型モデルによる検討	有無	表記修正
N3EE003	2 . 業務内容	N122001K	1 業務内容 (6)照査	有 無 無 有	新規(国準拠)

編章節条	現行(平成29年版) <sup>条文</sup>	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	有無	改定理由
	(6) 報告書作成		受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するものとする。 のとする。 (7)報告書作成	有有	新規(国準拠) 表記修正
第2209条	雨量確率手法による検討 1.業務目的 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の安全度の雨量から求める事を目的とする。	第2209条	雨量確率手法による検討  1.業務目的  本業務は,河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討,第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて,流出解析や流量検討によって所定の安全度を雨量から求める事を目的とする。	無有	表記修正(国準拠)
	2.業務内容		2.業務内容 (7)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	無有有	新規(国準拠) 新規(国準拠)
第2210条	(7) 報告書作成 流量確率手法による検討 1.業務目的	第2210条	1 . 業務目的	無無	表記修正
	本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度の流量から求める事を目的とする。		本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。 (7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するも	有	表記修正(国準拠) 新規(国準拠) 新規(国準拠)
第5節第2211条	(7)報告書の作成 低水流出解析 低水流出解析	第5節第2211条	<u>のとする。</u> (8)報告書の作成	有	表記修正
	2.業務内容 (3)現地調査 1)行程計画及びとりまとめ (4)資料収集整理		1)行程計画 (4)資料 <mark>収集·整理</mark>	有	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
	1) 雨量資料収集整理 受注者は、対象年間の各観測所における日雨量(降雪量含む)および月別蒸発量(又は気温)を収集整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、 日雨量年表を作成するものとする。また、収集デ・タは記憶媒体にデ・タ登録 を行うものとする。		1)雨量資料 <mark>収集・整理</mark> 受注者は,対象年間の各観測所における日雨量(降雪量含む)および月別蒸発量(又は気温)を収集・整理し,日界修正,記入ミス,欠落等の点検・補正を行い,日雨量年表を作成するものとする。また,収集デ-タは記憶媒体にデ-タ登録を行うものとする。	有	
	(9)報告書作成		(9)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも のとする。 (10)報告書作成	有	新規(国準拠) 新規(国準拠) 表記修正
第6節 第2212条	河道計画 河道計画(大規模河川) 2.業務内容 (4)資料整理検討	第6節 第2212条	河道計画	無無無	表記修正(国準拠)
	受注者は、資与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、 洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤 防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。 (5)河川特性の把握		受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、 洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤 防台帳等の <mark>資料を整理する</mark> ものとする。 (5)河川特性の把握	有無無	表記修正(国準拠)
	6)現況流下能力の把握		6)現況流下能力の把握	無	

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有無	改定理由
受注者は,流量配分,出発水位,(セグメント別)粗度係数,死水域,境界混合係数等を設定し,現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に,湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。	受注者は,流量配分,出発水位,(セグメント別)粗度係数,死水域,境界係数等を設定し,現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせきを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に,湾曲・砂州等に理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能定するものとする。なお,計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性でするものとする。	混合 有 注上げ よる水 力を算	表記修正(国準拠)
7)現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及 び護岸等の状況を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等 に係る現況河道の課題を整理するものとする。	7)現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構) び護岸等の状況 <mark>や平均河床高及び最深河床高の変化等</mark> を考慮した現況 の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理 のとする。	河道 するも	表記修正(H29国改定)
(7)河岸浸食防止必要箇所の一次設定 3)河岸浸食防止必要箇所の一次設定 受注者は,堤防防護ライン及び低水路河岸管理ラインから河岸浸食防止必要 箇所の一次設定を行うものとする。	(7)河岸 <mark>侵食防止必要箇所の一次設定</mark> 3)河岸 <mark>侵食防止必要箇所の一次設定</mark> 受注者は,堤防防護ライン及び低水路河岸管理ラインから河岸 <mark>侵食防止</mark> 箇所の一次設定を行うものとする。	有 必要 <mark>有</mark>	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
4)問題点と対応方針の検討 対応方針の検討 受注者は,一次設定した河岸浸食防止必要箇所の問題点解決の代替案を比較 検討し,箇所ごとの適切な対応方針を設定し,河岸防護の重要度を区分してラ	4)問題点と対応方針の検討 対応方針の検討 受注者は,一次設定した河岸 <mark>侵食防止</mark> 必要箇所の問題点解決の代替案 検討し,箇所ごとの適切な対応方針を設定し,河岸防護の重要度を区分		表記修正(国準拠)
インを表示するものとする。 (8)河道形状と河岸浸食防止必要箇所の二次設定 1)河道形状と河岸浸食防止必要箇所の二次設定 受注者は,対応方針の検討結果を踏まえ,河道形状(縦横断,平面形状)と河	インを表示するものとする。 (8)河道形状と河岸侵食防止必要箇所の二次設定 1)河道形状と河岸侵食防止必要箇所の二次設定 受注者は,対応方針の検討結果を踏まえ,河道形状(縦横断,平面形状	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
岸漫食防止必要箇所の二次設定を行うものとする。 受注者は、二次設定した河道形状を対象とした流下能力の再チェックを行い、二 次設定後の河道形状及び河岸漫食防止必要箇所設定の全川的な整合性と河	岸 <mark>侵食防止必要箇所の二次設定を行うものとする。</mark> 受注者は、二次設定した河道形状を対象とした流下能力の再チェックを行 次設定後の河道形状及び河岸 <mark>侵食防止</mark> 必要箇所設定の全川的な整合	-   テい,二  <b>有</b>	表記修正(国準拠)
川環境の観点からチェックするものとする。 3)河道形状と河岸浸食防止必要箇所の最終設定 受注者は、全川的な整合を図った河道形状と河岸浸食防止必要箇所を最終設定するものとする。 (9)河道平面図・横断図作成	川環境の観点からチェックするものとする。 3)河道形状と河岸 <mark>侵食防止</mark> 必要箇所の最終設定 受注者は、全川的な整合を図った河道形状と河岸 <mark>侵食防止</mark> 必要箇所を 定するものとする。	最終設 <mark>有</mark>	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
(9)河道平面図・横断図作成 受注者は,最終的に設定した河道横断形状,河岸浸食防止必要箇所,地被状 況等を平面図及び横断図に整理するものとする。	(9)河道平面図・横断図作成 受注者は、最終的に設定した河道横断形状、河岸 <mark>侵食防止</mark> 必要箇所、地 況等を平面図及び横断図に整理するものとする。 (12)照査		表記修正(国準拠)
(12)報告書作成	受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施のとする。 のとする。 (13) 報告書作成	するも 有	新規(国準拠)表記修正
第2213条 河道計画(中小河川) 2.業務内容 (2)資料収集整理 2)資料収集整理 (4)現況河道解析	52213条 河道計画(中小河川) 2 業務内容 (2)資料収集·整理 2)資料収集·整理 (4)河川特性の把握	有 無 無 有 有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
受注者は,各河川の状況に応じて河川工作物調査,災害特性調査,河道断面 受注者は,各河川の状況に応じて河川工作物調査,災害特性調査,河道断面 特性の検討,河床高経年変化調査,洗掘堆積量経年変化調査,ダム堆砂量調 査,蛇行特性の検討,河床材料調査,粗度係数の検討,現況河道の流下能力 検討,堤防の安全水位による流下能力検討,現況河道の流砂特性検討,支川 流入状況の実態把握等の調査項目に対し,現況河道解析を行うものとする。	受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道 受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道 特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆研 査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下 検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討 流入状況の実態把握等の調査項目を行い、河川特性を把握するものとな	沙量調   「能力   、支川	松贴原业则是无效。 表記修正(国準拠)

設計業務共通仕様書 第 2 編 10/31

編章節条	現行(平成29年版) <sub>条文</sub>	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	 有 無	改定理由
	受注者は、河道計画に必要となる下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断形状、計画横断形状を定めるものとする。また、床止めの位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断形状、横断形状の妥当性を水理計算によって検討し、最良案を設定するものとする。		受注者は,基本方針を検討し,河道計画に必要となる下流端水位,計画河道の 粗度係数を決定し,計画平面形状,計画高水位,計画縦断形状,計画横断形状 を定めるものとする。また,床止めの位置及び高さについて水理的に検討し,計 画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状, 縦断形状,横断形状の妥当性を水理計算によって検討し,最良案を設定するも のとする。	有	表記修正
第7節	(7)報告書作成 内水処理計画	第7節	(7)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するものとする。 (8)報告書作成 内水処理計画	有 有	新規(国準拠) 新規(国準拠) 表記修正
		第2214条	内小処理計画   内水処理計画   2 . 業務内容   (3)基礎調査   1)水文資料の収集・整理	無無無	表記修正(国準拠)
	受注者は,既往の内水状況の把握,内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量,水位,流量資料を収集・整理するものとする。また,必要と考えられる場合は,新たに水文観測所を設置し,観測を行うものとする。		受注者は,既往の内水状況の把握,内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量,水位,流量資料を収集・整理するものとする。また,必要と考えられる場合は,発注者と協議の上,新たに水文観測所を設置し,観測を行うものとする。	有	表記修正(国準拠)
	(12)内水処理方式の選定 一次選定された処理方式について経済性,実現の可能性,施設の維持管理, 超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定す るものとする。 (13)段階的整備計画の検討		(12)内水処理方式の選定 受注者は,一次選定された処理方式について経済性,実現の可能性,施設の 維持管理,超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方 式を決定するものとする。 (13)段階的整備計画の検討	無 有	表記修正(国準拠)
	本川安全度との整合 , 近傍内水区域との安全度のバランス , 財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。		(19) (X7周日) 三 備引	有	表記修正(国準拠) 新規(国準拠) 新規(国準拠)
	(14)報告書作成 利水計画 利水計画検討 2.業務内容	第8節第2215条	のとする。 (15)報告書作成 利水計画 利水計画検討 2.業務内容	<u>有</u> 無無無無無	表記修正
	(3)資料収集整理 2)雨量資料 受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について,日雨量資料を収集整理するものとする。 (4)自然流況の作成		(3)資料 <mark>収集・整理</mark> 2)雨量資料 受注者は,業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について,日雨量資 料を <mark>収集・整理</mark> するものとする。 (4)自然流況の作成	無 有	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
	1) 資料以集整理 (5) 利水計算モデルの検討 4) 計算プログラム作成 受注者は, 利水計算系統図, 基準地点及び利水計算条件を基に利水プログラムを作成するものとする。		1) 資料収集・整理 (5) 利水計算モデルの検討 4) 計算モデル作成 受注者は,利水計算系統図,基準地点及び利水計算条件を基に利水モデルを 作成するものとする。	無 有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
	公でFRM 9,000と9 0。 (6)利水計算 1)デ-タ登録 受注者は,雨量,流量,確保流量等のデ-タを利水計算に使用し易いよう,記 憶媒体に登録するものとする。		(6)利水計算 1)デ-タ登録	無無	

設計業務共通仕様書 第2編 11/31

編章節条	現行(平成29年版)	編章節条	改定案(令和4年版)	有無	改定理由
	<u>条文</u> なお,計算モデルへのデータの適用に際し,実測データを基に加工,作成した	編早即示	<u>条文</u> なお,計算モデルへのデータの適用に際し,実測データを基に加工,作成した		表記修正(国準拠)
	データを用いる場合は、その過程を再現し得るプログラムについても合わせて 登録するものとする。		データを用いる場合は,その過程 <mark>の再現に必要な情報</mark> についても合わせて登録 するものとする。		
	<u> </u>		(8) 照査	有	新規(国準拠)
				有	新規(国準拠)
	(8) 報告書作成		のとする。 (9)報告書作成		表記修正
第9節 第2216条	正常流量検討 正常流量検討(大規模河川)	第9節 第2216条	正常流量検討 正常流量検討(大規模河川)	無無無	
	2.業務内容		2.業務内容		*************************************
	(3)資料収集整理 (6)項目別必要流量の検討		(3)資料 <mark>収集・整理</mark> (6)項目別必要流量の検討	<u>有</u>	表記修正(国準拠)
	2)観光(景観)からの必要流量 受注者は,当該河川の主要景観を維持するために,河川が確保すべき水理的		2)観光(景観)からの必要流量 受注者は,当該河川の主要景観を維持するために,河川が確保すべき水理的	無無有	表記修正(国準拠)
	条件を満足し得る必要な流量について、評価基準、検討箇所を設定し検討する		条件を満足し得る必要な流量を評価基準,検討箇所を設定し検討するものとす	Ħ	农品修正(图字观)
	ものとする。 9)地下水位の維持からの必要流量		<u>る。</u> 9)地下水位の維持からの必要流量	##	
	受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて地下水の上昇に重大な支障		受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて地下水の上昇に重大な支障	無 無	
	がないことを確認するものとする。 なお,必要に応じて地下水位と河川流量との関係を調査・解析し,地下水の適		がないことを確認するものとする。 なお,必要に応じて地下水位と河川流量との関係を調査・解析し,地下水の適	有	表記修正(国準拠)
	正利用等と併せて対策を検討するものとする。		性利用等と併せて対策を検討するものとする。		(
			(9)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも		新規(国準拠) 新規(国準拠)
	(6) 和失 <i>争体</i> 决		のとする。		, , ,
第2217条	(9)報告書作成 正常流量検討(中小河川)	) 第2217条	<mark>(10)</mark> 報告書作成 正常流量検討(中小河川)	<u>月</u>	表記修正
	2.業務內容 (3)資料収集整理		2.業務内容 (3)資料収集·整理	無	表記修正(国準拠)
	(3)員科収集登理 受注者は,資料収集整理について,第2216条正常流量検討(大規模河川)第2		受注者は,資料収集・整理について,第2216条正常流量検討(大規模河川)第2	<u>用</u> 有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
	項(3)に準ずるものとする。 (6)項目別必要流量の検討		項(3)に準ずるものとする。 (6)項目別必要流量の検討	<b>4</b> 111	
	5)その他政令5項目からの必要流量		5)その他政令5項目からの必要流量	無	
	受注者は,下記の5項目について必要流量の調査,検討を行うものとする。		受注者は,正常流量検討の手引き(案)(国土交通省·平成19年9月)に基づき, 下記の5項目について必要流量の調査,検討を行うものとする。	有	表記修正(国準拠)
			(9) 照査	有	新規(国準拠)
			受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するものとする。	有	新規(国準拠)
	(9)報告書作成		(10)報告書作成		表記修正
第10節 第2218条	氾濫水理解析 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	第10節 第2218条	氾濫水理解析 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	無	
	2.業務内容 (3)資料収集整理		2.業務内容 (3)資料収集·整理	無	表記修正(H29国改
					定)
	2)資料収集整理		2)資料 <mark>収集·整理</mark>	有	表記修正(H29国改定)

設計業務共通仕様書 第 2 編 12/31

編章節条	現行(平成29年版) <sub>条文</sub>	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	有無	改定理由
	受注者は,工事実施基本計画及び河川整備基本方針,河道の平面・縦断・横断図,既往浸水実績図,治水地形分類図,地形図,土地利用図,氾濫域内連続盛土,排水施設,氾濫域内河川・水路縦断図,国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。		受注者は,工事実施基本計画及び河川整備基本方針,河道の平面・縦断・横断図,既往浸水実績図,治水地形分類図,地形図,土地利用図,氾濫域内連続盛土,排水施設,氾濫域内河川・水路縦断図,LP地盤高データ,国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。	有	表記修正(H29国改定)
	受注者は,定期横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。 (6)氾濫水理解析 3)氾濫水理モデルの検証 受注者は,検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算 を行い,氾濫水理モデルの検証を行うものとする。		受注者は、 <mark>横断測量図より</mark> 河道断面特性を把握するものとする。 (6)氾濫水理解析 3)氾濫水理モデルの検証 受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて <mark>実績の浸水範囲等</mark> より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。	有 無 無 有	表記修正 表記修正(H29国改 定)
	(7)報告書作成		(7)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも のとする。 (8)報告書作成	有有有	新規(国準拠) 新規(国準拠) 表記修正
第11節 第2219条	総合治水対策調査 総合治水対策調査 2、業務内容	第11節 第2219条	総合治水対策調査 総合治水対策調査 2.業務内容	黒黒黒黒	- CAOUPIL
	(3)文献調査 受注者は,既往の類似調査報告書,流域の自然条件に関する文献(気象,地 形・地質,林相等),流域の社会条件に関する文献(人口,産業,資産,歴史,土 地利用の変遷及び将来予測等)およびその他業務に必要な文献の収集整理を 行うものとする。		(3)文献調査 受注者は,既往の類似調査報告書,流域の自然条件に関する文献(気象,地 形・地質,林相等),流域の社会条件に関する文献(人口,産業,資産,歴史,土 地利用の変遷及び将来予測等)およびその他業務に必要な文献の収集・整理 を行うものとする。		表記修正
	(5)水理・水文解析 1)水理・水文資料収集整理 4)流出・氾濫解析(水理資料の整理) 受注者は,解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適		(5)水理・水文解析 1)水理・水文資料の <mark>収集・整理</mark> 4)流出・氾濫解析(水理資料の整理) 受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適	無	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
	切なる水位 - 流量曲線(H - Q曲線)で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同定の検討資料とする。		受圧 目は、解析対象が、かの主が位加重質がの相反をプェックしたが、といるが はなる水位 ~ 流量曲線 (H ~ Q 曲線)で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同定の検討資料とする。	有	农心修业(四年)处)
	H - Q曲線の作成 主要地点におけるH - Q曲線の作成とチェックを行うものとする。 流量ハイドログラフの作成とチェック 以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。		H ~ Q 曲線の作成 主要地点におけるH ~ Q 曲線の作成とチェックを行うものとする。 流量ハイドログラフの作成とチェック 以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。	有無無無	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
	H - Q式による水位から流量への変換,流量ハイドログラフの作成・図化,流量 ハイドログラフのチェックの順である。		ハイドログラフのチェックの順である。	L	表記修正(国準拠)
	7)流出・氾濫解析(氾濫モデル定数の解析) 受注者は,氾濫の生じている出水を対象に,氾濫原のH - V,氾濫が生じている 河道の越流高等の諸元を決定するものとする。		河道の越流高等の諸元を決定するものとする。	<u></u>	表記修正(国準拠)
	氾濫原のH - Vの検討 (6)治水機能による治水区分の設定 2)地域地区区分の設定 受注者は,上記1)で設定した3地域を,さらに治水特性,地域特性から地区の			有 無 無 有	表記修正(国準拠)
	細分化を行うものとする。 (7)総合治水対策案検討(長期整備計画検討) 11)河川の整備計画検討		分化を行うものとする。 (7)総合治水対策案検討(長期整備計画検討) 11)河川の整備計画検討・河川の整備計画検討	無 有	表記修正(国準拠)

設計業務共通仕様書

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	 改定理由
編章節条	条文	編章節条	· 条文	無	
	(8)総合治水対策案検討(暫定計画検討)		(8)総合治水対策案検討(暫定計画検討)	無	
	9)河川の暫定整備計画検討		9)河川の暫定整備計画検討・河川の暫定整備計画検討	有有	表記修正(国準拠)
	13) 総合治水対策効果図の作成	ļ	13)総合治水対策効果図の作成・総合治水対策効果図の作成	复	表記修正(国準拠)
		<b></b>	(12)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	复	新規(国準拠) 新規(国準拠)
			文注有は、第100余照直技術有及び照直の実施に基づさ、照直を実施するものとする。	∄	机况(国华拠)
	(12)報告書作成	·····	<u> </u>	有	表記修正
第12節	洪水予測システム検討	第12節	洪水予測システム検討	無	7(10)211
第2220条	洪水予測システム検討	第2220条	洪水予測システム検討	無無無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(2)資料収集整理		(2)資料収集・整理	有	表記修正(国準拠)
	2)水位・流量資料収集整理検討		2)水位・流量資料収集・整理	复	表記修正(国準拠)
	受注者は,比較的近年の洪水資料の中から,資料収集洪水を選定し,洪水時時刻水位,流量資料を収集,整理するものとする。収集デ-タは記憶媒体に登		受注者は,比較的近年の洪水資料の中から, <mark>資料収集する洪水</mark> を選定し,洪水 時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。 収集デ - タは記憶媒体に	月	表記修正(国準拠)
	時刻小位・流重真性を収集・登達するものとする。収集フェッは記憶殊体に豆 録するものとする。		時時刻小位·派重員科を収集・登達するものとする。収集フェブは記憶殊体に 登録するものとする。		
	<u> </u>	·····		有	表記修正(国準拠)
	受注者は,選定した資料収集洪水について,雨量資料の収集・整理を行うもの		受注者は,選定した資料収集する洪水について,雨量資料の収集・整理を行う		表記修正(国準拠)
	とする。収集デ - タは記憶媒体に登録するものとする。		ものとする。 収集デ - タは記憶媒体に登録するものとする。		
	(3)流出予測モデルの検討		(3)流出予測モデルの検討	無無	
	12)フィ・ドバックシステムの検討	ļ	12)フィ・ドバックシステムの検討	無	
	受注者は、流出予測モデルのフィ・ドバックシステムを検討するものとする。フィ		受注者は、洪水予測システムチェックリスト(案)(国土技術政策総合研究所・平	有	表記修正(国準拠)
	- ドバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。		成22年5月) に基づき,流出予測モデルのフィ・ドバックシステムを検討するものとする。フィ・ドバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」による		
	ର,		とする。フィードハックラステムは基本的に、定数回足規時列占わせ万式」によるものとする。。		
			- (7) 照査	有	新規(国準拠)
			受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	有	新規(国準拠) 新規(国準拠)
			のとする。		,
	(7)報告書作成		(8)報告書作成 成果物	有	表記修正
第13節	成果品	第13節	成果物	复	表記修正(国準拠)
第2221条	成果品 受注者は,以下に示す成果品を作成し,第1116条成果の提出に従い,3部納品	第2221条	成果物	复	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
	安注者は、以下に示す成果品を作成し、第1116余成果の提出に使い、3部割品するものとする。		受注者は,以下に示す成果物を作成し,第1117条成果物の提出に従い,2部納 品するものとする。	有	衣記修止(国华拠)
第3章	19 0 0 0 2 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	L 第3章	河川構造物設計	 ##	
第1節	- 7.7.11 河川構造物設計の種類	第1節	河川構造物設計の種類	<u>                                    </u>	
第2301条	河川構造物設計の種類	第2301条	河川構造物設計の種類	無	
	河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計		河川構造物設計 河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計	無	
	がある場合は、この項目に準拠することとする。		がある場合は,この項目に準拠することとする。		
	/ 4 \ \$# LL\$   \$		(1)築堤設計	复	新規(国準拠)
	(1)護岸設計 (2)樋門設計	ļ	(2)護岸設計 (3)樋門設計	有 有	表記修正 表記修正
	(3)床止め設計	<b></b>	(4)床止め設計	担	衣心修止 表記修正
	(4)堰設計	<del> </del>	(5)堰設計	<u>有</u> 有	表記修正表記修正表記修正表記修正
	(5)水門設計	·····	(6)水門設計	有	表記修正
	(6)排水機場設計		(7)排水機場設計	有	表記修止
		第1節	築堤設計		新規(国準拠) 新規(国準拠)
			築堤設計は、盛土により築造される堤防の新規築堤、現況堤防の改築等を計画である。	有	新規(国準拠)
			画するに際して実施する河川堤防の設計に適用する。ただし,高潮区間の堤		
		L	防,高規格堤防,越流堤,自立式特殊堤については適用しない。	L	

設計業務共通仕様書 第 2 編 14/31

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 改定理由
	第2302条 築堤設計区分 築堤設計は、以下の区分により行うものとする。 (1)予備設計 (2)詳細設計	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	楽堤設計は、以下の区分により行っものとする。 (1) 予供記録	有 新規(国準拠) 右 新規(国準拠)
	(1) J/開放計 (2) 詳細設計	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	第2303条 築堤予備設計	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	1.業務目的 築堤予備設計は,当該区間全体の法線形,堤防形状,基本断面形状について	有 新規(国準拠)
	築堤予備設計は,当該区間全体の法線形,堤防形状,基本断面形状について「 の検討を行い,対象地域における最適な堤防の基本諸元を選定することを目的	有 新規(国準拠)
	の検討を行い、対象地域にありる取過な堤防の基本語元を選足することを目的 とする。	
	2 . 業務内容	有 新規(国準拠)
	堤防予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、新規築堤に伴う排水系統	有 新規(国準拠)
	の見直し等を要する場合は別途設計図書に示される業務内容に準じることとす	
		有 新規(国準拠)
	(1)設計計画 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	月
	認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	13 34140(HT-14C)
	査職員に提出するものとする。	
	(2)現地踏査	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	受注者は,貸与資料を基に現地踏査を行い,現況施設の状況,予定地周辺の 河川の状況,河道特性,地形,地質,近接構造物及び土地利用状況・河川の利	有 新規(国準拠)
	用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観	
	点から現地状況を把握し、整理するものとする。	
		有 新規(国準拠)
	し、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。 (3)基本事項の検討 1)基礎検討	
	(3) 基本事具の検討 1) 甘味検討	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	月
	定し、安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。	
	定し、安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。 法線形(3案程度)	有 新規【県独自】
	基本断面形状(天端高,天端幅,法勾配,小段等)	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
		月 新規(国华拠) 右 新邦(国淮坳)
	ディスタ (スタイスの)。 安注者は、河道特性、既往の被災箇所、既設護岸の有無等を整理し、洪水時の	有新規(国準拠)
	流速等の外力条件に基づいて法覆工の必要性、必要範囲について検討する。	13 3/1/20(11 11 2/2)
	3)関連構造物の検討 2000年12月1日 2000年12月 2000年12月1日 20	有新規(国準拠)
	受注者は,堤防改修に伴う影響構造物の内,小規模施設(管渠,距離標,光 ケーブル等の埋設物),堤防坂路,堤内道路,堤防天端道路等について対象位	有 新規(国準拠)
	置・範囲を設定し、改修方針を立案するものとする。また、現況排水系統を踏ま	
	えた堤脚水路の縦横断計画を立案する。	
	(4)図面作成	有 新規(国準拠)
	受注者は、下記の図面を作成するものとする。 1)平面図(1/500~1/1,000)	有新規(国準拠)
		有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	地,家屋,付け替え道路の範囲を明示し,詳細設計にスムーズに移行できる図	ᆸᅠᄳᄵᇇᆖᆂᄣ
	面を作成するものとする。	
	2)縦断図(1/500~1/1,000)	有 新規(国準拠)

設計業務共通仕様書 第 2 編 15/31

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有改定理由無
	平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して,堤防高,関連施設等の挿り,適切な縦断計画図を作成するものとする。	うえい 有 新規(国準拠)
	3)標準横断図 基本事項で検討された断面毎に,堤防標準横断図を作成するものとす。	有 新規(国準拠) る。 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	4)小規模構造物 小規模施設は,代表地点の改築一般図を1ヶ所作成し,複数の場合その 基本諸元を表などにまとめるものとする。	カース (国準拠) の他は 有 新規(国準拠)
	※年明ルでなるとによどめるものとする。 (4)施工計画案の検討 受注者は,選定された堤防形状,対策工法について下記について検討	有 新規(国準拠) を行い, 有 新規(国準拠)
	最適な施工計画案を策定するものとする。 1)施工方法の検討	有 新規(国準拠)
	基本事項の検討において選定された堤防形状,対策工法を基に該当区 防工事の施工計画案(施工方針,仮設工,施工順序及び施工機械等)で ものとする。	区間の堤 有 新規(国準拠)
	2)仮設計画の検討 受注者は,施工方法の検討で立案された仮設工の必要性及び規模諸ラ	有 新規(国準拠) 元の検討 有 新規(国準拠)
	を行って仮設計画を立てるものとする。	有 新規(国準拠)
	3)全体施工計画の検討 受注者は,上記の検討を踏まえ,対象区間全体の平面,工程計画を立 性,安全性,経済性等の検討を行うものとする。	て,施工 有 新規(国準拠)
	(5) 概算工事費 受注者は,標準横断図を基に第1211条設計業務の成果第5項に基づき 工事費を算定するものとする。	有 新規(国準拠) ・ 概算 有 新規(国準拠)
	なお、仮設工に関しては、主要工法について算定するものとする。 (6)考察	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	受注者は,本設計において,解決されなかった問題点を項目ごとに列記 後行われる詳細設計までに,調査又は特別に検討してお〈事項を整理・ にその方針又は方法についてまとめるものとする。	3し,今 有 新規(国準拠) すると共
	(7) 照査 受注者は , 第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ〈ほか , 下記に 項を標準として照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠) :示す事 有 新規(国準拠)
	1)基本条件の決定に際し,現地の状況の他,基礎情報を収集し,把握 かの確認を行い,その内容が適切であるかについて照査を行う。 特に河 については,設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行	可道特性
	2)一般図を基に構造物の位置,断面形状,構造形式が河道特性との勢切にとられているかの照査を行う。また,埋設物,支障物件,周辺施設と等,施工条件が設計条件に反映されているかの照査を行う。	との近接
	3)設計方針,設計手法及び設計外力が適切であるかの照査を行う。 4)設計計算,設計図,概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を	有 新規(国準拠) を行う。 有 新規(国準拠)
	(8)パース作成 受注者は、代表断面について着色パース(A3版)を1枚作成するものとで	有 新規(国準拠) する。 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(9)報告書作成 受注者は,業務の成果として,第1211条設計業務の成果に準じて報告 するものとする。	有 新規(国準拠)  書を作成   有 新規(国準拠)
	3.貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)

設計業務共通仕様書 第 2 編 16/31

現行(平成29年版)	改定案(令和4年版) 編章節条	有無	改定理由
	(1)河川計画調査報告書		新規(国準拠)
	(1)河川計画調査報告書 (2)当該区間の測量成果(河道変遷図等を含む) (3)当該区間の地質調査報告書 (4)河川環境調査資料 (5)既設構造物調査資料 (5)既設構造物調査資料 (6)当該区間の流況解析結果資料 (7)その他必要と認めたもの 第2304条 築堤詳細設計 1、業務目的 築堤詳細設計は、予備設計によって決定された堤防形状、法覆工の検討に対して詳細な設計を行し、経済的かつ会理的に丁事の費用を予定するための資料		<u> </u>
	(3)		打規(国华拠) 新钼(国淮坳)
	(5)既設構治物調查資料	有 第	机烷(含羊烷) 新規(国準拠)
	(6)当該区間の流況解析結果資料	有多	<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>
	(7)その他必要と認めたもの	有業	<b>新規(国準拠)</b>
	第2304条 築堤詳細設計		新規(国準拠)
			打块(国华拠) 货担(国淮坳)
	て詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料	/ TE	7/元(凶干)处 <i>)</i>
	を作成することを目的とする。		
	2.業務内容	有 第	新規(国準拠)
	堤防詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、堤防の圧密沈下・浸	有。新	新規(国準拠)
	透対策が必要な場合や,道路設計及び排水系統の見直しに伴う排水施設設計を要する場合は,別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。		
	を安する場合は、別述設計図書に小される耒鴉内谷に伴じることとする。		
	(1)設計計画	有非	新規(国準拠)
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有翁	新規(国準拠)
	認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		
	査職員に提出するものとする。 (2)現地踏査		7 10 / C   X 14   X 14
	(2)現地踏査 受注者は,貸与資料を基に現地調査を行い,現況施設の状況,予定地周辺の		新規(国準拠) 新規(国準拠)
	河川の状況, 地形, 地質, 近接構造物及び土地利用状況, 河川の利用形態等	1月 ホ	机况(国华预)
	を把握し、合わせて丁事用道路、仮排水路、施丁ヤード等の施丁の観点から現		
	■ ■ ■ ■ 地状況を把握し、整理するものとする。		
	なお,現地調査(測量,地質調査等)を必要とする場合は,その理由を明らかに	有 ៖	新規(国準拠)
	し、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。		7.42 (国)选择(III)
	(3)基本事項の決定 受注者は,予備設計成果等の貸与資料,設計図書及び指示事項等に基づき,		新規(国準拠) 新規(国準拠)
	文注句は、『備政制成未守の負づ負付、政制図音及び指示争項寺に基づき、   下記の其木重頂を確認するものとする	1月 ホ	机况(国华预)
	下記の基本事項を確認するものとする。 1)法線等の見直し検討 精度の高い地形図を基に計画堤防法線を画き,民地境界等部分的に詳細な検	有業	新規(国準拠)
	精度の高い地形図を基に計画堤防法線を画き,民地境界等部分的に詳細な検	有。	新規(国準拠) 新規(国準拠)
	2)施設配置計画 坂路、堤脚水路,階段等の施設の配置を新規図面にて確認するものとする。		新規(国準拠) 新規(国準拠)
	収路、堤脚水路、階段寺の施設の配直を新規図面にて催認するものとする。	1月 ま	<b>沂規(国华拠)</b>
	3)構造物との取付け検討	有 ៖	新規(国準拠)
	大規模施設との工事境界,小構造物の取り扱い等を検討し,関連構造物との取	7 有 第	机从(国土火) 新規(国準拠)
	付け計画を行うものとする。		,
	(4)構造設計 1)堤防設計		新規(国準拠)
	1)堤防設計	有	新規(国準拠) 新規(国準拠) 新規(国準拠)
	受注者は,決定された堤防断面に対して,余盛り形状等を決定し,標準断面図 等の構造一般図を作成するものとする。	1 <del> </del>	川呪(凷竿拠)
		有業	新規(国準拠)
			所观(国平规) 新規(国準拠)
	გ,		,
	3)付帯施設設計		新規(国準拠)

設計業務共通仕様書 第2編 17/31

編章節条	現行(平成29年版) <sub>条文</sub>	改定案(令和4年版) 編章節条 受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の付帯施設の	有 改定理由 無
		受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の付帯施設の 造図を作成するものとする。	)一般構 有 新規(国準拠)
			有 新規(国準拠)
		1)施工計画	有 新規(国準拠)
		受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該 要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運士計画等を検討し、 工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。	最適な施
		施工条件	有 新規(国準拠)
		施工方法	(国準拠) 第二年 新規(国準拠)
		<u>土工計画</u> 工程計画	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
			有  新規(国準拠)
		工事機械,仮設備とその配置	有  新規(国準拠)
		環境保全対策	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
		安全対策 2)仮設計画	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
		受注者は,施工計画により必要となる仮設備(仮排水路,工事用道路) 工等)の規模,構造諸元を近接構造物への影響も考慮して,水理計算 算及び構造計算により決定し,仮設計画を策定するものとする。	及び山留  有 新規(国準拠)
		(6)図面作成	有 新規(国準拠)
		受注者は,一般平面図,縦断面図,標準断面図,横断図及び付帯施設 仮設平面図,切廻し水路設計図,工事用道路設計図,仮締切設計図等 するものとする。	段構造図,有 新規(国準拠) 等を作成
		(7)数量計算	有 新規(国準拠)
		受注者は,第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し,数 書を作成するものとする。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		(8) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に 頂を標準として昭査を実施するものとする。	有 新規(国準拠) ニ示す事 有 新規(国準拠)
		項を標準として照査を実施するものとする。 1)設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握し の確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河 ついては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。	首特性に
		2)一般図を基に構造物の位置,断面形状,構造形式及び地盤条件と基 の整合が適切に取られているかの確認を行う。また,埋設物,支障物が 施設との近接等,施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行	牛,周辺
		3)設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また,仮設工 法の確認を行い,施工時応力についても照査を行う。	法と施工 有 新規(国準拠)
		4)安全性照査結果,設計計算,設計図,数量の正確性,適切性及び整 着目し照査を行う。特に,構造物相互の取り合いについて整合性の照	
		(9)報告書作成	有 新規(国準拠)
		受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告 するものとする。	書を作成 有 新規(国準拠)
		3.貸与資料	有 新規(国準拠)
		発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。	有 新規(国準拠)

設計業務共通仕様書 第 2 編 18/31

現行(平成29年版)	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 改定理由
	(1)堤防の予備設計報告書	
	(2)対象河川の計画河道諸元	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(3)設計範囲の測量成果	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(4)設計範囲の地質調査報告書	有 新規(国準拠)
	(5)当該区間の流況解析結果資料	有新規(国準拠)
	(6)その他必要と認めたもの	
第2節 第2302条 護岸設計の区分	第3節 第2305条 護岸設計の区分	無
第2302宗 - 護圧政司の区方  第2303条 - 護岸予備設計	第2305条   護岸設計の区分   第2306条   護岸予備設計	無無
1942-000 元		無無
		無 無 無
1)基礎検討	1)基礎検討	<del></del>
受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び	決 受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び	·····································
定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。	定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。	
法線形(3案)	法線形(3案程度)	有 表記修正(H29国改
		定)
2)法覆工法検討	2)法覆工法検討	無
受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して		
十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について3案提案し		፟፟፟፟፟፟፟፟
各々について検討を行うものとする。	案して各々について検討を行うものとする。	
3)基礎工法の検討	3)基礎工法の検討	無
一般地盤の場合 受注者は、「基礎検討」に基づいて,現地の状況,経年変化の調査結果を考」	一般地盤の場合 受注者は、「基礎検討」に基づいて,現地の状況,経年変化の調査結果を考慮	
女注句は、 基礎候別」に基づいて、 現地の状況、 海牛友化の調査結果で与。   して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案提案し、検討するものとする。	は、本では、本で保証した基プいて、現地の状況、経年を10の調査局末でで原 して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3 <mark>案程度</mark> 提案し、検討するものと	
して文主で肥工性に後40に設件をW工/ムで3米及来り、1次539000とする。 	る。	9   Æ)
5)環境護岸検討		······
受注者は、「基礎検討」に基づいて,検討対象護岸のうち,環境護岸(親水護		≒ 有 表記修正(H29国改
等)として計画する位置,タイプ及び構造等,基本的な計画案を3案提案して	等)として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案程度提案	
各々について検討を行うものとする。	て各々について検討を行うものとする。	· ·
(4)基本ケースの選定	(4)基本ケースの選定	無
2)基本ケースの選定	2)基本ケースの選定	無
受注者は,比較検討の結果を概略図として,平面(法線,環境等),縦断(根)		
れ,構造物)及び断面(構造)等を整理し,当該区間全体に亘る護岸形式とし		て 定)
河川特性を十分に考慮した6ケースを選定する。	河川特性を十分に考慮した6ケース程度を選定する。	
(5)図面作成 受注者は,下記の図面(縦断図を除く)について基本ケース(6ケース)を作成		
▽汪省は、ト記の図面(縦断図を除く)について基本ケース(6ケース)をTFDX るものとする。	9	
うものとする。 2) 縦断図	- プー人)をTF放りるものとりる。 - 2)縦断図	<u>定</u> )
	- 1 (本) (本) (国際的区) - 1 (本) (国際的区) - 1 (国际的区) - 1 (国际的	無 無
神岡図と同語/への焼機と焼が状がに対して計画/ボールが同・円屋施設等で   挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。	神田国と同語/への残疾と焼が状がに対して計画/ボ・堤が高・関連形成等の   挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
なお,作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが,法線が著	バー なお,作成図面は原則として <mark>基本ケース</mark> を代表する1ルートとするが,法線が	著 有 表記修正(H29国改
異なる場合は別途作成するものとする。	しく異なる場合は別途作成するものとする。	定)
(6)施工計画(案)の比較検討	(6)施工計画(案)の比較検討	無
1)施工方法の検討	1)施工方法の検討	無
基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の		
工計画案(施工方針,施工順序及び施工機械等)を3案立てるものとする。	工計画案(施工方針,施工順序及び施工機械等)を3案程度立てるものとする	。 定)
2.) 后孔土而亦持社	2)仮設計画の検討	<del>/m</del>
2)仮設計画の検討	4/1以政司   四の保計	1##

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	<u>条文</u> 受注者は,施工方法の検討で立案された3案について仮設工の必要性及び規	編章節条	<u>条文</u> 受注者は,施工方法の検討で立案された3 <mark>案程度</mark> について仮設工の必要性及	無有	表記修正(H29国改
	模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。		び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。		定)
	3)全体施工計画の比較検討 受注者は,上記の検討を踏まえ,基本6ケースのうち,施工方針の異なる代表3		3)全体施工計画の比較検討 受注者は,上記の検討を踏まえ,基本ケースのうち,施工方針の異なる代表3	無 有	表記修正(H29国改
	案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性		安注省は、上記の検討を踏まれ、 <del>基本ケー人のフラ、旭上万割の美なる代表す</del> <del>案程度</del> を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経	173	定)
	等の比較検討を行うものとする。		済性等の比較検討を行うものとする。	l	<i>~</i> _/
	(8)総合評価		(8)総合評価	無	#*7 <i>le</i> = #100 = 75
	受注者は,(4)において選定された基本ケース(6ケース)について,安全性,経済性,施工性及び環境等を総合的に評価し,技術的面から優劣を検討し,最適		受注者は,(4)において選定された基本ケース( <mark>6ケース程度</mark> )について,安全性,経済性,施工性及び環境等を総合的に評価し,技術的面から優劣を検討	有	表記修正(H29国改定)
	の護岸タイプを提案するものとする。		し,最適の護岸タイプを提案するものとする。		<i>(</i> L)
第2304条	護岸詳細設計	第2307条	護岸詳細設計	無	
	2.業務内容 (2)現地踏査		2.業務内容 (2)現地踏査		
	- (2) 現地頃		- (2) 52-15月 基 受注者は,現地踏査について, <mark>第2306条</mark> 護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	  有	表記修正(国準拠)
	とする。		とする。		(= : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
	(3)基本事項の決定 受注者は,予備設計成果等の貸与資料,設計図書および指示事項に基づき,		(3)基本事項の決定 受注者は,予備設計成果等の貸与資料,設計図書および指示事項に基づき,	無	表記修正(国準拠)
	文注省は、丁浦政司の未等の負与負付、政司図書のより指示事項に基づさ、 下記の基本条件を確認するものとする。		文注有は、丁楠取可成果寺の負与負付、取可図書のよび指示事項に基づさ、 下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景	173	衣記修正(国华拠)
			観検討を行い,基本事項の決定に反映させるものとする。	<u> </u>	
	(4)本体設計		(4)本体設計	無無	
	1) 一般地盤の場合 基礎工検討諸元の整理		1)一般地盤の場合	無	
	受注者は,護岸断面の安定検討を行うに当たり,新いいデータを含め当該範囲		受注者は,護岸断面の安定検討を行うに当たり,新しいデータを含め当該範囲	有	誤記修正
	の地質,地下水等を河川の縦断的に整理し,計算断面の選定と土質の定数等		の地質,地下水等を河川の縦断的に整理し,計算断面の選定と土質の定数等		
	の決定及び基礎工法の適性を決定するものとする。 安定計算		の決定及び基礎工法の <mark>適正</mark> を決定するものとする。 安定計算	 ##	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			有	表記修正(H29国改
	行い,安全度を確認するものとする。		算を行い、安全度を確認するものとする。	.,	定)
	2)軟弱地盤の場合 現況護岸の安定計算		2)軟弱地盤の場合 現況護岸の安定計算	無	
	・ 現れ環岸の女だ計算 ・ 受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか,上		- 現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、	無 無 有	表記修正(H29国改
	記 の定数を用いて代表3断面の安定計算を行うものとする。		記 の定数を用いて代表3断面程度の安定計算を行うものとする。		定)
	対策工法の安定計算 上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い,詳細設計としての最終		対策工法の安定計算 受注者は,上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い,詳細設計とし	.無 有	表記修正(国準拠)
	工品の比較条を対象に合くについて女走計算を1月11,評細設計としての取終 断面を決定するものとする。		文法有は、上記の比較条を対象に合くについて女走計算を11い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。	月	仪心修正(图学拠)
	(6)施工計画		(6)施工計画	無	
	2)仮設計画		2)仮設計画	無	丰均极于/克泽协、
	施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切,仮排水路,工事用道路及び山 留工等)の規模,構造諸元を近接構造物への影響も考慮して,水理計算,安定		受注者は,施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切,仮排水路,工事用 道路及び山留工等)の規模,構造諸元を近接構造物への影響も考慮して,水理	有	表記修正(国準拠)
	計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。		計算,安定計算及び構造計算により決定し,仮設計画を策定するものとする。		
<u> </u>	樋門設計	<b>等 / 答</b>	樋門設計		
第3節 第2305条	(地口) 改訂 (地門) 設計の区分	第4節 第2308条	- MIT TIRET 樋門設計の区分	無	
第2306条	樋門予備設計	第2309条	樋門予備設計 2.業務内容	無	
	2.業務内容		2.業務内容 樋門予備設計の業務内容は,下記のとおりとするが,函渠縦断方向の耐震設	無	新規(国準拠)
			- プログラス では、	Ħ	机况(四竿炒)
		<u> </u>	は、別途設計図書に示される業務内容とする。	<u> </u>	

設計業務共通仕様書 第 2 編 20/31

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文 /	編章節条	条文 /	無	
	(2)現地踏査		(2)現地踏査	無	
	受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの		受注者は,現地踏査について, <mark>第2306条</mark> 護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	有	表記修正(国準拠)
<u> </u>	とする。	\$\$0040\$	とする。 樋門詳細設計		
第2307条	樋門詳細設計 2.業務内容	第2310条		悪	
	4 . 未1カバ3 日		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	無無有	新規(国準拠)
			計(レベル2),地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計(レベル2)について	Р	州水(国十)处
			は、別途設計図書に示される業務内容とする。		
	(2)現地踏査		(2)現地踏査	無	
	受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの		受注者は,現地踏査について,第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	有	表記修正(国準拠)
	とする。		とする。 	ļ.,	
	(5)構造設計		(5)構造設計	悪	
	5)ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。		5)ゲート工及び操作室の設計 受注者は,ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただ	無	<b>丰口修工//100円7</b> /
	文は白は、ソート上及の採TF至について下記事項を決定するものとする。		安注者は、ケート上及の操作室について下記事項を決定するものとする。 <u>たたし、機械関係(金物)の詳細設計は含まない。</u>	月	表記修正(H29国改 定)
	ゲート開閉機設備			 ##	上)
	リー ()別別機設備 開閉機の仕様 , 形状寸法 , 配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめ		ガー 「用闭機設備 開閉機の仕様,形状寸法,配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめ		表記修正(国準拠)
	るものとする。		るものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配	Р	代的沙丘(国干)处
			線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとす		
			<b>ర</b> ్ట		
			管理橋	有	新規(国準拠)
			管理橋の仕様,形状寸法,設計条件に基づき,構造計算を行い,一般図を作成	有	新規(国準拠)
	/ A > 1 = 4 = 1.12 > 4 = 1.4 = 7 = 1		するものとする。		
	(8)仮設構造物設計		(8)仮設構造物設計		丰气极工/克维加)
	施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切,仮排水路,工事用道路及び山 留工等)の規模,構造諸元を近接構造物への影響も考慮して,水理計算,安定		受注者は,施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切,仮排水路,工事用 道路及び山留工等)の規模,構造諸元を近接構造物への影響も考慮して,水理	175	表記修正(国準拠)
	田工寺」の		直路及び山田工寺」の規模,構造間几を近接構造物への影響も考慮して,小達 計算,安定計算及び構造計算により決定し,仮設計画を策定するものとする。		
	日井及び南廷町井になりがたり、IX政町画で水だする000cする。		日井, 文だ日井及り特定日井により//Xだり, IXXX日回で来たする000cする。		
	(10)パース作成		(10)パース作成	無	
	受注者は,パース作成について,第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるも		受注者は,パース作成について,第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるも	有	表記修正(国準拠)
	のとする。		のとする。	<u> </u>	
第4節	床止め設計	第5節	床止め設計	無無無	
第2308条	床止め設計の区分	第2311条	床止め設計の区分	悪	
第2309条	床止め予備設計	第2312条	床止め予備設計	嫐	
	2.業務内容 (2)現地踏査		2.業務内容 (2)現地踏査	無	
<b></b>	(2)現地資宜 受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの			 有	表記修正(国準拠)
	とする。		文注目は、現地間目にプログ、第2300余段件が開設に第2項(2)に学りるものとする。	H	な心じエ(当干)処)
	<u></u>			無	
	2)位置の検討		2)位置の検討	無	
	現況及び河道計画の河道断面形状,基礎地盤条件,周辺環境条件を勘案し,		受注者は,現況及び河道計画の河道断面形状,基礎地盤条件,周辺環境条件	有	表記修正(国準拠)
	治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比較の上決定		を勘案し,治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比		
	するものとする。 		較の上決定するものとする。	ļ. <u></u>	
	(6)施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずる		(6)施工計画検討 受注者は,施工計画検討について,第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずる	灩	丰甸极于/南淮州
	受注者は、施工計画検討について、第2306余億門予備設計第2項(6)に挙するものとする。		安注者は、施工計画検討について、 <del>第2309余</del> 樋門予備設計第2項(6)に準するものとする。	月	衣記修止(凷牛拠)
	ものと9 る。 (10)パース作成		- ものとする。 (10)パース作成	l 無	
L	\19//\ \AIF/%	L	NOW AIRM	L##	

設計業務共通仕様書 第 2 編 21/31

編章節条	現行(平成29年版) <sub>条文</sub>	     編章節条		有無	改定理由
	受注者は,パース作成について,第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。		受注者は,パース作成について,第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有	表記修正(国準拠)
第2310条	ひとする。 床止め詳細設計	第2313条		無	
	2.業務内容		2.業務内容	無無無	
	(2)現地 <u>踏査</u> 受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの		(2)現地踏査 受注者は,現地踏査について, <mark>第2306条</mark> 護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	無	表記修正(国準拠)
	文件目は、現地両直について、第2300示設件が開放引発を頂(2)に学りるものとする。		支江首は、坑地崎直について、 <del>第2300末</del> 護岸が備設計第2項(2)に半するものとする。	Ή	农心修正(当年)处)
	(4)構造設計		(4)構造設計	無	
	5)護岸工の設計		5)護岸工の設計	無	<b>丰气修工/同准协</b> \
	地質状況,計画河道断面の形状,現況河道とのすり付け範囲や方法について 検討し,護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに,安定計算,構造計		受注者は,地質状況,計画河道断面の形状,現況河道とのすり付け範囲や方 法について検討し,護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに,安定計	月	表記修正(国準拠)
	算を行い,構造詳細図,配筋図等を作成するものとする。		算,構造計算を行い,構造詳細図,配筋図等を作成するものとする。		
	7)付帯工の設計		7)付帯工の設計	無	
	付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し,洗掘防止,粗度の観点 から使用材料を決定し,平面図,横断図,構造詳細図を作成するものとする。ま		受注者は,付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し,洗掘防止,粗度の観点から使用材料を決定し,平面図,横断図,構造詳細図を作成するもの	有	表記修正(国準拠)
	た、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。		とする。また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。		
	(6)施工計画		(6)施工計画	L	,
	受注者は,施工計画について,第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるもの			有	表記修正(国準拠)
	<u>とする。</u> (7)仮設構造物設計		とする。 (7)仮設構造物設計	<u> </u>	
	- (/ )以政領県初設司 受注者は,仮設構造物設計について,第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準		- (/ )    (X IX 開 )    受注者は,仮設構造物設計について, <mark>第2310条</mark> 樋門詳細設計第2項(8)に準	<del>                                    </del>	表記修正(国準拠)
	ずるものとする。		ずるものとする。		Z(1012 II (II 1 3/C)
	(9)パース作成		(9)パース作成	無	**************************************
	受注者は,パース作成について,第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。		受注者は,パース作成について, <mark>第2309条</mark> 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有	表記修正(国準拠)
第5節	堰設計	第6節	堰設計	無	
第2311条	堰設計の区分	第2314条	堰設計の区分	無無	
第2312条	堰予備設計 2.業務内容	第2315条	堰予備設計 2.業務内容	無無	
	. 4. 未伤内合		(2)現地踏査		······
	受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの		受注者は,現地踏査について,第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	有	表記修正(国準拠)
	とする。		とする。	4117	
	(3)基本事項の検討 2)堰位置,堰軸の検討		(3)基本事項の検討 2)堰位置、堰軸の検討	無	
	現況及び河道計画の河道断面形状,取水口位置,基礎地盤条件,周辺環境条		受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、	有	表記修正(国準拠)
	件を勘案し,治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を2案程度		周辺環境条件を勘案し,治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰		,
	比較の上決定するものとする。 4) 径間割りの検討		軸を2条程度比較の上決定するものとする。 4)径間割りの検討	<u> </u>	
	_4) (全间割りの快記) 計画規模に対し,構造令,水理性,操作性,安全性,経済性等から径間割りを2		4)径向割りの快削 <mark>受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から</mark>	無有	表記修正(国準拠)
	案程度比較の上決定するものとする。		径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。		•
	5)ゲート形式の検討		5)ゲート形式の検討	無	表記修正(国準拠)
	治水,利水計画の必要与条件からゲート形式(引上げ式,転倒式,ゴム引き布製起伏式等)を決定するものとする。		受注者は,治水,利水計画の必要与条件からゲート形式(引上げ式,転倒式, ゴム引き布製起伏式等)を決定するものとする。	月	衣記修止(凷牛拠)
	(4)景観検討		(4)景観検討	無	
	2)操作室デザイン検討		2)操作室デザイン検討	無	
	受注者は,全体景観の検討結果を踏まえ,操作室,門柱,管理橋の意匠について安定感,視覚求心性,形状バランスから形状を検討するものとする。		受注者は,全体景観の検討結果を踏まえ,操作室,門柱,管理橋の <mark>意匠を</mark> 安定 感,視覚求心性,形状バランスから形状を検討するものとする。	有	表記修正(国準拠)

設計業務共通仕様書 第 2 編 22/31

現行(平成29年版)	改定案(令和4年版)	有 改定理由
編章節条	編章節条	無
1)設計条件と構造諸元の設定		無無
		······································
************************************	・	
定するものとする。	整理し、最終決定するものとする。	品加也
2)基礎工及び本体工の検討	2)基礎工及び本体工の検討	<b>#</b>
基礎工	基礎工	無
堰柱本体,戸当り床版,水叩き床版の基礎工は,概略の安定計算より基礎反力	受注者は、堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定	計算よ 有 表記修正(国準拠)
を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するもの	り基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規	莫を決
とする。また,基礎形式は,直接基礎,杭基礎を標準とし,杭基礎の場合は杭	定するものとする。また,基礎形式は,直接基礎,杭基礎を標準とし,杭基	基礎の
種,杭径の概略決定をするものとする。	場合は杭種,杭径の概略決定をするものとする。	
本体工	本体工	無
ゲート操作台,門柱,堰柱,戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い,主要	受注者は,ゲート操作台,門柱,堰柱,戸当り床版の各部材の概略構造	計算を 有 表記修正(国準拠)
寸法を決定するものとする。	<u>行い、主要寸法を決</u> 定するものとする。	
水叩き工、護床工	水叩き工,護床工	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##
放流水流,流速,河床材料,河道形状,河床勾配,揚圧力を総合判断し,既往	受注者は,放流水流,流速,河床材料,河道形状,河床勾配,揚圧力を約	
事例を参考に,長さ,厚さ,幅の主要寸法を決定するものとする。	断し,既往事例を参考に,長さ,厚さ,幅の主要寸法を決定するものとする	5,
2) 12 /h-th-a-14-th	2) 12 /b-th -0 14 th	
3)操作室の検討   開閉機の設置構造から必要スペースを定め,操作室の必要形状寸法を決定す	3) 操作室の検討 <mark>受注者は</mark> ,開閉機の設置構造から必要スペースを定め,操作室の必要 <del>用</del>	
用は	★には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	グルグ   有 衣記修正(国竿拠)
るものとする。また、探作室の息匠は、次定されたデリインについて形が引法、 材質を3案程度のパース(無着色、鉛筆仕上げ)にて比較検討するものとする。		
	かれらば、初見で、宋任反のハース(無自己、如単江エリ)にてに戦失的。	19 20
4)ゲート工の検討	4)ゲートエの検討	無
ゲート扉体	ゲート扉体	<u> </u>
ゲート形式(支承形式,扉体構造形式)について操作性,水理性,維持管理性,	受注者は、ゲート形式(支承形式、扉体構造形式)について操作性、水理	性,維有表記修正(国準拠)
経済性,施工性の観点から3~4案程度を比較検討し,基本形状寸法を決定す	持管理性,経済性,施工性の観点から3~4案程度を比較検討し,基本刑	
るものとする。	法を決定するものとする。	
ゲート開閉機設備	ゲート開閉機設備	無
扉体に対応する開閉機の形式(手動,電動,油圧)を選定し,概略の寸法形状	受注者は,扉体に対応する開閉機の形式(手動,電動,油圧)を選定し,	既略の 有 表記修正(国準拠)
規模、必要スペースを決定するものとする。	寸法形状規模 ,必要スペースを決定するものとする。	
5)管理橋の検討	5)管理橋の検討	無
設置位置,幅員,荷重条件,維持管理性から上部工の構造形式を選定し,基本	受注者は,設置位置,幅員,荷重条件,維持管理性から上部工の構造形	
寸法を決定するものとする。また,下部工は,逆T型,重力型について比較検討	定し,基本寸法を決定するものとする。また,下部工は,逆↑型,重力型に	ンいて
し、基本寸法を決定するものとする。	比較検討し,基本寸法を決定するものとする。	
6)魚道の検討 基本構造寸法の決定	6)魚道の検討 基本構造寸法の決定	無
基本傾這り法の決定   選定された形式に基づき魚道勾配,水位条件から水理計算を行い,流量,形式		
選及された形式に基づさ点道勾配, 小世宗社から小理計算を1111, 流重, 形式を検討し構造寸法を決定するものとする。	文は有は,選近された形式に基づさ点道の配, が世宗中から小理計算を 流量,形式を検討し構造寸法を決定するものとする。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
を快引り傾足り法を決定するものとする。 7)付帯工の検討	/爪里 / 形式を快討し傾迫り/太を伏足りるものとりる。 7 ) 付帯工の検討	
		無 無 有 表記修正(国準拠)
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	有 表記修正(国準拠)
取付擁壁工	取付擁壁工	
取付擁壁(翼壁)の構造形式及び範囲を決定するものとする。	受注者は、取付擁壁(翼壁)の構造形式及び範囲を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6)施工計画検討	(6)施工計画検討	無
受注者は,施工計画検討について,第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずる	受注者は,施工計画検討について,第2309条樋門予備設計第2項(6)に	準ずる 有 表記修正(国準拠)
ものとする。	ものとする。	
(8)パース作成	(8)パース作成	無

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文 	編章節条	条文 ※文	無	去57.65 T (国络+60)
	受注者は,パース作成について,第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。		受注者は,パース作成について,第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	月	表記修正(国準拠)
第2313条		第2316条		 無	
	2.業務内容		2.業務内容	無無無	
	(2)現地踏査		(2)現地踏査		
	受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの		受注者は,現地踏査について,第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	有	表記修正(国準拠)
	<u>とする。</u> (5)構造設計		<u>とする。</u> (5)構造設計	 ##	
	5)ゲート工の設計		(3) ゲート工の設計	無無	
	ゲート扉体		ゲート扉体	無	
	ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法		受注者は、ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当た	有	表記修正(国準拠)
	形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとれるよう。		り部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図と		
	<u>めるものとする。</u> 6) 管理橋の設計		してとりまとめるものとする。 6)管理橋の設計	 ##	
	上部工の構造形式,基本寸法に基づき,構造計算を行い,主要部材の断面を		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	有	表記修正(国準拠)
	決定し,高欄,舗装,継手を含めた詳細図を作成するものとする。また,下部工		の断面を決定し,高欄,舗装,継手を含めた詳細図を作成するものとする。ま		
	は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造		た,下部工は,決定された形式に基づき,安定計算から寸法を定め構造計算を		
	図, 配筋図等の詳細図を作成するものとする。 7) 魚道の設計		行い,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。 7)名(第2015年)	<u> </u>	
			7)魚道の設計 受注者は,魚道の設計に際し,設計条件,既存資料及び実績例を参考にして,	l.恶 有	表記修正(国準拠)
	配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造		構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を	Р	代的多正(百十元)
	図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。		行って,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。	<u> </u>	
	(6)施工計画		(6)施工計画		++7.64 + (=34+16)
	受注者は,施工計画について,第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。		受注者は,施工計画について, <mark>第2310条</mark> 樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	月	表記修正(国準拠)
				無	
	受注者は,仮設構造物設計について,第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準			有	表記修正(国準拠)
	ずるものとする。		ずるものとする。		
	(9)パース作成 受注者は,パース作成について,第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるも		(9)パース作成	舞	表記修正(国準拠)
	受注者は,八一人作成にプロC,第2306余樋口予備設計第2項(8)に挙9るものとする。		受注者は,パース作成について, <mark>第2309条</mark> 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	月	表記修止(国华拠)
第6節	- 水門設計	第7節	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 無	
第6節 第2314条	水門設計の区分	第2317条	水門設計の区分	無無	
第2315条	水門予備設計	第2318条	水門予備設計	無	
	2.業務内容 (2)現地踏査		2.業務内容	無	
	- (2)現地暗直 - 受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの		(2)現地踏査 受注者は,現地踏査について, <mark>第2306条</mark> 護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	 有	表記修正(国準拠)
	とする。		とする。	Р	化的修正(图干)处
	(3)基本事項の検討		(3)基本事項の検討	無無	
	2)水門位置、堰軸の検討		2)水門位置,堰軸の検討		
	現況及び河道計画の河道断面形状,基礎地盤条件,周辺環境条件を勘案し, 治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度比較の上		受注者は,現況及び河道計画の河道断面形状,基礎地盤条件,周辺環境条件 を勘案し,治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度	有	表記修正(国準拠)
	一部が及び利水計画の必要条件を両走する水口型直と塩軸を√条柱度に較の上 決定するものとする。		を創業し、治水及の利水計画の必要条件を満定する水口位直と場響を2条柱及比較の上決定するものとする。		
	4)径間割りの検討		4) 径間割りの検討	無	
	計画規模に対し,構造令,水理性,操作性,安全性,経済性等から径間割りを2		受注者は,計画規模に対し,構造令,水理性,操作性,安全性,経済性等から	有	表記修正(国準拠)
	条程度比較の上決定するものとする。	ļ	径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。	ļ	
L	5)ゲート形式の検討	L	5)ゲート形式の検討	無	

設計業務共通仕様書 第 2 編 24/31

現行(平成29年版) 糸文	編章節条	改定案(令和4年版) <sup>条文</sup>	有無	改定理由
治水,利水計画の必要与条件からゲート形式(引上げ式,ライジングセクタゲー	7/1/2-1-24-131	受注者は,治水,利水計画の必要与条件からゲート形式(引上げ式,ライジング		表記修正(国準拠)
ト等)を決定するものとする。 6)本体構造形式の検討		セクタゲート等)を決定するものとする。 6)本体構造形式の検討	無	表記修正(国準拠)
決定したゲート形式,径間割りに対応した全体構造について検討し,構造形式を		受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、	有	表記修正(国準拠)
→ 決定するものとする。また,平面図,縦横断図の一般図を作成し設計方針,構造物全体配置,形状の検討をするものとする。		構造形式を決定するものとする。また,平面図,縦横断図の一般図を作成し設計方針,構造物全体配置,形状の検討をするものとする。		
(6)施工計画検討		(6)施工計画検討	無	*************************************
受注者は,施工計画検討について,第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずる ものとする。		受注者は,施工計画検討について,第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずる ものとする。	有	表記修正(国準拠)
(8)パース作成		(8)パース作成	無	
受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。		受注者は,パース作成について, <mark>第2309条</mark> 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有	表記修正(国準拠)
第2316条 水門詳細設計	第2319条	水門詳細設計	無	
2.業務内容 (2)現地踏查		2.業務内容 (2)現地踏査	無	
受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの		受注者は,現地踏査について,第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	<u>灬</u> 有	表記修正(国準拠)
とする。 (5)構造設計		とする。 (5)構造設計	<del></del>	
4)ゲート工及び操作室の設計		4)ゲート工及び操作室の設計	無	
ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。 5)管理橋の設計		受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。 5)管理橋の設計	<u>有</u>	表記修正(国準拠)
上部工の構造形式,基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定		受注者は,上部工の構造形式,基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の	 有	表記修正(国準拠)
し,詳細図を作成するものとする。また,下部工は,決定された形式について安 定計算・構造計算を行い,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。		断面を決定し,詳細図を作成するものとする。また,下部工は,決定された形式 について安定計算・構造計算を行い,構造図,配筋図等の詳細図を作成するも		
		のとする。		
6)護岸工・取付擁壁工の設計 護岸工及び取付擁壁工の設計に際し,地質状況や計画河道断面の形状,現況		6)護岸工:取付擁壁工の設計 受注者は,護岸工及び取付擁壁工の設計に際し,地質状況や計画河道断面の	無 有	表記修正(国準拠)
河道とのすり付け範囲や方法について検討し,護岸の構造形式及び主要寸法		形状,現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し,護岸の構造形式及び	Ħ	农心修正(图平)处)
を決定するとともに,安定計算,構造計算を行って,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。		主要寸法を決定するとともに,安定計算,構造計算を行って,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。		
(6)施工計画		(6)施工計画	無	
受注者は,施工計画について,第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるもの		受注者は,施工計画について, <mark>第2310条</mark> 樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	有	表記修正(国準拠)
とする。 (7)仮設構造物設計			無	表記修正(国準拠)
受注者は,仮設構造物設計について,第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。		受注者は,仮設構造物設計について, <mark>第2310条</mark> 樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	有	表記修正(国準拠)
(9)パース作成		(9)パース作成	無	
受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるも		受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとまる。	有	表記修正(国準拠)
	第8節	のとする。 排水機場設計	無	
第2317条 排水機場設計の区分	第2320条	排水機場設計の区分	無無	
第2318条 排水機場予備設計 2.業務内容	第2321条	排水機場予備設計 2.業務内容	無	
		排水機場予備設計の業務内容は,下記のとおりとするが,地震時保有水平耐	有	新規(国準拠)
		力法や有限要素法を用いる耐震設計(レベル2)については,別途設計図書に 示される業務内容とする。		
(2)現地踏査		(2)現地踏査	無	

設計業務共通仕様書 第 2 編 25/31

(1	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文 受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	編章節条	条文 受注者は,現地踏査について,第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの	無	表記修正(国準拠)
	文件目は、現地両直にプログ、第2303示義件」が開設計第2項(2)に学りるものとする。		文注目は、境地間目にプログ、第2300赤磯洋が開放引先を頂(2)に学りるものとする。	Ħ	农心修业(图字观)
	(5)設計図		(5)設計図	無無	
	2)計画一般図		2)計画一般図	無	
	基礎,吸水槽,上屋,ポンプ機電設備,据付図,吐出水槽,吐出樋門等の主要		基礎工,吸水槽,上屋,ポンプ機電設備,据付図,吐出水槽,吐出樋門等であ	有	表記修正(国準拠)
	施設と施工計画の他に,発注者から貸与された資料等(堤防諸元,土質柱状図等,内外水位・潮位等)をこれら図面に表示するものとする。		り, 発注者から貸与された資料等(堤防諸元,土質柱状図等,内外水位・潮位等)をこれら図面に表示するものとする。		
	(6)機場上屋		(6)機場上屋	無	
	1)規模及び構造検討		1)規模及び構造検討	無	
	機場上屋の配置,構造,設備について検討し,上屋規模,構造等を決定するも		受注者は,機場上屋の配置,構造,設備について検討し,上屋規模,構造等を	有	表記修正(国準拠)
	のとする。 		決定するものとする。		
	(7)機電設備計画 排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し,設		(7)機電設備計画 受注者は,排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備につい		表記修正(国準拠)
	#が機場がは山間 10計画に必要ながフラ設備が、一下設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。		て検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。	Ħ	衣記修正(国华娅)
	(8)施工計画検討		(8)施工計画検討	<b>#</b>	
	受注者は,施工計画検討について,第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずる		受注者は,施工計画検討について,第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずる	有	表記修正(国準拠)
	ものとする。		ものとする。		
	(10)パース作成		(10)パース作成 受注者は,パース作成について, <mark>第2309条</mark> 樋門予備設計第2項(8)に準ずるも		表記修正(国準拠)
	受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。		安注省は、ハース作成にプログ、第2309余樋门丁備設計第2項(8)に挙9のものとする。	19	衣記修正(国华拠)
第2319条	がこする。 排水機場詳細設計	第2322条		<b>#</b>	
	2 . 業務内容		2.業務内容	無無	
			排水機場詳細設計の業務内容は,下記のとおりとするが,地震時保有水平耐	有	新規(国準拠)
			力法や有限要素法を用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に		
	(2)現地踏杳		<u>示される業務内容とする。</u> (2)現地踏査	<del> </del>	
	受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるもの			有	表記修正(国準拠)
	とする。		とする。		
	(5)構造設計		(5)構造設計	無	表記修正(国準拠)
	排水機場の土木施設について,細部構造を決定し,設計計算を行い,詳細仕様 を定め,下記の項目等について詳細図を作成するものとする。		<mark>受注者は</mark> ,排水機場の土木施設について,細部構造を決定し,設計計算を行い,詳細仕様を定め,下記等について詳細図を作成するものとする。	有	表記修止(国準拠)
	を足め、下記の項目等について評価図でTFDX9つものと9つ。 (7)ポンプ機電設備計画		い、詳細に稼ぎ足の、下記寺について詳細図をTF成りるものとする。 (7)ポンプ機電設備計画	<del> </del>	
	機場の土木施設(吸水槽,スクリーン受,吐出水槽等),機場上屋設計に必要な			有	表記修正(国準拠)
	基本形状寸法,荷重,箱抜き部形状寸法を決定し,ポンプ機電設備の主要諸元		計に必要な基本形状寸法,荷重,箱抜き部形状寸法を決定し,ポンプ機電設備		Z 1
	について検討し,下記項目等の計画一般図を作成するものとする。		の主要諸元について検討し,下記項目等の計画一般図を作成するものとする。		
	(9)施丁計画		(9)施丁計画		
	(9)加工計画 受注者は,施工計画について,第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるもの			概	表記修正(国準拠)
	とする。		とする。	П	
	(10)仮設構造物設計		(10)仮設構造物設計	無	
	受注者は,仮設構造物設計について,第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準		受注者は,仮設構造物設計について,第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準	有	表記修正(国準拠)
	ずるものとする。		ずるものとする。		
	(12)パース作成 受注者は,パース作成について,第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるも		(12)パース作成 受注者は,パース作成について, <mark>第2309条</mark> 樋門予備設計第2項(8)に準ずるも	.無 有	表記修正(国準拠)
	文件目は、ハース下がにラいて、第2500宗徳门丁州成門第2項(0)に平するの		文件目は、ハ スドルにラいて、第2005条個门 J 開放 日第2項(0)に年950 のとする。		V(II) (II 1 1/C)
第8節	成果品	第9節	成果物	有	表記修正
第2320条	成果品	第2323条	成果物	有	表記修正

設計業務共通仕様書 第 2 編 26/31

編章節条	現行(平成29年版) <sub>条文</sub>	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	有無	改定理由
	受注者は,表2.3.1,表2.3.2に示す成果品を作成し,第1117条成果の提出に 従い,2部納品するものとする。		受注者は,表2.3.1,表2.3.2に示す成果物を作成し,第1117条 <mark>成果物</mark> の提出 に従い,2部納品するものとする。	有	表記修正(国準拠)
表2.3.1	予備設計成果品一覧表	表2.3.1	予備設計 <mark>成果物</mark> 一覧表	有	表記修正(国準拠)
表2.3.2	詳細設計成果品一覧表	表2.3.2		有	表記修正(国準拠)
		第4章	水文観測業務	右	新規(H30国追加)
		第1節	総則 水文観測業務の種類	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		第2401条	水文観測業務の種類	有	新規(H30国追加)
			水文観測業務は「水文観測所保守点検」,「流量観測」,「水位流量曲線作成」	有	新規(H30国追加)
			及び「水文資料整理」をいう。	有	新規(H30国追加)
		第2402条	対象観測所	复	新規(H30国追加)
			水文観測業務で取り扱う観測所については、水文観測業務規程第3条に定め のあ		新規(H30国追加)
			る観測所のうち下記のものとする。	有	新規(H30国追加)
			1.雨量観測所 2.水位観測所	有	新規(H30国追加)
			2.水位観測所	有	新規(H30国追加)
			3.水位流量観測所	复	新規(H30国追加)
			4.地下水位観測所	复	新規(H30国追加)
		第2403条	4. 地下水位観測所 業務の実施基準 受注者は, 水文観測業務の実施にあたっては,最新の技術基準及び参考図書	复	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
			並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。		
			なお 使用にあたっては 事前に監督職員の承諾を得るものとする.	有	新規(H30国追加)
		第2節	水文観測所保守点検	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		第2404条	水文観測所保守点検の目的		新規(H30国追加)
			水文観測業務規程に基づく観測が適切に行われるよう、観測所、観測機器及び	乍	新規(H30国追加)
			観測施設を維持及び管理するため,定期的にこれらの保守点検を実施し,また,必要に応じ,観測所等の整備,補修等を行うことを目的とする。		
		第2405条	た、必要にかり、観測が守め整備、補修寺を行うことを目的とする。 水文観測所保守点検の内容	右	新規(H30国追加)
·····		3524003K	水文観測所の保守点検における作業の内容は以下の通りとする。	岩	新規(H30国追加)
			(1)現地調査	岩	新規(H30国追加)
			保守点検観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
			(2)定期点検	右	新規(H30国追加)
			12.7年初点15   観測所に対して,毎月1回以上実施する点検。観測所,観測機器及び観測施設	有	新規(H30国追加)
			に対して目視による点検を基本とする。		
			(3)総合点検		新規(H30国追加)
			対して詳細な点検を実施し、疑似テスト等による点検を含めた総合的な点検を	有	新規(H30国追加)
			いう。	. <u></u>	*C+E/LIOOEE*A+E/
			(4)臨時点検 観測所に対して,監督職員からの指示があった場合に実施する点検。実施内容	<u>月</u> 有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
			については、監督職員との協議による。		,
			については,監督職員との協議による。 (5)データ等の回収	有	新規(H30国追加)
			点検の際に自記紙,電子ロガーデータを回収する。自記紙の回収の際には現地 にて記録に欠測や不審な点がないか点検を行う。	有	新規(H30国追加)
<b> </b>			にて記録に大周で小番な点がないが点候を11つ。 (6)消耗品の交換	右	新規(H30国追加)
·····			、) // // / / / // // // / / / / / / / /		新規(H30国追加)
			(7)観測所の整備		新規(H30国追加)

設計業務共通仕様書

現行(平成29年版) 編章節条 条文	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	有無	改定理由
		点検時において不良箇所が見つかった場合,その都度修繕等必要な作業を行う。ただし,軽微でない整備の必要が生じた場合には、速やかに監督職員に報	有	新規(H30国追加)
		告する。 軽微な整備項目については、第2406条に記載の通りとする。	右	新担(430国追加)
		(0) 尽快報 古春のTFDC 佐山	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		点検終了後,直ちに点検結果及び自記紙等の点検報告書を監督職員に提出すること。 点検報告書には,点検結果(写真,野帳)の整理,障害のあった観測所	有	新規(H30国追加)
		と障害内容も整理すること。 (9)観測所台帳の更新	<u>≠</u>	新規(H30国追加)
		観測所の現況を常に止確に把握出来る与真に更新する。観測機器等が更新さし	<u>用</u> 有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		れた場合,更新年月,型式,機器費用等の情報を収集し,水文観測業務規程細 則に基づく観測所台帳に反映する。		
		観測機器等について,過去の更新履歴が削除されないよう留意する。更新記録 を記入する欄が不足する場合は新しい様式を台帳に追加して使用する。	有	新規(H30国追加)
	第2406条	観測所整備		新規(H30国追加)
		観測が適切に実施できるよう,軽微な作業による観測所の整備を行う。 1.軽微な作業は,以下に示すものをいう。	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		(1)雨量観測所 イ受水器や濾水器に貯まったゴミや落葉,生物等の除去。	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		「大きないでは、 「ないでは、 「ないではないでは、 「ないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		(2)水位観測所	有	新規(H30国追加)
		イ船による移動を必要としない人力による水位標の清掃。 (3)地下水位計	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		(3)地下水位計 イ地下水位計に付着したゴミ等の除去。	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		ロ観測孔周辺の人力による清掃。 (4)その他観測機器 イその他観測機器周辺の人力による清掃。	有 有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		イその他観測機器周辺の人力による清掃。	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		2.1.に示した項目についても現地状況の調査の結果,軽微な作業でないと判断される場合には,監督職員と協議する。	有	新規(H30国追加)
	第2407条	水文観測所保守点検の成果物	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		受注省は、以下に記載した成業物の他、特託は稼嗇に記載されている成業物について報告書としてとりまとめて提出する。		
		について報告書としてとりまとめて提出する。 (1)保守点検報告書(点検記録及び現地写真含む)	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		(2)自記紙等の観測成果 (3)観測所台帳	有	新規(H30国追加)
	第3節 第2408条	流量観測 流量観測の目的	<u>有</u> 有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
	712-10077		有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
	第2409条	作業確認	有	新規(H30国追加)
		1.受注者は,流量観測作業実施日について,作業着手前に監督職員に承諾を 得なければならない。	有	新規(H30国追加)
	<u> </u>	2.監督職員は必要に応じて流量観測状況について現地で確認するものとす	有	新規(H30国追加)
		る。その際には、受注者は監督職員に作業内容の説明や、検測を求められた場合には協力しなければならない。		

設計業務共通仕様書 第 2 編 28/31

現行(平成29年版) 線章節条 条文	編章節条	改定案(令和4年版)	有無	改定理由
		条文 3.受注者は,監督職員が観測結果等の提出を指示した場合すみやかに提出し	有	新規(H30国追加)
	第2410条	なければならない。 観測班の編成	<b>#</b>	新規(H30国追加)
		河川の冬件に応じ  水文観測業務規程に定める河川の流量の観測が確宝かつ	. <u>门</u> 右	が投(USO国追加) 新担(H3O国追加)
		安全に実施できる観測班を編成しなければならない。		
	第2411条	安全に実施できる観測班を編成しなければならない。 流量観測所整備 流量観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。 1、軽微な作業は、以下に示すものをいう。	有	新規(H30国追加)
		流量観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。	<u> </u>	新規(H30国追加)
		1、軽微な作業は、以下に示すものをいう。 イ船による移動を必要としない人力による水位標の清掃	月	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		1 個による役割で必会としない人力による小区標の有地 2.1.についても現地状況の調査の結果,作業内容が軽微でないと判断される	<u>月</u> 有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		場合には、監督職員と協議の上実施するものとする。		
	第2412条	流速計の検定		新規(H30国追加)
		1.受注者は観測に使用する流速計の検定等については、『河川砂防技術基準	有	新規(H30国追加)
		調査編』によるものとする。 2.必要な精度の確保が確認できた流速範囲外での計測を行ってはならない。	有	新規(H30国追加)
		2. 必安は相反の唯体が唯祕できた派述製団外での計測を行うにはなりない。	∄	利况(NOU国足加)
	第2413条	現地調査	有	新規(H30国追加)
		流量観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必		新規(H30国追加)
		要な現地の状況を把握するものとする。 低水流量観測の方法		1218 / CIPSII I
	第2414条	低水流量観測の万法 4 低水流量観測は可輸出流流量は F1/によれる Fまる	<u>有</u>	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		1.低水流量観測は可搬式流速計により行うものとする。 2.低水流量観測は『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	扫 右	利况(□30国连加) 新钼(H30国追加)
	第2415条	低水流量観測の成果物	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		受注者は 以下に記載した成里物のほか 特記仕様書に記載された成里物に	有	新規(H30国追加)
		ついて報告書としてとりまとめて提出する。		1218 / CIPSII I
		(1)流量観測野帳 (2)組測法具実	<u>有</u>	新規(H30国追加)
		(2) 転兜派里衣 (3) 結度管理図	. <u>月</u> 右	が投(USO国追加) 新担(H3O国追加)
	第2416条	ついて報告書としてとりまとめて提出する。 (1)流量観測野帳 (2)観測流量表 (3)精度管理図 高水流量観測の方法	看	新規(H30国追加)
		1. 高水流量観測は浮子測法により行うものとする。 2. 高水流量観測は『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		2. 高水流量観測は『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	有	新規(H30国追加)
	第2417条	作業帷認指示事項及び連絡事項の正義	复	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		注者の連絡事項とは下記のほか特記仕様書に記載した事項とする。	有	利稅(□30国追加)
		2.指示事項とは,下記のとおりとする。		新規(H30国追加)
		(1)「待機指示」とは,台風,集中豪雨等による河川の増水の場合又は,増水が	有	新規(H30国追加)
		予想される場合,観測に必要な人員を受注者が定める基地等に集合するよう指	ĺ	
		示することをいう。 (2) (国共山野村) には、汝島知測学校のもあげ現状(知測状態)に出新する	<del></del>	文に ‡日 (1 1001元) (中 十四)
		(2)「現地出動指示」とは,流量観測実施のために現地(観測地点)に出動するよう指示することをいう。	有	新規(H30国追加)
		(3)「待機解除指示」とは,受注者の定める基地等での待機を解除するよう指示	有	新規(H30国追加)
		することをいう。		······································
		(4)「観測指示」とは、現地(観測地点)における流量観測作業を実施するよう指	有	新規(H30国追加)
		示することをいう。	<del>/_</del>	新祖(100 <u>日)</u> 克+四
		(5)「最終観測時刻指示」とは,現地(観測地点)における最終の観測時刻を指示することをいう。	1月	新規(H30国追加)
		がすることをいう。 3.連絡事項は、下記の通りとする。	有	新規(H30国追加)

現行(平成29年版) 編章節条 条文	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	有無	改定理由
		(1)「準備完了連絡」とは,待機指示に対して観測に必要な人員を確保し,観測	有	新規(H30国追加)
		用資機材の準備が完了したことを監督職員に連絡することをいう。 (2)「現地到着連絡」とは,出動指示を受け現地に到着したことを監督職員に連	<u></u>	新規(H30国追加)
		(2) 現地到有理論」とは、面動指示を受け現地に到有したことを監督職員に建めなることを1.13	∄	利况(□3U国追加)
		絡することをいう。 (3)「観測開始連絡」とは,観測指示を受け観測開始したことを監督職員に連絡	有	新規(H30国追加)
		することをいう。		
		(4)「最終観測終了連絡」とは、最終観測時刻指示に対して最終観測が終了し	有	新規(H30国追加)
		たことを監督職員に連絡することをいう。	<u></u>	女+871100日7中40
		4.受注者は,第2項(1)~(5)を監督職員より受けた時刻,第3項(1)~(4)を 監督職員へ送った時刻は全て記録し,流量観測終了後速やかに監督職員へ報	月	新規(H3U国追加)
		ニ自物員、CD/に時刻は主で心跡∪、加里酰用於「仮述でかにニ自物員、NN 告する		
	第2418条	告する。 高水流量観測の成果物	有	新規(H30国追加)
		受注者は 以下に記載した成果物のほか 特記仕様書に記載された成果物に	有	新規(H30国追加)
		ついて報告書としてとりまとめて提出する。 (1)流量観測野帳 (2)横斯(深浅)測量野帳		
		(1)流量観測野帳 (2) (#### (2003)	复	新規(H30国追加)
		(2)横断(深浅)測量野帳 (3)観測流量表	复	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		(3) 観測流重衣 (4) 流量計算資料	月	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		(5)精度管理図	有	新規(H30国追加)
	第2419条	ADCPによる流量観測の方法	岩	新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		ADCPによる流量観測は「河川砂防技術基準調査編」によるものとする。	有	新規(H30国追加)
	第2420条	ADCPによる流量観測成果物	有	新規(H30国追加)
		受注者は,以下に記載した成果物のほか,特記仕様書に記載された成果物に	有	新規(H30国追加)
		つい	<u></u>	女+871100日7月4日
		て報告書としてとりまとめて提出する。 (1)流量観測野帳	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		(2)観測流量表 	有	新規(H30国追加)
		(3) 新面内流速分布図	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		(4)糖尿病	有	新規(H30国追加)
		<u>(5) A D C P 生データ</u>	有	新規(H30国追加)
	第2421条	電波式流速計による流量観測の方法		新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		電波式流速計による流量観測は「河川砂防技術基準調査編』によるものとす	月	新規(H30国追加)
	第2422条	る。 電波式流速計による流量観測成果物	右	新規(H30国追加)
		受注者は 以下に記載した成里物のほか 特記仕様書に記載された成里物に 📗	有	新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
		OII		
		て報告書としてとりまとめて提出する。	有	新規(H30国追加)
		<u>(1)流量観測野帳</u>	有	新規(H30国追加)
		(2)観測流量表		新規(H30国追加)
		で報告書としてとりまとめて提出する。 (1)流量観測野帳 (2)観測流量表 (3)横断(深浅)測量野帳 (4)精度管理図	月	新規(H30国追加)
		(4) 相及管理図 (5) 電波式流速計の生データ	扫	新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加) 新規(H30国追加)
	第2423条	しまが、 画像解析による流量観測の方法	有	新規(H30国追加)
	732.1207	画像解析による流量観測は,現場で撮影した動画像を解析することで流速を計	有	新規(H30国追加)
		測	<u> </u>	
		し、流量を算出するものとする。		新規(H30国追加)
	第2424条	標定点の設置・座標の測量	有	新規(H30国追加)

設計業務共通仕様書 第2編 30/31

編章節条	現行(平成29年版) <sub>条文</sub>	編章節条	改定案(令和4年版) <sub>条文</sub>	有無		改定理由
			新規の観測の場合は、画像解析のために現地に標定点を必要数設置し、それ	有	新規	(H30国追加)
			らの標定点とビデオカメラの物理座標を測量する。 継続した観測の場合は、既設の標定点を利用できる。ただし、事前に物理座標	 #=	於出	(H30国追加)
			施制の代数例の場合は、M成の保定点を利用できる。ただの、事前に物理座標の再測量を実施する。	Ħ	初八九	(口20国边加)
		第2425条	画像解析による流量観測成果物	有	新規	(H30国追加)
			受注者は 以下に記載した成里物のほか 特記仕様書に記載された成里物に	有	新規	(H30国追加)
			では、	<u></u>	****	(100 <u>000</u>
			て報告書としてとりまとのて提出する。 (4) 法早知測取制	复	新規	(H30国追加)
			(1)///···里朗/烈耳/···· (2) 報測流量表	 右	新担	(H30国追加) (H30国追加) (H30国追加) (H30国追加)
			(3)横断(深浅)測量野帳	岩	新規	(H30国追加)
			(4)精度管理図	有	新規	(H30国追加)
			(5)ビデオカメラ位置図及び位置図座標測量データ	有	新規	(H30国追加) (H30国追加)
			(6)標定点位置図及び位置座標測量データ	复	新規	(H30国追加)
ļ		 第4節	(7)動画像データ 水位流量曲線作成	有	新規 新担	(H30国追加) (H30国追加)
		第2426条	水位流量曲線作成の目的	<u>有</u> 有	新規	(H30国追加)
		212-1-037	水位流量曲線作成は、下記を目的とする。	有	新規	(H30国追加)
			水位流量曲線作成は,下記を目的とする。 1.流量観測により得られた観測データを基に,水位流量曲線を作成する。 2.作成した水位流量曲線を用いて,確定値化した前年の水位の毎正時データ	有	新規	(H30国追加) (H30国追加) (H30国追加) (H30国追加)
			2.作成した水位流量曲線を用いて,確定値化した前年の水位の毎正時データ	有	新規	(H30国追加)
			から,前年の流量の毎正時データを算出し,統計処理を行った上で,指定された			
		第2427条	様式に整理する。 水位落景曲線作成の方法	右	新相	(H30国追加)
		7727Z17X	水位流量曲線作成の方法 水位流量曲線作成は『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	有	新規	(H30国追加)
		第2428条	水位流量曲線作成の成果物	有	新規	(H30国追加)
			受注者は,以下に記載した成果物のほか,特記仕様書に記載された成果物に	有	新規	(H30国追加)
			ついて報告書としてとりまとめて提出する。	l. <u></u>		(100E)4TE
			ついて報告書としてとりまとめて提出する。 (1)水位流量曲線図 (2)統計資料 (3)水位流型曲線検討資料	复	新規	(H30国追加) (H30国追加)
			(4)	<u>扫</u> 右	新担	(H30国追加)
		第5節	(3)水位流量曲線検討資料 水文資料整理 水文資料の定義 水文資料とは、水文観測所において観測機器により観測された水文観測データ	有	新規	(H30国追加)
		第2429条	水文資料の定義	有	新規	(H30国追加)
			水文資料とは、水文観測所において観測機器により観測された水文観測データ	有	新規	(H30国追加)
			で,テレメータのデータ,自記紙や電子データロガーに記録されたデータの総称 とする。	有	新規	(H30国追加)
		第2430条	水文資料整理の目的			(H30国追加)
			水文観測データに対して標準照査を実施し,統計処理を行った上で,指定され た	有	新規	(H30国追加)
			様式の水文資料に整理する事を目的とする。	有	新規	(H30国追加)
		第2431条	水文資料整理の方法	有	新規	(H30国追加)
			水文資料整理の方法 水文資料整理は「河川砂防技術基準調査編』によるものとする。 水文資料整理の成果物 受注者は,以下に記載した成果物のほか,特記仕様書に記載された成果物に	有	新規	(H30国追加)
		第2432条	が、水質や発生の放果物 一般はまけ、以下に記載したは思物のほか、特部が発表に記載されたは思物に	月	新規	(H30国追加) (H30国追加)
			つい	111	机况	(口の(国)と川)
			て報告書としてとりまとめて提出する。			(H30国追加)
			(1)統計資料			(H30国追加)
			(2)標準照査記録	有	新規	(H30国追加)

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	 改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
第3編	海岸編	第3編	海岸編	無	
第3103条	堤防,護岸予備設計	第3103条	堤防,護岸予備設計	無無無	
	2 . 業務内容		2.業務内容	無	
	(7)設計方針の検討		(7)設計方針の検討	無	
	受注者は,所定の機能が発揮されるよう,堤防の型式,天端高,天端幅,法勾		受注者は,所定の機能が発揮されるよう,堤防・護岸の型式,天端高,天端幅,	有	表記修正(R2国改
	配及び法線を検討するものとする。		法勾配及び法線を検討するものとする。	ļ. <u></u>	定)
	(14)パース作成		(14)パース作成	無	
	受注者は、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(4.3)に、 第6)を作ばせるものにする		受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプにのいてパース(4.3 版) 差色) たださえきのしまる	有	表記修正(R2国改
<del>22</del> 0404 <del>2</del>	ス(A3版,着色)を作成するものとする。	  第3104条	プについてパース(A3版,着色)を作成するものとする。		定)
第3104条	堤防,護岸詳細設計	第3104余	堤防,護岸詳細設計	無無	
	2.業務内容 (15)パース作成		2.業務内容 (15)パース作成	無  毎	
	、(13)ハース)F成 受注者は、設計図書に基づき、構造物の周辺を含めたパース(A3版、着色)を		- (13) バース(FM) - 受注者は、 <mark>必要に応じて、設計図書に基づき、構造物の周辺を含めたパース(A</mark>		主記修正/D2団功
	文注有は,政司凶音に基づさ,傾足初の同辺を含めたパース(A3版,有巴)を 作成するものとする。		文注句は、 <mark>必安に心して、</mark> 設計図音に基づさ、構造物の同辺を含めたパース(A 3版,着色)を作成するものとする。	Ħ	表記修正(R2国以 定)
第3106条	p壁予備設計		の成が、自己ができながらある。 胸壁予備設計	無	<u>Æ.l</u>
3301003	2.業務内容	3301003	2.業務内容	無	
	- 5 : - <del>*                                 </del>	·	- <u> </u>	無無	
	受注者は,設計図書に基づき,設計方針がわかるように,3タイプについてパー		受注者は,必要に応じて,設計図書に基づき,設計方針がわかるように,3タイ	有	表記修正(R2国改
	ス(A3版,着色)を作成するものとする。		プについてパース(A3版 差色)を作成するものとする		定)
第3109条	突堤予備設計	第3109条	突堤予備設計 ※選挙	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(15) 照査		(15)照査	無無無	
	1)突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり、考慮すべき条件は以下のとお		1)突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり,以下の条件が適切に考慮され	有	表記修正(国準拠)
	りとする。		ているか確認を行う。	ļ	
	5)設計計算,設計図,概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。		5)設計計算,設計図,概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。		表記修正(H31国改
	最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。		X4 X 1 = 1 X 1 1 = 7 = 144 1 = 3 1	<u></u>	定)
第3121条	津波防波堤予備設計	第3121条	津波防波堤予備設計	悪	
	2. 業務内容		2.業務内容	無無無無	
	(15)照査 1) 決決に対現の様体刑式 (対象) 様体接三等の決定にまたり NITの名件が		(15)照査		
	1)津波防波堤の構造型式,法線,構造諸元等の決定にあたり,以下の条件が		1)津波防波堤の構造型式,法線,構造諸元等の決定にあたり,以下の条件が	<b>#</b>	
	適切に考慮されているか確認を行う。 潮位,波浪,津波,流れ,漂砂,海底地形及び海浜形,地盤,地震		適切に考慮されているか確認を行う。 潮位,波浪,津波,流れ,漂砂,海底地形及び <mark>海浜地形</mark> ,地盤,地震	<u>.</u>	誤記修正
第3124条	/柏位,成成,净成,加16,凉炉,净成地形及07度决形,地盖,地层 砂浜予備設計	第3124条	- 例は、 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	温	まじじ 止
<del>为3124</del> 赤	12.業務内容	分3124示			
	.4未9279.章 (1)設計計画			無無無無	
	、「ノ、トスネ゚ロ、「囲。 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確	-			誤記修正
	認し,第1112業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し,調査職		認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し、調査	П	サンサウトシエア
	員に提出するものとする。		職員に提出するものとする。		
第3129条	水門及び樋門詳細設計	第3129条	水門及び樋門詳細設計	無	
	2 . 業務内容		2.業務内容	無無	
	(12)パース作成		(12)パース作成	無	
	受注者は,決定したデザインを基に,周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイ		受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース		表記修正(R2国改
	プについて作成するものとする。	<u> </u>	(A3版)を1タイプについて作成するものとする.		定)
第3131条	排水機場予備設計	第3131条	排水機場予備設計	無	
	2.業務内容		2 . 業務内容	無	
	(8)設計図		(8)設計図	無	
L	1)全体図(平面·縦断)	<u> </u>	1)全体図(平面·縦断)	無	

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
	地形図に川裏側取付水路から川表側取付水路が海洋と合流する地点まで記入 したものとする。		地形図に川裏取付水路から <mark>川表</mark> 取付水路が海洋と合流する地点まで記入した ものとする。	有	表記修正(国準拠)
	(14)パース作成 受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース(A 3版)を1タイ プについて作成するものとする。		(14)パース作成 受注者は, <mark>必要に応じて</mark> ,決定したデザインを基に,周辺を含めた着色パース (A3版)を1タイプについて作成するものとする。	無 有	表記修正(R2国改 定)
第3132条	排水機場詳細設計 2.業務内容 (9)ポンプ機電設備計画	第3132条	排水機場詳細設計 2.業務内容 (9)ポンプ機電設備計画	無無	
	1)ポンプ設備計画 受注者は、ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力 と原動機の類を決定するものとする。		1)ポンプ設備計画 受注者は,ポンプ計画実揚程を検討し,全揚程を決定して,駆動原動機の出力 と原動機の種類を決定するものとする。	無無有	誤記修正
第3134条	(12)パース作成 受注者は,陸閘の周辺を含めたパース(A3版,着色)を1タイプについて作成す	第3134条	(12)パース作成 受注者は , <mark>必要に応じて</mark> , 陸閘の周辺を含めたパース ( A 3 版 , 着色)を1タイプ	無無有	表記修正(R2国改
第11節 第3136条	るものとする。 成果品 成果品 受注者は,表3.1.1,表3.1.2に示す成果品を作成し,第1117条成果物の提	第11節 第3136条	について作成するものとする。 成果物 成果物 受注者は,表3.1.1,表3.1.2に示す成果物を作成し,第1117条成果物の提出	有	定) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
表3.1.1 表3.1.2	出に従い、2部納品するものとする。 予備設計成果品一覧	表3.1.1 表3.1.2	文だ者は、	有	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)

設計業務共通仕様書 第3編 2/2

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	 改定理由
   編章節条	元1〕(一ル254-11X <i>)</i> 条文	   編章節条	以た来(マヤロサールX) 条文	無	以足生田
<u> </u>	砂防及び地すべり対策編	第4編		##	
第4102条	自然環境調査の区分	第4102条	自然環境調査の区分	無無	
N3.1.102.X	(6)底生生物調査	12311027	(6)底生 <mark>動物</mark> 調査	右	表記修正(国準拠)
第4103条	魚類調査	第4103条			
	2.業務内容	122002	2.業務内容		
	(1)計画準備		(1)計画準備	無無無	
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	·	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確	 有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	' -	(
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。		
	(3)現地調査		(3)現地調査	無	
	2)現地調査		2)現地調査	無	
	受注者は、現地調査計画に基づき調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ資料		受注者は、現地調査計画に基づき調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ試料	有	表記修正(国準拠)
	の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成の必要なもの		の採取,同定,計測,写真撮影等を行うものとする。又,標本作成の必要なもの		(
	は標本作成を行うものとする。		は標本作成を行うものとする。		
第4104条	植物調査	第4104条	植物調査	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無無	
	(1)計画準備		(1)計画準備	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。		
第4105条	鳥類調査	第4105条	鳥類調査	無無無	
	2.業務内容	T	2.業務内容	無	
	(1)計画準備	T	(1)計画準備	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。		
第4106条	両生類・は虫類・ほ乳類調査	第4106条	両生類・は虫類・ほ乳類調査	無	
	2.業務内容		2 . 業務内容	無	
	(1)計画準備		(1)計画準備		
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。	L	
第4107条	陸上昆虫類調査	第4107条	陸上昆虫類調査	無無無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(1)計画準備		(1)計画準備		
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し、 <mark>第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調</mark>		
	査職員に提出するものとする。		<u>査職員に提出するものとする。</u>	<u></u>	
第4108条	底生生物調査	第4108条		有	表記修正(国準拠)
	1.業務目的		1.業務目的	悪	
	本調査は、砂防事業を実施する渓流および周辺地域における底生生物の生息		本調査は、砂防事業を実施する渓流および周辺地域における底生動物の生息	有	表記修正(国準拠)
	実態を把握することを目的とする。		実態を把握することを目的とする。		
	2.業務内容	.	2.業務内容	無	
ļ	(1)計画準備 	.	(1)計画準備		#*7 <i>16</i>
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第24422世界の目のようでは、第25年によりにより、第25年によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第4440名業務を計画書籍を通過した。	月	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		
 	査職員に提出するものとする。 - 景知線楽		査職員に提出するものとする。	  無	
第4109条	京観调直	第4109条	京観過且	L拱	

(r) 77 57 57	現行(平成29年版)	(c) 77 55 67	改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条		編章節条		無	
		<b></b>		無	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調	'	(H 1 %C)
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。	<u>.</u>	
第4110条	深流空間実態利用調査 	第4110条	渓流空間実態利用調査 	無無無	
	2.業務内容 (1)計画準備		2.業務内容 (1)計画準備	粠	
	()	ļ	()		表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調	H	化心修正(图千)处
	査職員に提出するものとする。		<b>斉職員に提出するものとする</b> 。		
第5節	成果品及び貸与資料	第5節	成果物及び貸与資料	有	表記修正(国準拠)
第4111条	成果品	第4111条	成果物	有	表記修正(国準拠)
	受注者は,成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い,3部納品するものと		受注者は,成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い,2部納品するものと	有	表記修正(国準拠)
第4202条	<u>する。</u> 砂防調査の区分	  第4202条	<u>する。</u> 砂防調査の区分	ļ	
<del>                                      </del>	砂防調査は以下の区分により行うものとする。	54202示	砂防調査び区分により行うものとする。		
	(1)水系砂防調查			杰  右	表記修正(R3国改定
第4203条	(1)水系砂防調查 水系砂防調查	第4203条	(1)土砂·洪水氾濫対策調査(水系砂防調査) 土砂·洪水氾濫対策調査		表記修正(R3国改定
	1.業務目的		1.業務目的	無	
	水系砂防調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の		土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土	有	表記修正(R3国改定
	対策計画立案のための調査を目的とする。 2.業務内容		砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。 2.業務内容	 	
		·		禁  有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調	'	VIII ( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。	ļ	
	(4)流域特性調查			舞	<b>************************************</b>
	受注者は,文献·資料,空中写真判読,航空レーザー測量成果,現地調査結果 に基づき,調査対象流域の地形,地質,荒廃状況,既往災害,保全対象の状況		受注者は,文献·資料,空中写真判読,航空レーザ測量成果,現地調査結果に 基づき,調査対象流域の地形,地質,荒廃状況,既往災害,保全対象の状況に	有	表記修正(国準拠)
	に基づる,調直対象流域の地形,地質,元廃状況,既任火害,保主対象の状況 について調査しとりまとめるとともに,対象流域の流域区分,谷次数区分などを		参りさ,調直対象流域の地形,地質,元廃状流,既任火苦,除至対象の状流に ついて調査しとりまとめるとともに,対象流域の流域区分,谷次数区分などを行		
	行い、図表に取りまとめるものとする。		い、図表に取りまとめるものとする。		
	(10)流送土砂量調査		(10)流送土砂量調査	無	
	2)河床変動量調査		2)河床変動量調査	無	
	縦横断測量成果などにより,砂防施設計画のための河床変動量を把握する。		河床変動量計算,縦横断測量成果などにより,砂防施設計画のための河床変	有	表記修正(R3国改定
ļ	3)流砂量調査	<b></b>	<u>動量を把握する。</u> 3)流砂量調査	ļ	
	- 3 / M.P. 単嗣具 - 流砂量調査は,河床縦断勾配,河床材料調査結果などから,河道を掃流区間と	<b> </b>	- 3 ) /// 『東明月 - 流砂量調査は , 河床縦断勾配 , 河床材料調査結果などから , 河道を掃流区間と	荒  右	表記修正(国準拠)
	土石流区間とに区分し、流送形態毎に未満砂の砂防えん堤やダム貯水池の堆		土石流区間とに区分し,流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂	'	(四十元)
	砂測量結果,災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点にお		測量結果,災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点におけ		
	ける流砂量を算出する。	ļ	る流砂量を算出する。	ļ	
ļ	3 . 貸与資料 (13)航空レーザー測量成果	<b> </b>	3 . 貸与資料 (13)航空レーザ測量成果	<b> </b> 嫐	主包收正/囝淮+hn\
第4204条	(13) 机全レーリー渕重成業 土石流対策調査	) 第4204条	(13) 机全レーリ 測量 成未 土石流対策調査	提	表記修正(国準拠)
1777C77	<u></u>	14174071		無無無	
	(1)計画準備		(1)計画準備	無	

設計業務共通仕様書 第4編 2/15

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		
	査職員に提出するものとする。 (4)流域特性調査		査職員に提出するものとする。 (4)流域特性調査	 	
	(サ/ル・タイク) 注刷点 受注者は,文献・資料,空中写真判読,航空レーザー測量成果,現地調査結果			描	表記修正(国準拠)
	に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況		基づき,調査対象流域の地形,地質,荒廃状況,既往災害,保全対象の状況に	-	
<u> </u>	について調査しとりまとめるものとする。		ついて調査しとりまとめるものとする。	<u> </u>	
	(5)既存施設調査		(5)既存施設調査	無	
	受注者は,既存施設調査について,第4203条水系砂防調査第2項(8)に準じる		受注者は,既存施設調査について,第4203条土砂·洪水氾濫対策調査第2項 (8)に準じるものとする。	有	表記修正(R3国改定
}	ものとする。 (8)総合検討	ļ	- (8)総合検討	 	
·····	受注者は,総合検討について,第4203条水系砂防調査第2項(12)に準じるもの			上然 有	表記修正(R3国改定
	とする。		準じるものとする。	'`	KIBISH (HOMA
	3.貸与資料		3.貸与資料	無	
	(7)航空レーザー測量成果		(7)航空レーザ測量成果	<u>有</u>	表記修正(R3国改定
第4205条	流木対策調査	第4205条	流木対策調査 2.業務内容	無無	
·····	2.業務内容 (1)計画準備	<b></b>	- (1)計画準備		
····	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		・ 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	描…	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	'`	(= 1 3.4)
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。	<b>.</b>	
	(5)既存施設調査		(5)既存施設調查 (5)既存施設調查	舞	#11/47/00 F11-0
	受注者は,既存施設調査について,第4203条水系砂防調査第2項(8)に準じる ものとする。		受注者は,既存施設調査について,第4203条土砂·洪水氾濫調査第2項(8)に 準じるものとする。	月	表記修正(R3国改定
	- 500と9 5。 (8)総合検討		- 年0000と90。 (8)総合検討	<b></b>	
	受注者は,総合検討について,第4203条水系砂防調査第2項(12)に準じるもの		受注者は,総合検討について,第4203条土砂・洪水氾濫調査第2項(12)に準じ	肯	表記修正(R3国改定
	とする。		るものとする。		( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	3.貸与資料		3.貸与資料	無	
第4206条	(5)航空レーザー測量成果	  第4206条	(5)航空レーザ測量成果	預	表記修正(R3国改定
第4206余	火山砂防調査 2.業務内容	弗4200余	火山砂防調査 2.業務内容	無無無無	
·····	4.) 計画準備		<u>4:未須79年</u> (1)計画準備		
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		,
	査職員に提出するものとする。 ************************************		査職員に提出するものとする。	ļ	
ļ	(6)総合検討 受注者は,総合検討について,第4203条水系砂防調査第2項(12)に準じるもの		(6)総合検討 受注者は,総合検討について,第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に	嫐	丰妇核工/D2团步宁
	安注省は、総合快割にプログ、第4203宗水系砂防調直第2項(12)に準06七のとする。		安注省は、総合快割にプロで、第4203余工 <mark>砂・洪水氾濫刈東調宜</mark> 第2項(12)に 準じるものとする。	<b> </b> #	衣記形正(K3国以正
ļ	- 2 9 0。 3 . 貸与資料		- 10000000 3。 3.貸与資料	無	
	(6)業務に案連する既往調査報告書		(6)業務に <mark>関連</mark> する既往調査報告書	省	誤記修正
第4207条	砂防計画の区分	第4207条	砂防計画の区分	無	
\$ 1000 B	(1)水系砂防計画	\$ 4000 E	(1)土砂·洪水氾濫対策計画 土砂·洪水氾濫対策計画		表記修正(R3国改定
第4208条	水系砂防計画 1.業務目的	第4208条	工學·洪水氾濫对東計團 1.業務目的	有	表記修正(R3国改定
ļ	- 1. 素仍自印 水系砂防計画は,水系砂防調査の結果に基づいて,流域における土砂の生産	<b> </b>	- 1 . 乗笏日印 - 土砂・洪水氾濫対策計画は , 土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて , 流域	/\\\	表記修正(R3国改定
	および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。		における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の		
			検討を目的とする。		
	2.業務内容		2.業務内容	無	

編章節条	現行(平成29年版) <sup>条文</sup>	       編章節条	改定案(令和4年版)	有無	改定理由
編早即宗		編早即余		無	
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調 査職員に提出するものとする。		表記修正(国準拠)
	(2)現地調査 受注者は,実施する業務の内容の把握·実施方針の確立を目的とし,砂防施設 計画に必要となる事項について調査を行うものとする。 (3)計画土砂量等調査		(2)現地調査 受注者は,実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし,砂防 <mark>施設 配置計画</mark> に必要となる事項について調査を行うものとする。 (3)計画土砂量等 <mark>検討</mark>		表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
	(3) 前 回工が具守調点 受注者は,水系砂防調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量,計画流出土砂量,計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。		(3) 計画工が単守保的 受注者は,土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定および計 画生産土砂量,計画流出土砂量,計画許容流出土砂量の検討を行うものとす る。		衣配修正(国学规) 表記修正(R3国改定)
	2)計画生産土砂量		2)計画生産土砂量	無	
	水系砂防調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。 3)計画流出土砂量		<u>土砂・洪水氾濫対策</u> 調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。 3)計画流出土砂量	無	表記修正(R3国改定)
	水系砂防調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土 砂量を検討する。		土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。	l	表記修正(R3国改定)
	4)計画許容流出土砂量 計画基準点における流水の掃流力,流出土砂の粒径等を考慮して,河道の現 沢みなな終さする。				削除(R3国削除) 削除(R3国削除)
	況から検討する。 (4)砂防施設配置計画 2)施設配置計画		(4)砂防施設配置計画 2)施設配置計画	無	
	既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき,計画する砂防施設の位置,工種,規模を検討する。		既存砂防施設による <mark>施設効果</mark> および基本事項の検討結果に基づき,計画する 砂防施設の位置,工種,規模を検討する。	L/\\\\	表記修正(R3国改定)
	3)対策優先度の検討 基本事項,施設配置計画の検討結果に基づき,計画した施設の対策優先度を 検討する。		3)対策優先度の検討 基本事項,施設配置計画の検討結果に基づき,計画した砂防施設の対策優先 度を検討する。	<u>無</u> 有	表記修正(国準拠)
			(6)総合検討	 無	
	受注者は,水系砂防調査および水系砂防計画等の結果を踏まえ,総合的に検 討を行うものとする。		受注者は,、土 <mark>砂・洪水氾濫対策</mark> 調査および、土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ,総合的に検討を行うものとする。		表記修正(R3国改定)
	3.貸与資料 (1)水系砂防調査の成果物		3.貸与資料 (1)土砂・洪水氾濫対策調査の成果物	無有	表記修正(R3国改定
第4209条	土石流対策計画 2.業務内容	第4209条	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	無無無	TO IS IT (I TO DELYAC)
	(1)計画準備			. /	
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調 査職員に提出するものとする。		表記修正(国準拠)
	(7)昭査	ļ	(7)昭査 (7)昭査 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	無	
	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。		受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するものとする。 のとする。 なお,照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものと	無	表記修正(国準拠)
	なお,照査項目は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。	<u> </u>	する。		衣記修止(凷牛拠)
第4210条	流木対策計画 2.業務内容	第4210条	流木対策計画 2.業務内容	無	
	(1)計画準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ļ	(1)計画準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1755	丰气核工/豆类协
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調 査職員に提出するものとする。	月	表記修正(国準拠)

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	 改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
	(6)照査		(6)照査	無	
	受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも			無	
	のとする。 なお,照査項目は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。		のとする。 なお , 照査事項は第4208条士砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものと	<b></b>	丰钊修正/D2国功宁
	なの、照直項目は第4200余小糸砂約計画第2項(3)に挙するものとする。		なの、照直事項は第4200余 <u>工物、六小心温</u> 対東計画第2項(3)に生するものと する。	∄	农部修正(KS国权是
第4211条	火山砂防計画	 第4211条	火山砂防計画	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無無無	
	(1)計画準備		(1)計画準備		
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	有	表記修正(国準拠)
	総し、第111元素務計画音第2項に示す事項にプロで素務計画音をFF成し、調査職員に提出するものとする。		一部で、東口口と宗美術計画音第2頃に小り事項にプロで美術計画音でTF成し、調査職員に提出するものとする。		
	(7)火山対策砂防施設計画		(7)火山対策砂防施設配置計画	有	表記修正(国準拠)
	受注者は,火山対策砂防施設計画について以下の検討を行うものとする。		受注者は、火山対策砂防施設配置計画について以下の検討を行うものとする。		表記修正(国準拠)
				<u> </u>	
	(9)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも		(9)照査 受注者は,第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき,照査を実施するも	無	
	安注省は、第1108余照直技術省及び照直の実施に基づさ、照直を実施するものとする。		安注有は、第1108宗照直技術有及び照直の美施に基づき、照直を美施するものとする。	無	
	なお,照査項目は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。			有	表記修正(R3国改定
			する。	' '	CHOISTE(CHOXX
	3.貸与資料		3.貸与資料	無	
	(1)火山対策砂防調査の成果品		(1)火山対策砂防調査の成果物		表記修正(国準拠)
第4節 第4212条	成果品 成果品	第4節 第4212条	成果物		表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
为4414亦	- 放来中 - 受注者は,以下に示す成果品を作成し,第1116条成果の提出に従い,3部納品	5444   4本	<mark>/0.****</mark> - 受注者は,以下に示す成果物を作成し,第1117条成果物の提出に従い,2部納	<u>円</u>  右	
	するものとする。		品するものとする	15	KIBISIE(III I IA)
	(1)水系砂防調査成果品一覧		(1) 土砂·洪水氾濫対策調査 成果物一覧 (2) 土石流対策調査	有	表記修正(R3国改定
		表4.2.1	成果物一覧	掉	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
	(2)土石流対策調査成果品一覧	表4.2.2	(2)工 <b>行</b> 流刈束調宜 成果物一覧	損	表記修止(国华拠)
	(3)流木対策調査成果品一覧	127.2.2	<u></u>	有	表記修正(国準拠)
		表4.2.3	成果物一覧	有	表記修正(国準拠)
	(4)火山砂防調査成果品一覧		(4)火山砂防調査	有	表記修正(国準拠)
		表4.2.4	成果物一覧	/真	表記修正(国準拠)
	(5)水系砂防計画成果品一覧	表4.2.5	(5)土砂·洪水氾濫対策計画 成果物一覧	提	表記修正(国準拠) 表記修正(R3国改定
	(6)土石流対策計画成果品一覧	124.2.3	(6)土石流対策計画	省	表記修正(国準拠)
		表4.2.6	成果物一覧	有	表記修正(国準拠)
	(7)流木対策計画成果品一覧	[	(7)流木対策計画	有	表記修正(国準拠)
		表4.2.7	成果物一覧	真	表記修正(国準拠)
	(8)火山砂防計画成果品一覧	表4.2.8	(8)火山砂防計画 成果物一覧	有	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
第4301条	砂防構造物設計の種類	第4301条		有	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
	(1)砂防えん堤及び床固工の設計	l	(1)砂防 <mark>堰堤</mark> 及び床固工の設計	有	表記修正(国準拠)
第2節	砂防えん堤及び床固工の設計	第2節	砂防 <mark>堰堤</mark> 及び床固工の設計	有	表記修正(国準拠)
第4302条	砂防えん堤及び床固工設計の区分	第4302条	砂防堰堤及び床固工設計の区分		表記修正(国準拠)
第4303条	砂防えん堤及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。 砂防えん堤及び床固工予備設計	第4303条	砂防 <mark>堰堤</mark> 及び床固工の設計は,次の区分により行うものとする。 砂防 <mark>堰堤</mark> 及び床固工予備設計		表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
がよういが	「砂りんんを及び休息上で開設す」 1、業務目的	オ4303ボ	- 10 10 1 <mark>塩 左 久 0 1木 白 工 ア 湘 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</mark>	<u>有</u> 無	12心形止(国午拠)
L	- 1 本 3 4 日 4 3	I	:: \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	T\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

第4編 5/15

資料,地質調査資料,現地調査結果及び技術文献等を確認し,計画地点の立地条件,施工性,経済性及び環境について技術的な検討を加え,最適な砂防えん場:床固工の基本諸元を決定することを目的とする。 2.業務内容 (1)設計計画 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,計画地点の立地表件、施工性,経済性及び環境について技術的な検討を加え,最適な砂防堰場:床固工の基本諸元を決定することを目的とする。 2.業務内容 (1)設計計画 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,計画地点の立地条件、施工性,経済性及び環境について技術的な検討を加え,最適な砂防堰場:床固工の基本諸元を決定することを目的とする。 (1)設計計画 (1)定述は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第四に表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表	表記修正(国準拠)
地条件,施工性,経済性及び環境について技術的な検討を加え,最適な砂防えん場:床固工の基本諸元を決定することを目的とする。 2.業務内容 (1)設計計画 (1) 設計計画 (1) 設計計画 (1) 設計計画 (1) 設計計画 (1) 設計計画 (1) 設計計画 (2) 業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。 (3) 基本事項検討	表記修正(国準拠)
ん堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。       堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。       無         2.業務内容       無         (1)設計計画       (1)設計計画       無         受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。       受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。       (3)基本事項検討       無         受注者は、砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設       受注者は、砂防 <mark>堰堤・</mark> 床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計       無	表記修正(国準拠)
2.業務内容       2.業務内容       無         (1)設計計画       (1)設計計画       無         受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。       受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,調調では、業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。       (3) 第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。       (3) 基本事項検討       無         受注者は、砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計       受注者は、砂防 <mark>堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計       毎   </mark>	表記修正(国準拠)
(1)設計計画 (1)設計計画 (1)設計計画 (1)設計計画 無 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確	表記修正(国準拠)
認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調 査職員に提出するものとする。 (3)基本事項検討 受注者は,砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し,以下の検討を行い予備設 認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調 査職員に提出するものとする。 (3)基本事項検討 要注者は,砂防塩堤・床固工の計画条件を確認し,以下の検討を行い予備設 要注者は,砂防 <mark>堰堤・</mark> 床固工の計画条件を確認し,以下の検討を行い予備設計	表記修正(国準拠)
査職員に提出するものとする。	
(3)基本事項検討 (3)基本事項検討 (3)基本事項検討 無 受注者は,砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し,以下の検討を行い予備設 受注者は,砂防 <mark>堰堤・</mark> 床固工の計画条件を確認し,以下の検討を行い予備設計 <mark>有</mark>	'
	表記修正(国準拠)
計に必要な基本事項の検討を行うものとする。 に必要な基本事項の検討を行うものとする。	
(4)配置設計 (4)配置設計 無 1)砂防えん堤·床固工形式の選定 1)砂防 <mark>堰堤</mark> ·床固工形式の選定 <b>有</b>	表記修正(国準拠)
砂防計画,砂防えん堤·床固工計画地点の工学的条件,施工条件に基づき,諸      砂防計画,砂防 <mark>堰堤</mark> ·床固工計画地点の工学的条件,施工条件に基づき,諸基 <mark> 有</mark>	表記修正(国準拠)
基準との適合性を考慮して選定する。  準との適合性を考慮して選定する。  準との適合性を考慮して選定する。	
2)比較案作成	表記修正(国準拠)
量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成す ついて、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。	化心修正(图平)处/
న <sub>ం</sub>	
(5)施設設計検討 (5)施設設計検討 無 2)基礎工検討 2)基礎工検討 無	
	表記修正(H30国改定
┃      について検討し,その対策について工法を選定する。えん堤高が高く,長期的な┃      ついて検討し,その対策について工法を選定する。堰堤高が高く,長期的な湛 ┃	TO ISTENIOUS TOXA
選水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテン   水が考えられるような場合には、必要に応じた対策工の検討を行う。	
グラウチングについて検討を行う。 (9)照査 (9)照査 (9) 無	
	表記修正(国準拠)
事項の運用と手順を確認する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
第4304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計	表記修正(国準拠)
1.業務目的 1.業務目的	表記修正(国準拠)
堤·床固工の基本諸元により, 設計図書に基づ<設計条件及び詳細設計に必要   固工の基本諸元により, 設計図書に基づ<設計条件及び詳細設計に必要な測	化的多正(由于)处
な測量調査資料,地質調査資料等を確認するとともに,工事に必要な詳細構造 量調査資料,地質調査資料等を確認するとともに,工事に必要な詳細構造を設	
を設計し,経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを とを目的とする。	
(1)設計計画 (1)設計計画 無	
	表記修正(国準拠)
認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調 査職員に提出するものとする。	
(3)基本事項決定 (3)基本事項決定 無	
砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し,以下の検討を行い,詳細設計に必要 受注者は,砂防 <mark>堰堤・</mark> 床固工の計画条件を確認し,以下の検討を行い,詳細設 <mark>有</mark>	表記修正(国準拠)
な基本事項の決定を行うものとする。	
(4)施設設計 (4)施設設計 無 1)本体工設計 (4)施設設計 無	

設計業務共通仕様書 第 4 編 6/15

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
	受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に		受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に	有	表記修正(国準拠)
	基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお,施設設計の範囲は,特記 仕様書によるものとし,特記がない場合は以下のとおりとする。		基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお,施設設計の範囲は,特記 仕様書によるものとし,特記が無い場合は以下のとおりとする。		
	11 (水青によってのとり、付記がない場合は以下のとのりとする。 本えん堤		上塚音によるものとり、行記が無い場合は以下のとのりとする。 本堰堤	右	表記修正(国準拠)
	副えん堤			有	表記修正(国準拠)
	2)基礎工設計		2)基礎工設計	無	
	受注者は,基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し,パイピング対策		受注者は,基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し,パイピング対策	有	表記修正(H30国改定
	が必要な場合は、その対策工について設計を行う。えん堤が高く、長期的に湛		が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛		
	水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。		水することが考えられる場合には <mark>必要に応じた対策工</mark> の設計を行い,施設設計 図面を作成するものとする。		
	プリナノク及び直換工等の設計を行い、他設設計図画をTF放りるものとする。		凶囲をTFMのもものとする。		
	(5)施工計画及び仮設構造物設計		(5)施工計画及び仮設構造物設計	無	
	1)施工計画		1)施工計画	無	
	受注者は,設計図書に基づき,施工方法,施工順序を考慮し,掘削計画,現場		受注者は,設計図書に基づき,施工方法,施工順序を考慮し,掘削計画,現場	有	表記修正(国準拠)
	内道路、及びコンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するとなった。		内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものによる。		
	るものとする。なお,施工計画書には,環境対策等の設計と不可分な施工上の		のとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意		
	留意点について取りまとめ,記載するものとする。 (7)照査	ļ	点について取りまとめ、記載するものとする。 (7)照査	 ##	
	1.7.7.35. 2)設計条件及び現地条件等,基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の		(7)   17.55		表記修正(国準拠)
	運用と手順を確認する。		用と手順を確認する。	,,	
	4)全ての成果品について正確性,適切性,及び整合性の確認をする。		4)全ての成果物について正確性,適切性,及び整合性の確認をする。	有	表記修正(国準拠)
	3.貸与資料		3.貸与資料		
	(1)砂防計画資料		(1)砂防計画資料 4)砂防 <mark>堰堤·</mark> 床固工予備設計資料	無	丰甸核工/南淮坳)
	4)砂防えん堤·床固工予備設計資料 (2)測量調査資料	ļ	4) 60 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	有	表記修正(国準拠)
	4)主・副えん堤縦断図(縮尺1/100~1/200)		(2)周書明县泉11. 4)主·副 <mark>堰堤</mark> 縦断図(縮尺1/100~1/200)	有	表記修正(国準拠)
	5)主・副えん堤横断図(縮尺1/100~1/200)		5)主·副堰堤横断図(縮尺1/100~1/200)	有	表記修正(国準拠)
	(3)地質調査資料		(3)地質調査資料	無	
	3)主・副えん堤軸地質断面図		3)主·副堰堤軸地質断面図		表記修正(国準拠)
第4306条	渓流保全工予備設計 2.業務内容	第4306条	渓流保全工予備設計	無無無	
	2. 業務内各 (1)設計計画		2.業務内容 (1)設計計画		
	、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				新規(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	,,	37778(ELT 15C)
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。	<u> </u>	
	(5)施設設計検討		(5)施設設計検討	.無	
	1)施設設計の範囲		1)施設設計の範囲	灩	女(19/159)往初(
	渓流保全工の設計範囲は,特記仕様書によるものとし,特記が無い場合は床固 丁,帯丁,護岸丁,水制丁,護床丁,根固丁とする。		渓流保全工の設計範囲は,特記仕様書によるものとし,特記が無い場合は <mark>以下</mark> のとおりとする。	有	新規(国準拠)
	上, ア上, 底片上, 小型上, 底//上, 1以四上とする。	<b> </b>	<u> </u>	有	新規(国準拠)
			墨丁	右	新規(国準拠)
			護岸工	有	新規(国準拠) 新規(国準拠) 新規(国準拠) 新規(国準拠) 新規(国準拠)
			<u> </u>	复	新規(国準拠)
ļ		ļ	護床工	厘	新規(国準拠)
ļ	2)基本図面の作成	<b></b>	根 <u>固工</u> 2)基本図面の作成	<u>1</u>	<u> </u>
<b> </b>	2/ 基本図画の1FM 3案の施設設計に基づいて,平面図,縦断図,横断図及び床固工,帯工,護岸	<b></b>		一	表記修正(国準拠)
	工、水制工、護床工、根固工の標準構造図を作成するものとする。		に係る標準構造図を作成するものとする。		711019IL(II 1 1/c)

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	 改定理由
編章節条	元1」( <i>〒川X23+川X)</i> 条文	   編章節条	以た来(マヤロサー MX) 条文	無	以足生田
14119 CIV 731	3)景観検討	1410 - DI- 131	3)景観検討	無	***************************************
	受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。		受注者は,自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。	有	表記修正(国準拠)
	(9)照査		(9)照査	無	
	2)配置設計諸元および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で,基本事		2)配置設計諸元,現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項	有	表記修正(国準拠)
 第4307条	項の運用と手順を確認する。 渓流保全工詳細設計	 第4307条	の運用と手順を確認する。 渓流保全工詳細設計	 ##	
354301 JS		<del>                                    </del>	2.業務内容	無無無	
	(1)設計計画		(1)設計計画	無…	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確		表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し, <mark>第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,</mark> 調		
	<b>査職員に提出するものとする。</b>		査職員に提出するものとする。	 	
	(3)基本事項決定 予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき,計画対象流		(3)基本事項決定 <mark>受注者は</mark> ,予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき,計	疊	表記修正(国準拠)
	プイス では できる		受法有は, 予備設計等の負う負科と設計図書に指示された事項に基づさ, 計画対象流量, 計画縦断勾配, 配置設計等設計諸元, 流下断面, 床固工・帯工の	有	衣記修正(国华拠)
	造,地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。		基本構造,地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとす		
	と 1-11/10 東州 1人の東州州 1月11 の 1年中学院 1人に 1000 100 100 100 100 100 100 100 100 1				
	(4)施設設計		る。 (4)施設設計	無	
	1)施設設計の範囲		1)施設設計の範囲	無	
	渓流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記がない場合は床固		渓流保全工の設計範囲は,特記仕様書によるものとし,特記が無い場合は以下	有	表記修正(国準拠)
	工,帯工,護岸工,護床工及び管理用道路とし,それらの詳細設計に必要な設計計算を行い,設計図を作成する。		のとおりとする。		
	計計算を1711,設計図を1F以9 5。		床固工	 	新規(国準拠)
			#T	有	新規(国準拠)
			第 <u>工</u> : 護岸工	有	新規(国準拠)
			護床上	有	新規(国準拠)
	(7)照査		(7)照査	無	
	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するも			無	
	のとする。 なお、照査事項は第4304条砂防えん堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準		のとする。 なお、照査事項は第4304条砂防 <mark>堰堤</mark> 及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ず	<u></u>	表記修正(国準拠)
	なの、宗旦事項は第4304宗砂防えん埃及び休園工評細設計第2項の(1)に挙ずるものとする。		るの、照旦争項は第4304宗妙例 <mark>堰堤及び床回上詳細設計第2項の(7)に半9)</mark> るものとする。	有	衣記修止(国华拠)
第4309条	サンスのとする。 土石流対策工予備設計	第4309条		 ∰	
73.100077		N3 1000 N	2.業務内容	無無無	
	(1)設計計画		(1)設計計画	無	
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確し	有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し、 <mark>第1112条業</mark> 務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調		
	査職員に提出するものとする。 (5)施設設計検討		査職員に提出するものとする。 (5) 体的では持ち	 	
	(3)加度及6文章 (1次章)		(5)施設設計検討 受注者は,配置設計で立案した3案について設計計算を行い,施設設計を行う	燃  右	新規(国準拠)
			を発音は、配置以前で立来した。来について成品可算を行い、心臓は成品を行うとものとする。	"	애(어(==
	1)施設設計の範囲		1)施設設計の範囲	無	
			土石流捕捉工	有	新規(国準拠)
			土石流堆積工		新規(国準拠)
		<b></b>	土石流発生抑制工	有	新規(国準拠)
	(9)照査 1)基本条件の検討に際し,実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行	<b></b>	(9)照査 1) <mark>基本事項</mark> の検討に際し,実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行	無  有	表記修正(国準拠)
	い、その内容が適切であるか確認をする。		1) 奉予事項の検討に除り、実施力量、成地の状況、就行員を持つ権能を行っれ、その内容が適切であるか確認をする。	Ħ	1、1016年(四年)处/
	3) 配置設計諸元および現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本			有	表記修正(国準拠)
	事項の運用と手順を確認する。		の運用と手順を確認する。		(= 1 3.0)

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
第4310条	土石流対策工詳細設計	第4310条	土石流対策工詳細設計	無無無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(1)設計計画		(1)設計計画	無	
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
	認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		
	査職員に提出するものとする。 ************************************		<u> </u>		
				<u>無</u> 有	士 1 67 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
	1)設計条件決定時の実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行い,その内容が適切であるか確認する。			19	表記修正(国準拠)
	-		内容が適切であるか確認する。 2)設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件	有	表記修正(国準拠)
	2)成訂示件及び現地示件等基本事項の差達が終了した政権で、設計基本宗件の運用と手順を確認する。		2)成計末件, 現地末件等の基本事項の登達が終了のた政権で, 成計基本末件の運用と手順を確認する。	Ħ	化心修工(图字)处
	4)全ての成果品について正確性,適切性,整合性の確認をする。		の建石と丁順と唯版する。 4)全ての <mark>成果物</mark> について正確性,適切性,整合性の確認をする。	有	表記修正(国準拠)
第4311条	流木対策工予備設計	第4311条	流木対策工予備設計		1、100000000000000000000000000000000000
5.65.5.5.5.6.643	2.業務内容		2 . 業務内容	無	
	(1)設計計画		(1)設計計画	無	
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。		
	(4)配置計画		(4)配置設計		表記修正(国準拠)
	(5)施設設計検討		(5)施設設計検討	無	
	1)施設設計の範囲		1)施設設計の範囲		*C+D/E3###
			流木発生抑制施設 流木捕捉施設		新規(国準拠)
	(9)照査		(9)照査	有 無 有	新規(国準拠)
			- 1755年 - 1) <mark>基本事項</mark> の決定に際し,実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行	 右	表記修正(国準拠)
	い、その内容が適切であるか確認する。		い、その内容が適切であるか確認する。	ľ	化心形止(国十)处
	2)配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で,基本事			有	表記修正(国準拠)
	項の運用と手順を確認する。		運用と手順を確認する。	2	CHOISIE(III I IAC)
	4)全ての成果品について正確性,適切性,整合性の確認をする。		4)全ての成果物について正確性,適切性,整合性の確認をする。	有	表記修正(国準拠)
第4312条	流木対策工詳細設計	第4312条	流木対策工詳細設計	無	
	1.業務目的		1.業務目的	無	
	流木対策工詳細設計は,予備設計で検討された施設の基本諸元,設計図書に		流木対策工詳細設計は,予備設計で検討された施設の基本諸元,設計図書に	有	表記修正(国準拠)
	示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき		示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料,地質調査資料等に基づき		
	流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定、及び工		流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定及び工		
	事を実施するための資料を作成することを目的とする。		事を実施するための資料を作成することを目的とする。		
	2.業務内容 (1)設計計画		2.業務内容 (1)設計計画	無	
	(		(1)設計計画 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	.概	表記修正(国準拠)
	文注省は,実務の日的「主首を記録したりんで,設計図書により業務内谷を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		家は, 業務の目的・土目を拒接したりんと, 設計図書にかり業務内谷を唯一	Ħ	1X前沙瓜(国华拠)
	高い、第111元素が計画音名と頃にかり事頃について素が計画音をFMの、調査職員に提出するものとする。		部の、第1112元素が計画音系と頃にかり事項について素が計画音を1F220、調査職員に提出するものとする。		
			<u> </u>	無	
	受注者は,貸与資料を基に現地踏査を行い,計画予定地の河床及び両岸の地		受注者は,貸与資料を基に現地踏査を行い,計画予定地の河床及び両岸の地	有	表記修正(国準拠)
	形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状		形,地質,隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状		(m 1 1/c)
	況を把握し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把		況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を		
	握し、整理するものとする。		把握し,整理するものとする。		
	(3)基本事項決定		(3)基本事項決定	無	新規(国準拠)
				有	新規(国準拠)
			必要な基本事項の決定を行うものとする。		

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
		ļ		.無	士 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1)設計条件決定時の実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行い,その		1) 基本事項決定時の実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行い,その	有	表記修正(国準拠)
	内容が適切であるか確認する。 2)設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で,設計基本条		内容が適切であるか確認する。 2)設計条件,現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の運	<u>=</u>	表記修正(国準拠)
	2) 成計宗件及び現地宗件等基本宗件の登達が終了した政階で、成計基本宗 件の運用と手順を確認する。		2)放訂宗件,現地宗件寺の基本事項の登理が終了した政階で,基本事項の連用と手順を確認する。	13 :	衣記修正(国华拠)
		<b></b>	- 州と子順を確認する。 - 4)全ての <mark>成果物</mark> について正確性,適切性,整合性の確認をする。	<del></del>	表記修正(国準拠)
第4314条	#/主ての成末的について止催は、週のは、空口はの推認をする。 護岸工予備設計	第4314条	# (注) といい、	<del>                                    </del>	农品修业(图年)观/
<del>                                    </del>		<u>                                   </u>	度片	無無	
				無	
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調	١.	化的多正(日十元)
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。		
	(5)施設設計検討		(5)施設設計検討	無	
	1)施設設計の範囲	İ	1)施設設計の範囲	無	
	本体工		本体工	有	表記修正(国準拠)
	基礎工		基礎工	有	表記修正(国準拠)
	根固工		根固工	有	表記修正(国準拠)
	付属施設		付属施設	有:	表記修正(国準拠)
	(9)照査		(9)照査	無	
	2)配置設計諸元及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で,基本事		2)配置設計諸元,現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項	有	表記修正(国準拠)
	項の運用と手順を確認する。		事項の運用と手順を確認する。	<u> </u>	
	3 . 貸与資料		3.貸与資料	無無	
	(2)測量調查資料		(2)測量調査資料	無	
	1)地形図(縮尺1/500~1/1,000)		1)地形図(縮尺1/50~1/1,000)		表記修正(国準拠)
	護岸工詳細設計	第4315条	護岸工詳細設計	無無無	
	2.業務内容	ļ	2.業務内容		
	(1)設計計画 	ļ	(1)設計計画 	<u> </u>	表記修正(国準拠)
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	月 :	衣記修止(国华拠)
	談り、第111宗集務計画音第2項に示り事項について業務計画音をTF成り、調査職員に提出するものとする。		総U, 第1112宗耒務計画音第2項に示す事項にプロで耒務計画音をTF成U, 調査職員に提出するものとする。		
		<b></b>	- <u>且</u> 職員に変出するものとする。 (3)基本事項決定	##	
	(3) 塞尔尹頃次と 受注者は,予備設計での貸与資料と設計図書に基づき,計画諸元,配置設計・		- (3) 秦本争項状と - 受注者は,予備設計での貸与資料と設計図書に基づき,計画諸元,配置設計,	/#	表記修正(国準拠)
	構造諸元、地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。		東江省は、「開設的での負づ負行と成前図書に塞って、計画館が、配置設計、 構造諸元、地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。	H .	化心修正(图干)处
	(7)照査	·····	- 伊に明ル、心質ボド、塚児ボドの奉本事項で次定する600とする。 (7)昭査	<b>#</b>	
	1)設計条件決定時の実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行い,その	<b>†</b>		右	表記修正(国準拠)
	内容が適切であるか確認する。	1	内容が適切であるか確認する。	[ ]	にものでエ(日十元)
	2)設計条件及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の	İ	2)設計条件,現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の運	有	表記修正(国準拠)
	運用と手順を確認する。		用と手順を確認する。		( 1 1/2)
	山腹工予備設計	第4317条	山腹工予備設計	無	
	1.業務目的		1.業務目的	無	
	山腹工の予備設計業務は,設計図書に基づ〈設計条件,地形図,地質調査資	[	山腹工の予備設計業務は,設計図書に基づく設計条件,地形図,地質調査資	有	表記修正(国準拠)
	料,現地調査結果及び技術文献等を確認し,設計地点の立地条件,施工性,経		料,現地調査結果及び技術文献等を確認し, <mark>計画地点</mark> の立地条件,施工性,経		•
	済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定	1	済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定		
	することを目的とする。	<u> </u>	することを目的とする	<u> </u>	
	2 . 業務内容		2.業務内容	無	
L	(1)設計計画	<u> </u>	(1)設計計画	[無	

設計業務共通仕様書 第4編 10/15

編章節条	現行(平成29年版) <sup>条文</sup>	編章節条	改定案(令和4年版)	有無	改定理由
	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。		受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。		表記修正(国準拠)
	(9) 照査 1) 基本条件の決定に際し,実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行い,その内容が適切であるか確認する。		(9) 照査 1) 基本事項の検討に際し,実施方針,現地の状況,既存資料等の確認を行い,その内容が適切であるか確認する。	無 有	表記修正(国準拠)
	2)配置設計諸元及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の運用と手順を確認する。	第4318条	2)配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項 の運用と手順を確認する。 山腹工詳細設計		表記修正(国準拠)
	2.業務内容 (1)設計計画 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	77.10.10.7	2.業務内容 (1)設計計画 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	無無無	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。 (2)現地踏査		認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2)現地踏査	##	ではいる正(日十)だ)
	(4) 場 に 順 員 受注者は,貸与資料を基に現地踏査を行い,計画予定地周辺の山腹,河川の 状況,地形,地質,周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計 に必要な現地状況を把握し,併せて資材運搬,施工ヤード等の施工の観点から		(4) 現場頃長 受注者は,貸与資料を基に現地踏査を行い,計画予定地周辺の山腹,河川の 状況,地形,地質,周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計 に必要な現地状況を把握し,合わせて資材運搬,施工ヤード等の施工の観点	有	表記修正(国準拠)
	現地状況を把握し,整理するものとする。 (3)基本事項決定 受注者は,予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき,設計		から現地状況を把握し、整理するものとする。 (3)基本事項決定 受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、 <mark>設計</mark>	無 無 有	表記修正(国準拠)
	条件・配置設計・構造諸元・地形地質条件・環境条件の基本事項を決定するものとする。 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計を行うものとする。		条件, 配置設計, 構造諸元, 地形地質条件, 環境条件の基本事項を決定するものとする。 受注者は, 設計図書に基づき工事施工に必要な概略設計を行うものとする。	有	表記修正(国準拠)
	2)設計条件及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の 運用と手順を確認する。		2)設計条件,現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の運用と手順を確認する。		表記修正(国準拠)
	4)全ての成果品について正確性,適切性,整合性の確認をする。 受注者は,以下に示す成果物を作成し第1116条成果物の提出に従い,2部納 品するものとする。		4)全ての <mark>成果物</mark> について正確性,適切性,整合性の確認をする。 受注者は,以下に示す成果物を作成し <mark>第1117条</mark> 成果物の提出に従い,2部納 品するものとする。	有	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
	(1)砂防えん堤及び床固工の設計 1)予備設計の成果物成果物一覧	表4.3.1	(1)砂防堰堤及び床固工の設計 1)砂防堰堤及び床固工予備設計の成果物 成果物一覧	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
	<ul><li>2)詳細設計の成果物成果物一覧</li><li>1)予備設計の成果物成果物一覧</li></ul>	表4.3.2	成果物一覧 2)砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果物 成果物一覧 1)深流保全工予備設計の成果物	<u>有</u> 有	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
	2)詳細設計の成果物成果物一覧	表4.3.3 表4.3.4	成果物一覧 2)渓流保全工詳細設計の成果物 成果物一覧	右	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
	(3)土石流対策及び流木対策工の設計 1)土石流対策工予備設計の成果物成果物一覧	表4.3.5	(3)土石流対策及び流木対策の設計 1)土石流対策工予備設計の成果物 成果物一覧	有 有 有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
	2)土石流対策工詳細設計の成果物成果物一覧 3)流木対策工予備設計の成果物成果物一覧	表4.3.6	2)土石流対策工詳細設計の成果物 成果物一覧 3)流木対策工予備設計の成果物	<u>有</u> 有	表記修止(国準拠) 表記修正(国準拠)
	4)流木対策工詳細設計の成果物成果物一覧	表4.3.7 表4.3.8	成果物一覧 4)流木対策工詳細設計の成果物 成果物一覧	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)

設計業務共通仕様書 第 4 編 11/15

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有無	改定理由
1)予備設計の成果物成果物一覧	1)護岸工予備設計の成果物	有	表記修正(国準拠)
2)詳細設計の成果物成果物一覧	2)護岸工詳細設計の成果物	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
1) 予備設計の成果物成果物一覧	表4.3.10 成果物一覧 1)山腹工予備設計の成果物	有 有	表記修止(国準拠) 表記修正(国準拠)
2)詳細設計の成果物成果物一覧	表4.3.11 成果物一覧 2)山腹工詳細設計の成果物	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
本業務は,地すべり地,地すべり地域について,精査により判明した地すべり機	表4.3.12 成果物一覧 本業務は,地すべり地,地すべり地域について,精査における地すべり機構と対	有	表記修正(国準拠)
本業務は、地すべり地、地すべり地域について、精直により手間のだ地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。	本業務は、地すべり地、地すべり地域にプロで、桐 <u>園にのり</u> る地すべり機構とX 策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行 うことを目的とする。		衣む修正(国华拠)
受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,訓		表記修正(国準拠)
査職員に提出するものとする。  さらに広域を対象として地すべり地の予察を行う場合には,対象地域における 地すべり地の地形的な特徴を事例・文献より整理,推定したうえで,地すべり地	査職員に提出するものとする。 <mark>更に</mark> 広域を対象として地すべり地の予察を行う場合には,対象地域における地 すべり地の地形的な特徴を事例・文献より整理,推定したうえで,地すべり地形		表記修正(国準拠)
形の特徴に着目して地すべり地の判読を行うほか,予察に必要な地質,地質構造を反映していると考えられる地形,その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。	の特徴に着目して地すべり地の判読を行うほか,予察に必要な地質,地質構造を反映していると考えられる地形,その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。		
受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確 認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,詞		表記修正(国準拠)
査職員に提出するものとする。 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確	査職員に提出するものとする。 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		表記修正(国準拠)
認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調 査職員に提出するものとする。	認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し, 査職員に提出するものとする。	1	
受注者は,概査における現地調査の結果を基に,斜面の工法検討,機構解析のため,さらに詳細な現地精査を行うものとする。	受注者は,概査における現地調査の結果を基に,斜面の工法検討,機構解析 のため, <mark>更に</mark> 詳細な現地精査を行うものとする。	有	表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有	表記修正(国準拠)
受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確 認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,詞	有	表記修正(国準拠)
査職員に提出するものとする。 配置設計で立案された工法について,主要な構造物についてはその機能,規模	査職員に提出するものとする。 受注者は、配置設計で立案された工法について、主要な構造物についてはその		表記修正(国準拠)
に応じた地すべりの安定度の変化を計算し,必要とする安定度の変化に対応する応力計算を行い,施設の規模,形状,基本寸法,使用材料等を決定するものとする。	機能,規模に応じた地すべりの安定度の変化を計算し,必要とする安定度の変 化に対応する応力計算を行い,施設の規模,形状,基本寸法,使用材料等を決 定するものとする。		
受注者は,決定した最適案について,施行方法,施行順序を考慮し,概略の施工計画を作成するとともに,仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとす	受注者は,決定した最適案について, <mark>施工方法,施工順序</mark> を考慮し,概略の施 工計画を作成するとともに,仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとす	有	表記修正(国準拠)
る。 2)配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で,基本事 項の運用と手順を確認する。	る。 2)配置 <mark>設計諸元,現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項 の運用と手順を確認する。</mark>	有	表記修正(国準拠)
4)全ての成果品について正確性,適切性,整合性の確認をする。 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	4)全ての <mark>成果物</mark> について正確性、適切性、整合性の確認をする。 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調査職員に提出するものとする。	認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し, 直職員に提出するものとする。	1	

設計業務共通仕様書 第 4 編 12/15

	現行(平成29年版)	1	改定案(令和4年版)	有	 改定理由
編章節条	が11(一7以254年/以 <i>)</i> 条文	   編章節条	スた <del>木</del> (マヤロサールズ) 条文	無	以处理田
71119 1211 - 131	予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項	71113 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用		表記修正(国準拠)
	と詳細設計で決定する事項を整理し,必要な基本事項を決定するものとする。		できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するも		
	受注者は,予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観,耐	ļ	のとする。 受注者は,予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての <mark>美観性</mark> ,	 有	表記修正(国準拠)
	安注省は、「A個設計で検討した内容に沿って使用する系材についての実態、同 候性、加工性、経済性等及び自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとす		受注者は、「A個設計で検討した内谷に沿って使用する系材についての美観性、 耐候性、加工性、経済性等及び自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものと	13	衣記修正(国年拠)
	3.		する。		
	2)設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で,設計基本条		2)設計条件,現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の運	有	表記修正(国準拠)
	件の運用と手順を確認する。		用と手順を確認する。	. <u></u>	
	4)全ての成果品について正確性,適切性,整合性の確認をする。		4)全ての成果物について正確性,適切性,整合性の確認をする。	<u>有</u>	表記修正(国準拠)
		ļ	(8)施工計画検討 受注者は,決定した最適案について,施工方法,施工順序を考慮し,概略の施	月	新規(国準拠) 新規(国準拠)
			工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとす	Ħ	初况(四千)处)
第5節	成果品	第5節	る。 成果物		表記修正(国準拠)
第4410条	成果品	第4410条	成果物	复	表記修正(国準拠)
	受注者は,以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い,3部納 品するものとする。		受注者は,以下に示す成果物を作成し <mark>第1117条</mark> 成果物の提出に従い,2部納 品するものとする。	有	表記修正(国準拠)
	成果品一覧	<b>-</b>		右	表記修正(国準拠)
	7.A.A.H. 2.E.	表4.4.1	成果物一覧	宥	表記修正(国準拠)
			(1)地すべり予備調査 成果物一覧 (2)地すべり概査 成果物一覧 (3)地すべり機構解析	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
		表4.4.2	成果物一覧	有	表記修正(国準拠)
		表4.4.3	(3)地すべり機構解析	真	表記修正(国準拠)
		衣4.4.3	成果物一覧 (4)地すべり対策計画	<u>有</u>	表記修正(国準拠)表記修正(国準拠)
		表4.4.4	成果物一覧		表記修正(国準拠)
			(5)地すべり防止施設予備設計	有	表記修正(国準拠)
		表4.4.5	成果物一覧 (6)地すべり防止施設詳細設計	有	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠) 表記修正【県独自】
			(6)地すべり防止施設詳細設計	有	表記修止【県独目】
		表4.4.6	成果物一覧	———— 有	表記修正【県独自】
	本業務は,急傾斜地崩壊および危険区域の斜面について,精査により判明した		本業務は,急傾斜地崩壊および危険区域の斜面について,精査における崩壊	有	表記修正(国準拠)
	崩壊機構と対策計画のために必要な資料を整理し、急傾斜地崩壊の危険斜面のスマスクラストを見からする。		機構と対策計画のために必要な資料を整理し、急傾斜地崩壊の危険斜面の予		
	の予察を行うことを目的とする。 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確		察を行うことを目的とする。 受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	 ≠	表記修正(国準拠)
	認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調	Ħ	化心修正(图干)处
	査職員に提出するものとする。		査職員に提出するものとする。		
	受注者は,急傾斜地崩壊(危険)斜面について,地形図,地質図,その他地形・		受注者は,急傾斜地崩壊(危険)斜面について,地形図,地質図,その他地形	有	表記修正(国準拠)
	地質に関する資料,空中写真,気象に関する資料,過去の災害記録,近傍で発		図・地質に関する資料,空中写真,気象に関する資料,過去の災害記録,近傍		
	生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料、斜面		で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料を		
	周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画などの項目について資料を収集		収集するものとする。また,斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では,法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画		
	であるものとする。		等の項目について資料を収集するものとする。		
	また、設計図書に基づき,急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予		また,設計図書に基づき,急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予	有	表記修正(国準拠)
	察では、設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・		察では、設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・		,
	文献より整理,推定したうえで,急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の		文献より整理,推定したうえで,急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の		
	判読を行うほか,予察に必要な地質,地質構造を反映していると考えられる地  バスの他の微地が変素。特徴について判読を行うまのとする		判読を行うほか,予察に必要な地質,地質構造を反映していると考えられる地		
L	形,その他の徴地形要素・特徴について判読を行うものとする。	.l	形,その他の <mark>微地形</mark> 要素・特徴について判読を行うものとする。	I	

設計業務共通仕様書 第 4 編 13/15

現行(平成29年版)	改定案(令和4年版) 編章節条	 有 無	改定理由
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確	● 第二章		表記修正(国準拠)
認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		(-1.3.5)
査職員に提出するものとする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	査職員に提出するものとする。	<del></del>	丰气极于/克维加)
・傾斜度・斜面の高さ・斜面方位・斜面形状・縦断形状・横断形状・遷急線 ・地表の状況・表土の厚さ・地盤の状況・岩盤の亀裂・斜面と不連続面の関係断	傾斜度・斜面の高さ・斜面方位・斜面形状・縦断形状・横断形状・遷急線 地表の状況・表土の厚さ・地盤の状況・岩盤の亀裂・斜面と不連続面の関係断		表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
層および破砕帯	層および破砕帯	H 1	风心沙丘(国干)处
受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	認し, <mark>第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調</mark>		
査職員に提出するものとする。 受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析	査職員に提出するものとする。 受注者は,概査における現地調査の結果を基に,斜面の工法検討,機構解析	右	表記修正(国準拠)
のため、必要に応じて、以下の項目についてさらに詳細な現地精査を行うものと	のため、必要に応じて、以下の項目について更に詳細な現地精査を行うものと	H 1	风心沙丘(当十)处)
する。	する。		
受注者は,発注者より貸与される既存調査の結果,(4)~(8)号の結果に基づ		有	表記修正(国準拠)
いて,崩壊(危険)斜面の崩壊発生の原因を素因,誘因に分けて検討するものと する。	いて, <mark>急傾斜地崩壊</mark> (危険)斜面の崩壊発生の原因を素因,誘因に分けて検討 するものとする。		
	新面図には、崩壊(すべり)面、地下水位(最高水位、最低水位)ボーリング柱状	有 :	表記修正(国準拠)
状図,地層区分(線),風化区分(線),各種の調査・試験結果(地下水流動面,	図,地層区分(線),風化区分(線),各種の調査・試験結果(地下水流動面,崩		
すべり面調査に基づく変位の位置,形状,標準貫入試験の分布など),地表の	壊(すべり)面調査に基づく変位の位置,形状,標準貫入試験値の分布等),地		
<b>亀裂・変状の位置,湧水の位置,保全対象の位置を記載するものとする。</b>	表すべり面調査に基づく変位の位置,形状,標準貫入試験値の分布等),地の 亀裂・変状の位置,湧水の位置,保全対象の位置等を記載するものとする。		
	<b>電表</b> 「受休の位直,房外の位直,体主対象の位直寺を記載するものとする。 ┃		
平面図には,基盤岩(不動岩)の分布,基盤岩(不動岩)の走向・傾斜,崩積土		有	表記修正(国準拠)
の分布,崩壊(想定)範囲,滑動状況,地表面の変状の分布,湧水位置,地下水	の分布,崩壊(想定)範囲,滑動状況,地表面の変状の分布,湧水位置,地下水		
流下経路を記載するものとする。	流下経路等を記載するものとする。	有	表記修正(国準拠)
受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確 認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	<b>1</b>	衣記修正(国华拠)
査職員に提出するものとする。	査職員に提出するものとする。		
受注者は,機構解析の成果に基づいて,また,各種のデータを吟味して,安定	受注者は,機構解析の成果に基づいて,また,各種のデータを吟味して,安定	有	表記修正(国準拠)
度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量,安定計算式,崩壊面の土 質強度定数,残留間隙水圧の分布,現状の地下水位について検討し,決定す	度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量,安定計算式,崩壊面の土 質強度定数,残留間隙水圧の分布,現状の地下水位等について検討し,決定		
負別及に数、残留间限小圧の方布、現仏の地下小位につけて検討し、次に9 るものとする。	真独及足数,残苗间除小庄の万布,現仏の地下小世寺にプロで検討し,沃足 するものとする。		
受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確	有	表記修正(国準拠)
認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	認し, <mark>第1112条</mark> 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調		
査職員に提出するものとする。	査職員に提出するものとする。 要注えば、自然と地域に関係したお知の検討を行うものとする。	<u></u>	丰台.校元/序/淮+hn\
受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。 4)すべての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。	受注者は,自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う <mark>ものとする。</mark> 4)全ての成果物について正確性,適切性,整合性の確認をする。	.[]	表記修正(国準拠) 表記修正(国準拠)
受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確	受注者は,業務の目的・主旨を把握したうえで,設計図書に示す業務内容を確		表記修正(国準拠)
認し,第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調	認し, <mark>第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し,調</mark>		Ç
査職員に提出するものとする。	査職員に提出するものとする。	<del></del>	丰气夜元/京淮州(
受注者は,地形図,地質調査資料および現地踏査結果を基に,地形,地盤強度,断層等の地形,地質条件の確認,整理を行うものとする。	受注者は,地形図,地質調査資料および現地踏査結果を基に,地形,地盤強 度,断層等の <mark>地形・地</mark> 質条件の確認,整理を行うものとする。	1月 名	表記修正(国準拠)
受注者は、環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とするものとす		有	表記修正(国準拠)
<b>გ</b> 。	する。		
2)設計条件および現地条件等,基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の選出を表現して関係を表す。	2)設計条件,現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で,基本事項の運	有	表記修正(国準拠)
の運用と手順について照査を行う。 4)全ての成果品について正確性,適切性,および整合性に着目し照査を行う。	用と手順について照査を行う。 4)全ての成果物について正確性,適切性,および整合性に着目し照査を行う。	有	表記修正(国準拠)
		H 1	以心诊止(当于)处)
第5節 成果品	第5節 成果物	有	表記修正(国準拠)

設計業務共通仕様書 第 4 編 14/15

## 新旧対照表

	現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)	有	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	無	
第4510条	成果品	第4510条	成果物	有	表記修正(国準拠)
	受注者は,以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い,3部品			有	表記修正(国準拠)
	するものとする。	<u> </u>	品するものとする。	<u> </u>	
	成果品一覧		(1)急傾斜地予備調査	有	新規(国準拠)
		表4.5.1	成果物一覧	有	新規(国準拠)
			(2)急傾斜地概査	有	新規(国準拠)
		表4.5.2	成果物一覧	有	新規(国準拠)
			(3)急傾斜地機構解析	有	新規(国準拠)
		表4.5.3	成果物一覧	有	新規(国準拠)
			<u>(4)急傾斜地崩壊対策計画</u>	有	新規(国準拠)
		表4.5.4		有	新規(国準拠)
			(5)急傾斜地崩壞防止施設予備設計	有	新規(国準拠)
		表4.5.5	成果物一覧	有	新規(国準拠) 表記修正【県独自】
			(6)急傾斜地崩壞防止施設詳細設計	有	表記修正【県独自】
		<u>                                     </u>	0 41.	ļ <sub>.</sub>	
		表4.5.6	成果物一覧	有	表記修正【県独自】
				l	

設計業務共通仕様書 第 4 編 15/15